

283

16



0051267-001

283-16

第六高等学校一覽


第六高等学校・編


第六高等学校

昭和16至17年, 昭和17至18年

昭和16-17

AHM





283
16

エト5J-97

283-16

283

16

第六高等學校一覽

自昭和十六年
至昭和十七年

283-16



宣誓文

第一條 本校生徒タルモノハ教育ニ關スル 勅語ノ趣旨ヲ奉體シ拳々服膺シテ

須臾モ之ヲ忘ルベカラズ

第二條 本校生徒ハ左ノ五項ヲ服膺スベシ

- 一 忠孝ノ大義ヲ明ニシ愛國ノ精神ヲ發揮スベキヨト
 - 二 信義ヲ重シ廉恥ヲ尙ビ輕佻浮薄ノ舉動アルベカラザルコト
 - 三 志操ヲ固クシ學業ヲ勵ミ身體ヲ健全ニスベキコト
 - 四 質素勤儉ヲ旨トシ言行一致ヲ期シ忍耐ノ氣風ヲ養フベキコト
 - 五 規律ヲ守リ禮儀ヲ重シ暴慢放肆ノ行爲アルベカラザルコト
- 右ノ條々謹ミテ遵守實行シ生徒ノ本分ヲ完ウスベキコトヲ宣誓候也



發行所寄贈本

第六高等學校一覽

目次

- 【一】 學 年 曆
- 【二】 沿 革 略
- 【三】 關係諸法令
 - 一 文部省直轄諸學校官制(抄)
 - 二 文部省直轄諸學校職員定員令(抄)
 - 三 高等學校令
 - 四 高等學校規程
 - 五 文部省直轄諸學校生徒他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試驗ヲ受クルノ件
 - 六 高等學校高等科學力檢定規程
 - 七 陸軍現役將校學校配屬令(抄)

目次

【四】學 則

- 第一章 總 則
- 第二章 學 科
- 第三章 學年學期及休業
- 第四章 入 學 及 在 學
- 第五章 進 級 及 卒 業
- 第六章 休 學
- 第七章 退 學 及 除 名
- 第八章 表 彰 及 懲 戒
- 第九章 授 業 料
- 第十章 生 徒 寮 規 程

【五】細 則

- 第一章 授 業 規 程
- 第二章 生 徒 心 得

壹 壹

【六】掌 務 細 則

- 第三章 生徒集會規程
- 第四章 生徒集團旅行規程
- 第五章 學業成績考查細則
- 第六章 通學生徒規程
- 第七章 監督教官規程
- 第八章 級長及副級長規程
- 第九章 評議員規程
- 第十章 教授會規程
- 第十一章 服裝規程
- 第十二章 圖書閱覽室規程
- 第十三章 圖書ノ館外貸出ニ關スル件
- 第十四章 校 旗 規 程

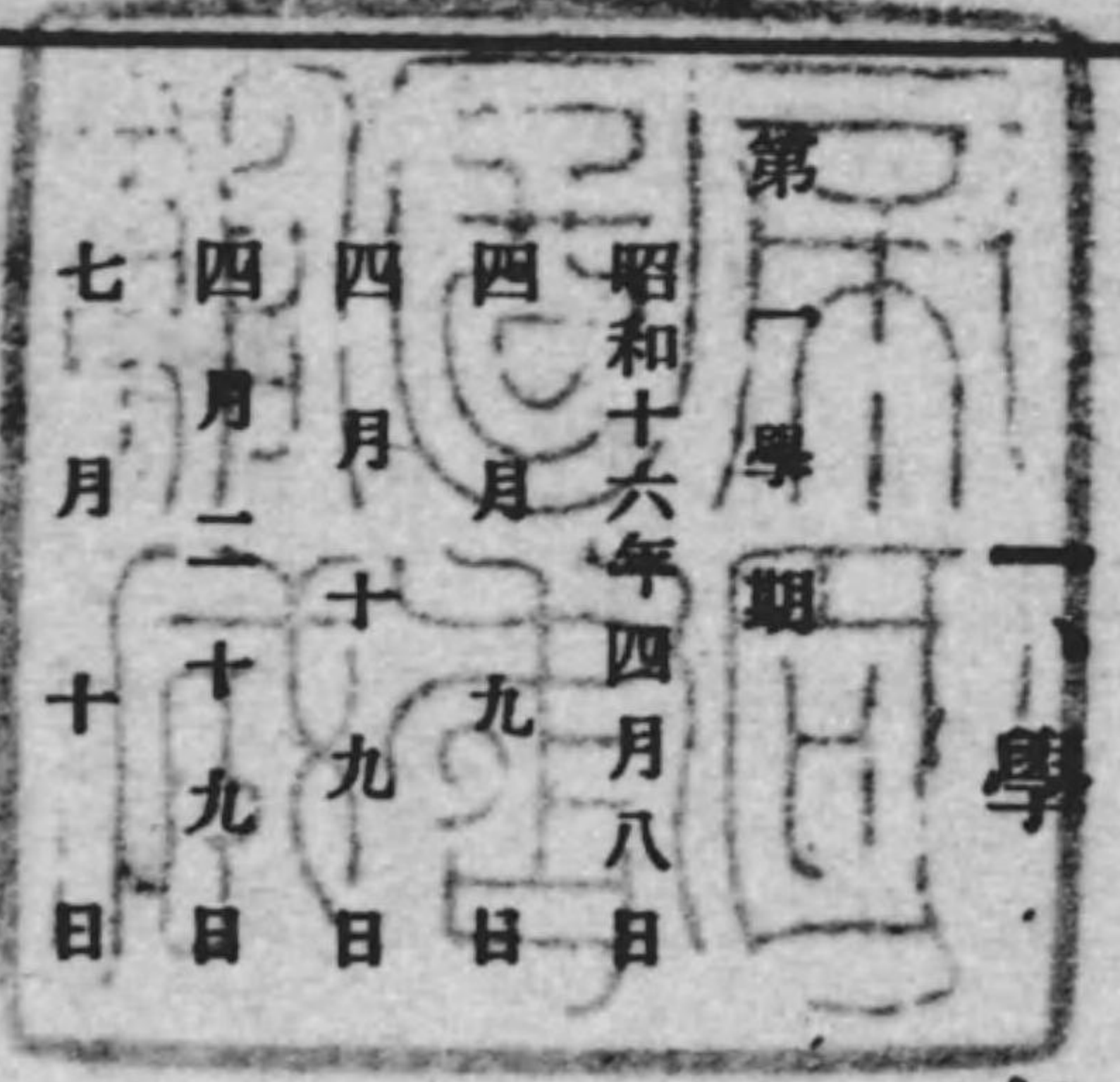
- 第一節 校務分掌規程
- 第二節 事務員服務規程

壹 壹

第一事	務員	
第二當	直員	
【七】	職員姓名	
【八】	生徒姓名	
【九】	卒業生姓名	
【十】	卒業生徒數調	
【十一】	生徒道廳府縣別人員	
【十二】	敷地及建物	
【十三】	第六高等學校報國團規	
【十四】	六高同窓會則	
【十五】	學校圖	

三九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五

第六高等學校一覽



學年曆

昭和十六年四月八日
 四月十九日
 四月二十九日
 七月十一日
 七月十九日
 第二學期
 九月六日

自昭和十六年

宣誓式
 第一學期授業始
 本校記念日
 天長節拜賀式
 第一學期授業終
 夏季休業始

第二學期授業始

學年曆

九月二十三日 (秋季皇靈祭)
 十月十七日 (神嘗祭)
 十月三十日
 十一月三日
 十一月二十三日 (新嘗祭)
 十二月二十四日
 十二月二十五日

休業
 休業
 教育勅語奉讀式
 明治節拜賀式
 休業
 第二學期授業終
 冬季休業始

第三學期

昭和十七年一月一日
 一月八日
 二月十一日
 三月十五日
 三月十六日

新年拜賀式
 第三學期授業始
 紀元節拜賀式
 第三學期授業終
 春季休業始

一、沿革略

明治三十三年

三月二十九日勅令第八十四號ニヨリ本校ヲ設置セラレ同日勅令第八十六號ヲ以テ職員ノ員數ヲ校長一人教授七人助教授四人書記四人ト定メラレ 四月十三日第三高等學校教授酒井佐保學校長ニ命セラレ 四月十九日文部省告示第二百二十一號ヲ以テ本校ノ位置ヲ岡山縣岡山市大字山手屋敷及大字國富田中ト定メラレ假事務所ヲ文部省内ニ置ク同日文部省令第七號ヲ以テ本校ニ大學豫科ヲ設置セラル 五月三十一日假ニ本校學則ヲ定メ大學豫科各部第一級生徒ヲ募集ス 六月十九日文部省内假事務所ヲ岡山市大字國富少林寺ニ移ス 七月六日入學試驗臨時委員ヲ第三高等學校職員ニ囑託シ第三高等學校ニ於テ入學試驗ヲ施行ス 八月十五日入學試驗合格者ヲ悉ク各部第一級ニ編入ス是本校カ生徒ヲ收容シタル始メトス同時ニ生徒ノ服制及徽章並生徒ノ番號ヲ定ム 同日校務分掌規程ヲ定メ教務、寮務、庶務、會計、文庫ノ五課ヲ設ケ主幹及各課主任ヲ置 又事務員服務細則ヲ定ム 九月六日小橋町國清寺ヲ假生徒寮ニ充テ全校生徒ヲ悉ク之ニ收容ス 同日事務所ヲ本校内ニ移ス此日曩ニ本校ニ下賜セラレタル 兩陛下及 皇太子殿下ノ御眞影並教育ニ關

スル勅語ノ謄本ヲ拜戴ス 十一、十二ノ兩日入學生徒ノ引見式ヲ又十三日ニ宣誓式ヲ行フ 十五日開校式ヲ舉行ス 十六日地方公衆ニ校舎ノ縦覽ヲ許ス 十八日始メテ各學科ノ授業ニ就ク 十月二日從來ノ假學則ヲ改メ、更ニ校則ヲ定ム 其ノ他擔任教官並級長副級長等ノ制ヲ定ム

明治三十四年

一月八日 御親署ノ勅語ヲ拜戴ス 三月三十一日勅令第二十五號ニヨリ本校教授十三人助教五人書記五人ト定メラル 九日生徒寮規則ヲ定ム 十日寄宿舎新築落成シ新ニ生徒寮ヲ開キ國清寺ニ設ケタル假生徒寮ヲ廢ス 八月二十五日授業料一學年金貳拾圓ナリシヲ貳拾五圓ト改メ明治三十四年九月以後ノ入學者ニ對シ實施スルコトトス 九月三日博物學、化學、物理學ノ各特別教室ノ新築落成ス

明治三十五年

一月書庫並圖書閱覽室竣工シ茲ニ工事ニ關スル既定事業完成ス 三月二十七日勅令第九十九號ヲ以テ本校教授定員二十二二人助教同五人書記同六人ト定メラル 四月二十五日文部省告示第八十二號高等學校大學豫科入學試驗規定發布セラレ從來高等學校が各自ニ施行シタリシ生徒ノ入學試

驗ハ茲ニ文部本省ノ事務ニ移ル 九月十一日市内虎列拉病流行ニヨリ開校ヲ延期シ同月二十一日迄授業ヲ閉止ス此ノ月二年級以上ノ生徒ニ市内散宿ヲ許シ同時ニ生徒番號ヲ廢ス

明治三十六年

六月十九日勅令第百三號ヲ以テ本校教授定員二十三人助教定員六人ニ改メラル 六月三十日生徒六十名ヲ卒業セシム是本校第一回卒業生ナリ

明治三十七年

十一月三十日文庫規程ヲ改正シ器械標本類ノ出納保管ノ任ヲ文庫課ノ管掌ヨリ除ク

明治三十八年

二月授業料ヲ一學年金參拾圓ニ改ム同時ニ在學證書ノ様式等ニツキ規則中改正アリ 九月十一日生徒取締ヲ置キ其ノ掌務規程ヲ定ム

明治三十九年

三月二十九日勅令第四十六號ヲ以テ本校教授定員ヲ二十四人ニ改メラル

明治四十年

六月二十八日勅令第二百四十七號ヲ以テ本校教授定員ヲ二十六人助教同七人ニ改メラル 九月規則ヲ改正シ從來ノ生徒保證人ヲ廢シ試驗制度ヲ定ム

明治四十一年

三月十二日文部省告示第七十八號ヲ以テ入學試驗ニ關スル事務ハ再ビ高等學校ニ於テ施行スルコトトナル 二十三日生徒控所兼雨天體操場落成シ其ノ引渡ヲ受ク 此ノ月勅令第六十九號ヲ以テ本校教授定員ヲ二十七人ニ改メラル 九月寮費一ヶ月金七十五錢ナリシヲ改メテ九拾錢トス

明治四十二年

一月校務分掌規程ヲ改正シ主幹ヲ廢シ從來ノ分課ノ外更ニ生徒課ヲ増設ス又評議員規定ヲ定メ同時ニ評議員ヲ任命ス 四月勅令第八十八號ヲ以テ教授ノ定員ヲ二十八人ニ改メラル 六月十四日文部省令第十五號ヲ以テ高等學校大學豫科學科課程中地質及礦物ヲ地質學礦物學ト改メ林學科志望者ニ數學ヲ削リテ英語ヲ加ヘ又理農藥學志望者ニ動物及植物ノ實驗ヲ加ヘラル 八月十九日文部省令第十九號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗規程中第一部ノ志望類ニ改正ヲ加ヘラル 同日文部省令第十二號ヲ以テ大學豫科學科課程中第一部丙類政治科志望者ノ外國語授業時數ヲ定

メラル 九月寮費金壹圓拾錢ニ改ム

明治四十三年

三月勅令第六十七號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令ノ改正ニヨリ本校助教ノ定員ヲ二人ニ改メラル 四月二十一日文部省令第九號ヲ以テ農科大學志望者ニ數學ヲ除カル 五月文部省令第十一號ヲ以テ入學者選抜試驗無試驗檢定規程定メラル 十一月一日文部省令第二十六號ヲ以テ大學豫科學科課程中倫理ヲ修身ニ改メ同時ニ同科ノ授業時數ヲ增加セラル 十六日 御沙汰ニヨリ御名代トシテ恒久王殿下台臨アラセラル 二十五日學校長酒井佐保第三高等學校長ニ任セラレ高知縣立第一中學校長金子銓太郎學校長ニ任セララル

明治四十四年

一月二十三日各部第一年級及第二年級ニ修身科ノ授業ヲ開始ス 四月二十六日文部省令第二十一號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗無試驗檢定規程中推薦學校ノ種類ヲ加ヘラル 七月三十一日勅令第二百十七號ヲ以テ高等中學校令發布セラレ高等學校令廢止セララル但本令ハ明治四十六年四月二日ヨリ施行セラルモノニシテ高等學校大學豫科ハ其ノ際現ニ在學スル者ノ爲ニ明治四十八年八月三十一日迄存置セラル 同日文部省令第二十五號ヲ以テ高等中學校規程發布セララル

九月一日授業料額ヲ一學年金參拾五圓ニ改ム 四日校長室教官室事務室及食堂ノ位置ヲ變更ス

明治四十五年

七月一日集會所ノ新築落成シ引渡ヲ受ク

七月三十日 明治天皇崩御即日 大正天皇踐祚元號ヲ大正ト改メラル

大正二年

二月二十六日圖書特別教室一棟増築竣工シ其ノ引渡ヲ受ク 三月三十日勅令第十八號ヲ以テ高等中學校令ノ實施ヲ延期セラル 七月十四日規則中ヲ改正シ入學料金壹圓ヲ金參圓ニ増額ス 九月六日規則中ヲ改正シ天長節祝日ヲ休業中ニ追加ス

大正三年

四月三十日文部省令第十八號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗規程中修學部類ニ改正ヲ加ヘラレ理科及藥學科ヲ二部乙類トナシ農科ヲ二部丙類トナス 六月十九日勅令第二百二十四號ヲ以テ文部省直轄諸學校ノ名譽教授ニ關スル件ヲ定メラル 九月八日生徒取締規程ヲ廢ス

大正四年

六月二日校則中學業成績考查細則ニ追加シ三年級生徒ニ限リ第三學期試業ニ缺席シタル者モ認定ノ上卒業セシムルコトアルヘシトノ規程ヲ設ク 十月二十一日 天皇陛下ノ御眞影ヲ拜戴ス 十二月七日勅令第二百三十六號ヲ以テ本校教授定員ヲ三十人ト改正セララル

大正五年

十月二十一日 皇后陛下 皇太子殿下ノ御眞影ヲ拜戴ス

大正六年

四月二十七日 文部省令第四號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗規定ヲ改正シ各高等學校集合ノ試験制トナス 九月二十二日勅令第六十一號ヲ以テ教授定員ヲ三十二人ト定メラル 十一月二十九日校則第二章第一款ノ授業規程中生徒ノ缺席届出方ヲ改正シ尙擔任教官ヲ廢シ新ニ監督教官規程並ニ級長副級長規程ヲ定ム

大正七年

七月十九日勅令第二百八十六號ヲ以テ教授定員ヲ三十四人ト定メラル 十二月五日勅令第三百八十九號ヲ以テ高等學校令發布セラレ明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及明治四十四年勅令

第二百十七號高等中學校令廢止セラル但現在ノ高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マデ存置セラル

大正八年

一月八日學校長金子銓太郎第三高等學校長ニ任セラレ文部省督學官丸山環學校長ニ任ゼラル 三月二十九日文部省令第八號ヲ以テ高等學校規程設定セラル同規程ニヨリ本令施行ノ際現ニ高等學校大學豫科ニ在學スル生徒ニシテ大正十年八月三十一日マテニ卒業セサルモノハ之ヲ高等學校高等科ノ相當學年ニ編入スト定メラレ又高等中學校規程、明治四十一年文部省令第九號高等學校大學豫科入學者無試驗檢定規程及高等學校大學豫科入學者選拔試驗規定ヲ廢止セラレ之ニ依リ集合試驗制度セラル 同日文部省令第九號ヲ以テ高等學校高等科入學資格試驗規程又文部省令第十號ヲ以テ高等學校教員規程ヲ定メラル 四月十九日文部省令第十四號ヲ以テ官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程ヲ定メラル 二十三日柔道道場落成シ其引渡ヲ受ク 九月十六日本校規程ヲ廢シ更ニ學則ヲ定ム

大正九年

八月授業料ヲ一學年金四十圓ト改ム 二十七日勅令第三百三十九號ヲ以テ教授定員ヲ三十六人ト

定メラル

大正十年

四月學則中ヲ改正シ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルト爲シ又寮費一ヶ月金貳圓ト定ム 五月二十五日勅令第二百三十三號ヲ以テ助教教授ノ定員ヲ三人ト定メラル 十一月二十六日官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程中ヲ改正シ理科丙類ヲ増設セラル

大正十一年

四月授業料ヲ一學年金五拾圓ト改メ又寮費月割ノ制ヲ改メテ年額トナス 六月十九日細則中授業規程ヲ改正ス 十一月劍道場及弓道場竣工シ其引渡ヲ受ク 十二月文部省所管ノ學校二箇以上ニ入學ヲ志願シタル者扱方ノ件廢止セラル

大正十三年

六月九日松江高等學校長小松倍一本校校長ニ任セラレ丸山環本校校長ヲ免セラル

大正十四年

三月二十三日授業料ニ關スル規定ヲ改正シ四月一日ヨリ授業料一學年金六拾五圓トス 四月十三

日勅令第三百三十五號ヲ以テ陸軍現役將校學校配屬令發布セラレ 同日文部省訓令第六號ヲ以テ教練教授要目ヲ定メラル 十月十八日創立第二十五年記念祝賀式施行 十一月二十五日文部省令第四十二號ヲ以テ入學者選抜試験規程中改正高等學校ヲ二班ニ分チ各班前後シテ選抜試験ヲ行ヒ入學志願者ハ他班ニ屬スル一校ヲ併セ同時ニ二校ヲ入學志望校ト指定スルコトヲ得トナセリ

大正十五年

三月四日勅令第二十五號ヲ以テ公休日改定ニ付學則中休日規程ヲ改正ス 四月二十一日細則中服裝規程雨具ニ關スル規程ヲ廢ス 五月二十三日 皇太子殿下行啓アラセラル 十二月二十五日 大正天皇崩御即日 今上天皇踐祚元號ヲ昭和ト改メラル

昭和二年

二月七日講師文學士文學博士正四位勳四等滿田新造卒去ニツキ同月十日校庭ニ於テ校友會葬執行 十一月二日高等學校規程中改正明治節祝賀ノ式ヲ行フヘキ旨定メラル 同月二十二日文部省令第二十八號ヲ以テ高等學校規程中入學者選抜方法ニ關シ改正ヲ加ヘラル 同日文部省令第二十九號ヲ以テ官立高等學校高等科入學選抜試験規程ヲ廢セラレ 之ニ依リ二班制ヲ廢セラル 十二月二十八日勅令第三百六十五號ヲ以テ直轄學校官制ニ助手ヲ加ヘラル 同日直轄學校職員定員令改正

本校助手定員一人ト定メラル

昭和三年

九月八日本校校長小松倍一水戸高等學校長ニ任セラレ 第二高等學校長岡野義三郎本校校長ニ任セラル 十月九日 天皇后兩陛下ノ 御眞影ヲ拜戴ス 三十日文部省直轄諸學校官制改正生徒監ヲ廢シ更ニ生徒主事及生徒主事補ヲ設ケラル同時ニ同直轄諸學校職員定員令改正本校ニ生徒主事一人並ニ生徒主事補一人ヲ配當セラル 十一月十日御即位大禮奉祝ノ式ヲ舉行ス

昭和四年

三月二十五日學則ヲ改正シ授業料一ヶ年金八拾圓トシ昭和四年以後ノ入學者ニ對シ適用ス

昭和五年

三月五日學則中改正ヲ爲シ副保證人ノ制ヲ定ム同時ニ在學證書及在寮誓書ノ書式ヲ改ム 十一月十八日日本多侍從ヲ御差遣アラセラル 十二月八日入學者選抜試験規定ヲ改正セラレ理科志願者ハ各類ヲ通シテイロノ二種ニ分チテ定員ヲ定メラル

昭和六年

二月五日從來奉安ノ 天皇皇后兩陛下御眞影ハ御引替ノ爲メ奉還シ新ニ御下賜ノ御眞影ヲ拜戴ス
十二月十一日 文部省告示第三百三十號ヲ以テ各官立高等學校高等科ニ入學セシムヘキ生徒概數ハ
各組毎ニ三十七名ト定メラル

昭和七年

一月學則中休業日規定ヲ改正ス
四月八日二百五十三名ニ入學ヲ許可ス
十月明治二十三年十月三十日煥發セラレタル教育ニ關スル勅語ハ定例トシテ毎年十月三十日ヲ以
テ奉讀式ヲ舉行スヘキ旨文部省ヨリ達セラレ本校式日ニ之ヲ加フ
十二月二十八日 文部省直轄諸學校職員定員令改正助教定員ヲ二人ニ減シ助手ノ定員ヲ削ラル

昭和八年

一月六日校友會ニ於テ校內ニプールヲ設置ス 四月十九日本校創立第三十三年記念日ニ當リ卒業
生ノ發起ニヨリテ建設セシ酒井初代校長胸像除幕式ヲ行フ
十二月九日 文部省告示第三百二十五號ヲ以テ各官立高等學校高等科ニ入學セシムヘキ生徒概數ハ
各組毎ニ三十名ト定メラル

昭和九年

四月九日二百四十八名入學ヲ許可ス
九月二十一日中國、四國地方ヲ襲ヒタル風水害ニ依リ本校ニ於ケル浸水ハ地上凡ソ七尺、床上凡
ソ三尺ニシテ土壘ノ決潰、建物、機械、器具ノ破損甚大ナルモノアリ

昭和十年

八月十七日大阪高等學校長隈本繁吉本校校長ニ任セラレ岡野義三郎本校校長ヲ免セララル 九月三
日 文部省令第十九號ヲ以テ高等學校規程第四十七條改定ニ依リ學則第四章第八條ヲ改正ス
十月八日學則中第四章入學及在學ニ關スル規程第八條ヲ改正ス

昭和十一年

一月二十三日校旗規程ヲ制定ス
五月十九日本校創立當時ノ建築ニ係ル講堂ハ狹隘ニシテ設備モ亦不完全ナリシガ昭和九年秋風水
害ヲ蒙リタル結果使用ニ堪ヘサルニ至リ改築ノコトニ決定シ昭和十年七月二十一日起工、同年十
二月十二日竣工、ソノ引渡ヲ受ク
六月二十四日 賀陽宮恒憲王殿下當校教育狀況御視察アラセラル

十二月十九日本校校友會長ヨリ艇庫寄附願出ニ付受領ス

昭和十二年

八月十四日雨天體操場起工、同年十二月十一日竣工シソノ引渡ヲ受ク

十一月十五日入學選抜試驗規定ヲ改正セラレ理科志願者ハ各類トモ「イ」「ロ」ノ種別ヲ廢セラレ

昭和十三年

二月十二日文部省告示第二十號ヲ以テ入學者選抜試驗規程改正セララル

三月二十四日學則第八章「懲戒」ヲ表彰及懲戒ニ改正ス

四月二十五日大阪高等學校長金子幹太本校校長ニ任セラレ隈本繁吉本校校長ヲ免セララル

九月一、二、三、四日 六月九日發普八五號文部次官通牒ニ基キ實踐的精神教育ノ具體的實施ト

シテ本校職員生徒及使用人全部集團勤勞作業ヲ開始ス

昭和十四年

三月十七日學則中授業料及寮費納附期日ヲ改正ス

三月二十五日講師從四位勳四等松尾哲太郎卒去ニツキ四月二十三日講堂ニ於テ校友會葬執行

四月新ニ入學セシムヘキ生徒概數ハ各組母ニ四十名ト改メラレ二百七十六名入學ヲ許可ス

五月二十二日官場前廣場ニ於テ陸軍現役將校學校配屬令公布十五年ニ當リ御親閱アリ本校ヨリ學校長教官二名配屬將校生徒十名參加受閱ノ光榮ニ浴ス

六月十九日學則第七章退學及除名ニ關スル規程第二條ノ五號ヲ改正ス

八月十六日 五月二十二日青少年學徒ニ賜ハリタル勅語謄本ヲ文部省ニ於テ拜戴ス

昭和十五年

二月六日 大正天皇御眞影 明治天皇御眞影 照憲皇太后御眞影 皇太子殿下御眞影 大正天皇

皇太子殿下御眞影ヲ奉還ス

十一月二十二日時局ニ鑑ミ第六高等學校校友會ヲ解散シ同時ニ第六高等學校報國團設置セラレ同

日發團式舉行セララル

昭和十六年

四月十八日濱松高等工業學校長長岡寬統本校校長ニ任セラレ金子幹太本校校長ヲ免セララル

三、關係諸法令

一、文部省直轄諸學校官制(抄) (明治二十六年八月勅令第八十六號) (ヲ以テ制定セラレ爾後數次改正)

第一條 文部省直轄學校ハ左ノ如シ

(學校名省略)

(第二條乃至第五條省略)

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長 教授 生徒主事 助教授 書記 生徒主事補

前項職員ノ外文部省直轄諸學校職員定員令ノ定ムル所ニヨリ事務官又ハ助手ヲ置クコトヲ得

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事ハ奏任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事ハ當該學校ノ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
生徒主事ハ校長ノ命ヲ受ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十條ノ二 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事補ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事補ハ判任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事補ハ當該學校ノ判任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス
生徒主事補ハ上官ノ命ヲ受ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク

第十條ノ三 事務官ハ奏任トス校長ノ命ヲ受ケ庶務會計ヲ掌理ス

第十條ノ四 助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ受ケ授業及實驗ノ補助ニ從事ス

(第十一條乃至第十六條省略)

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若クハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

(十八條省略)

第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ商議委員會ヲ設クルコトアルヘシ其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス

(附則省略)

二、文部省直轄諸學校職員定員令(抄) (明治三十五年勅令第九十九號) (以テ制定セラレ爾後數次改正)

第六高等學校	校長	一	教授	三	生徒主事	一	助教授	二	書記	七	生徒主事補	一	助手	一
--------	----	---	----	---	------	---	-----	---	----	---	-------	---	----	---

三、高等學校令

(大正七年十二月五日)
勅令第三百八十九號

- 第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムベキモノトス
- 第二條 高等學校ハ官立公立又ハ私立トス
- 第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス
- 第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人ガ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五拾萬圓ヲ下ルコトヲ得ス
- 基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ
- 第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス

- 高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得
- 第八條 高等學校高等科ヲ分チテ文科及理科トス
- 第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得
- 專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス
- 第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス
- 第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以上トス
- 第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編成スヘシ一學級ノ生徒定數ハ四十人

以內トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備編制學科目及其ノ程度教科書並生徒ノ入學退學及懲戒授業料入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス
舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス
前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規定ヲ適用セス
高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

四、高等學校規程

(大正八年三月二十九日
文部省令第八號)

第一章 學科課程及教科書

第一節 尋 常 科

第一條 尋常科ノ學科目ハ修身、公民科、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、理科、圖書、音樂、作業科、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身		一	一	一	一

公民	國語及漢文	外國語	歷史	地理	數學	理科	圖書	音樂	作業科	體操	計
一	六	六	三	三	四	四	一	一	一	五	三
一	六	六	三	三	四	四	一	一	一	五	三
一	六	六	三	三	四	四	一	一	一	五	三

第三條 作業科、圖書、音樂等ノ實習及體操ハ前表ノ教授時數ヲ適宜増加シテ之ヲ課スルコトヲ得
 中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規程ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學課目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖書、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勸語ノ趣旨ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐窮行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル義務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智徳ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

理科ニアリテハ近世及近古ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ諒解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ兼テ智德ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ

第八條 歴史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰文化ノ發達ヲ理解セシメ特ニ我國運發展ノ由來國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歴史ハ日本歴史、東洋歴史及西洋歴史ヲ授クヘシ

第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治經濟等ニ關スル地理上ノ智識ヲ授クヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛練セシムルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神ノ作用思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體幾何三角法、初等解析幾

何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ

第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシムルヲ以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條 物理化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシメ之ガ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學有機化學ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態生理、分類進化ニ關スル知識ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其ノ變遷ニ關スル知識ヲ授ク又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ
 第十七條 圖書ハ形態ヲ正確且自由ニ書クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ
 要旨トス

圖書ハ自在書、平面幾何書、立體幾何書ヲ授クヘシ

第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ト
 ヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道、柔道及弓道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	六	五	五
第一外國語	九	八	八
第二外國語	(四)	(四)	(四)

歷史	三	五	四
地理	二		
哲學概說			三
心理及論理		二	二
法制及經濟		二	二
數學	三		
自然科學	二	三	
體操	三	三	三
計	二元 (三三)	二元 (三三)	二元 (三三)

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニヨリ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	二	10	10
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三)	(三)	(三)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	四	二	
第一外國語	八	六	六
第二外國語	(四)	(四)	(四)
數學	四	四	四

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
物理		三	五
化學		三	五
植物及動物	二	二	四
礦物及地質	二		
心理		二	
法制及經濟	二		
圖書	二	二	
體操	三	三	三
計	(三)	(三)	(三)

第三學年ノ數學(一)及圖書(一)ト第三學年ノ植物及動物(講義)ニ實驗(一)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシムルモノトス

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ

每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	10	9	9
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三三)	(三三)	(三三)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第三節 專攻科

第二十一條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ

國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等

第四節 教授上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ

關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ

但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテト爲スコトヲ得

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上高等科ニ在リテハ每學年二百日以上專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニアラス
試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 紀元節天長節明治節及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編 制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關スル規程ヲ準用ス

高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員數ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ但シ兼任教員ハ教員數ノ半數ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道、柔道又ハ弓道ノ教授ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數外トス

第四章 設 備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室、事務室、其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、機械室、標本室等ヲ備フヘシ
校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、器械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規程アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一、學則、日課表及教科用圖書配當表
 - 二、職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表
 - 三、生徒學籍簿、出席簿、身體檢查ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類
 - 四、試験ノ問題、答案及成績表
 - 五、資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標本、模型ノ目錄
- 生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試験ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第五章 設立及廢止

第三十六條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一、名稱

- 二、高等學校令第七條ノ事項
 - 三、學則
 - 四、各科ノ生徒定數
 - 五、位置及校地
 - 六、校舎ノ圖面及建設ノ設計
 - 七、開校ノ期日
 - 八、經費及維持ノ方法
- 前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ
- 第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒

- 第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス
- 第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシム

ヘシ

- 第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國語、算術、國史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ行フ檢定ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム
- 第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ
- 前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ
- 第四十二條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ
- 第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム
- 一、他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者
 - 二、高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者
 - 三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者
 - 四、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五、文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ入學前ニ於ケル學業成績ト中學校第四學年修了ノ程度ニ依リ行フ試験ノ成績トヲ併セ考查シテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ試験ハ之ヲ行ハサルコトヲ得

前項ノ考查ノ外必要アリト認ムルトキハ入學志願者ニ對シテ人物考查ヲ行フコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ身體検査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限り入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ

第四十七條 高等學校生徒ニシテ學籍ヲ失ヒタル者其ノ學籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以内ニ再入學ヲ志願シタルトキハ銓衡ノ上當該學年又ハ翌學年ノ學年ノ始ヨリ三十日以内ニ於テ同一學年以下ノ

學年ニ限り入學ヲ許可スルコトヲ得

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條 高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規程ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校尋常科各學年ノ課程又ハ全學科ノ修了ヲ認ムルニハ平素ノ學業成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

高等學校高等科各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ學業成績ノミヲ考查シテ之ヲ定ムルコトヲ得

試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ專攻科ヲ卒リタル者ニハ得業證書ヲ尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ

第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

- 一、 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二、 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三、 引續キ一年以上缺席シタル者
- 四、 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者
- 五、 出席常ナラサル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七章 豫科

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關スル中學校令施行規則ノ規程ヲ準用ス

第八章 雜則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規程スヘキ事項凡ソ左ノ如シ

- 一、 學年、學期及休業日ニ關スル事項
- 二、 學科課程教授時數ニ關スル事項

三、 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項

四、 生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項

五、 授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校大學豫科ニ在學スル生徒ニシテ大正十年八月三十一日マテニ卒業セサルヘキモノハ之ヲ高等學校高等科ノ相當學年ニ編入ス

高等中學校規程明治四十一年文部省令第九號高等學校大學豫科入學者無試驗檢定規程及高等學校大學豫科入學者選拔試驗規程ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和二年文部省令第二十八號)

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 但シ第四十條第二項及第四十四條ノ規定改正ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和六年文部省令第七號)

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科目及其ノ程度ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ本令ノ規定ニ依リ又ハ之ヲ斟酌スルコトヲ得

作業科ハ本令施行後五年以内之ヲ缺クコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ作業科ヲ缺キタル學校ニシテ之ヲ置クニ至リタル際現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科目及其ノ程度ニ關シテハ第二項ノ例ニ依ル

第三項ノ規定ニ依リ作業科ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ教授時數ハ適宜之ヲ他ノ學科目ニ配當スヘシ

五、文部省直轄諸學校ノ生徒他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試験ヲ受クルノ件 (明治三十八年 文部省令第十八號)

文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試験ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試験ハ無効トス

六、高等學校高等科學力檢定規程 (大正十年十一月二日 文部省訓令)

第一條 高等學校高等科學力檢定試験ハ帝國大學學部又ハ官立大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試験施行ノ通告アリタル場合ニ限り高等學校ニ於テ施行ス
試験ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 試験ハ高等學校高等科學力檢定程度ニ依リ之ヲ行フヘシ
高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校第四學年迄ノ學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試験ヲ行フヘシ但シ實業、音樂、作業科及體操ハ之ヲ除ク

第三條 試験ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ
既納ノ受験料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第四條 試験ニ合格シタル者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ

證明書

校印

何

某

何年何月日生

右ハ當校試験ノ成績ニ依リ高等學校高等科何科ノ卒業ト同等ノ學力アルコトヲ證明ス

年 月 日

某高等學校長 位勳 氏 名印

番 號

附 則

大學豫科學力檢定規程ハ之ヲ廢止ス

七、陸軍現役將校學校配屬令(抄) (大正十四年四月 勅令第一三五號)

第一條 (前略)高等學校(中略)ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲陸軍現役將校ヲ當該學校ニ

配屬ス但シ戰時事變ノ際其ノ他己ムテ得サル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル將校ノ配屬ハ陸軍大臣文部大臣ト協議シテ之ヲ行フ

配屬將校ハ教練ニ關シテハ當該學校長ノ指揮監督ヲ承ク

第四條 陸軍大臣ハ現役將校ヲシテ本令ニ依リテ將校ヲ配屬シタル學校ニ於ケル教練實施ノ狀況ヲ査閱セシムルコトヲ得

八、直轄學校、公私大學高等學校及專門學校、北海道廳府縣

野球ノ統制並施行ニ關スル件 (文部省訓令第四號、昭和七年三月二十八日官報第一五七〇號)

我カ國ニ於ケル運動競技ガ近時著シク普及發達シタルハ昔ニ體育ノ爲ニ之ヲ賀スヘキノミナラス國民ノ資質向上ノ見地ヨリ大ニ之ヲ慶ハサルヘカラス

運動競技カ國民ノ健康ヲ増進シ體位ヲ向上セシムルノ効果ハ固ヨリ言テ俟タス更ニ人々ノ元氣ヲ振作シ氣宇ヲ明朗快濶ニシ其ノ態度ヲ公明眞摯ナラシムル等所謂運動精神ヲ體得セシメテ不知不識ノ間ニ人格ノ教養ニ資スルノ大ナルハ深ク願慮スヘキ所ニシテ體育運動カ近世ノ教育ニ最モ重ンセラ

ル、ノ理由亦此ニ存ス願フニ我カ國ニ於ケル運動競技中野球ハ比較的舊クヨリ行ハレ普及ノ範圍最モ廣ク其ノ一般民衆ニ及ホス影響亦甚大ナルヲ以テ體育運動ノ振興ヲ期セントスルニハ先野球ノ健全ナル發達ヲ圖ルノ要アリ而シテ學生ニ依リテ行ハル、野球カ一般野球界ノ中心ヲナセルノ實情ニ鑑ミルトキハ之カ第一著手トシテ其適正健全ナル發達ヲ圖ルヲ喫緊ノ急務トナサ、ルヘラカス是レ

今同特ニ學生野球ノ施行ニ關シ其ノ據ルヘキ基準ヲ示サントスル所以ナリ

凡ソ學生野球ノ要ハ教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精神ヲ發揮セシムルニ在リ即チ之ヲ行フ者常ニ克ク學生ノ本分ヲ體シ純正ナル心情ヲ持スルヲ以テ念トナサ、ルヘカラス然レトモ往々ニシテ之ニ

件ヲ弊ナキ能ハスカノ野球ヲ行フ者ハ野球ヲ見ル者ノ熱狂ノ餘常規ヲ逸シ正道ヲ離ル、コト是ナリ此ノ如キハ互ニ相警メ又自ラ抑制シテ正シキニ就カシムヘキハ論ヲ俟タス尙且本邦ニ於ケル野球ハ其ノ發達ノ過程複雜ニシテ之ガ施行ノ體様亦區々ニ流レ爲ニ適正ナル發達ヲ損ヒタルコト少カラス是ヲ以テ其ノ施行ニ關スル組織益々整備シ其統制愈々確立スルニ至ラハ更ニ一層之ガ成果ヲ善美ナラシムコトヲ得ヘシ蓋シ本邦野球界ノ現狀ハ此ノ種ノ企劃ヲ實施スルニ當リ特殊ノ困難ノ之ニ伴フコト鮮カナラサルヘシト雖モ官民協力シテ堅忍事ニ當ラハ成功ノ日ハ必ス到來スヘシト信ス茲ニ學生野球ノ施行ニ關シ多ノ規矩ヲ揭ケ其ノ實施ヲ勸奨シ以テ之カ適正健全ナル發達ヲ期セントス局ニ當ル者克ク本令ノ越旨ヲ體シ其ノ達成ニ努ムル所アルヘシ

一、小學校ノ野球ニ關スル事項 (省略)

二、中學校ノ野球ニ關スル事項

一、中等學校ノ野球ニ關シテハ府縣ノ體育團體ニ於テ適當ニ統制スルコト但シ當該團體ノ設置ナキモ府縣學事當局者並中等學校長ト密接ナル聯絡ヲ有スル中等學校體育聯盟若ハ中等學校野球聯盟ノ設置アリテ府縣內中等學校ノ野球ヲ統制セル場合ハ右團體ヲシテ統制ニ當ラシムルモ妨ケサルコト

二、中等學校生徒ノ參加シ得ル野球試合ハ左記ニ依リ開催セラル、モノタルコト

イ、全國的優勝大會及全國的選抜大會ハ文部省公認ノ下ニ夫々年一回ヲ限リ開催セラル、モノタルコト但シ明治神宮體育大會ニ關スル野球ハ此ノ限リニ在ラサルコト

ロ、地方的大會(參加校ガ近接セルニ府縣若ハ數府縣ニ亘ル試合ヲ謂フ)ハ關係府縣體育團體(第一項記載ノ事項参照)ノ共同主催若ハ文部省公認ノ下ニ開催セラル、モノタルコト但シ同一府縣ノ參加回数ハ年一回全國的優勝大會ノ地方豫選ヲ別ニ行フ場合ハ此ノ回数ヲ含マス)ニ限ルコト

ハ、府縣大會ハ府縣ノ體育團體(第一項記載ノ事項参照)ノ主催若ハ其ノ公認ノ下ニ年一回(全國的優勝大會並地方的大會ノ府縣豫選ハ之ヲ含マス)開催セラル、モノタルコト

ニ、同一府縣內ニ存シ近接セル三校以上ノ學校間ニテ行フ場合ハ府縣體育團體ノ主催若ハ關係學校共同主催ノ下ニ府縣體育團體(第一項記載ノ事項参照)ノ公認ヲ得テ開催セラル、モノタル事ホ、同一府縣內ニ存スル二校間ノ試合ハ兩校共同主催ノ下ニ開催セラル、モノタルコト

ヘ、府縣ヲ異ニスル二校間ノ試合ハ夫々當該學校主催ノ下ニ其ノ屬スル府縣體育團體(第一項記載ノ事項参照)ノ公認ヲ得テ開催セラル、モノタルコト

三、試合ハ總テ學業ニ支障ナキ時ニ行フヘク特ニ對外試合ハ土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限リ行フコト

ト但シ荒天等ノ爲之ニ據リ難キ場合ハ特ニ府縣體育團體(第一項記載ノ事項參照)ノ承認ヲ得ルコト運動場配置等ノ關係ニヨリ又之ニ據リ難キ特別ノ事情アル府縣ニ於テハ當該府縣體育團體ニ於テ其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ルコト

四、入場料ヲ徵收シ得ル試合ハ府縣體育團體(第一項記載ノ事項參照)ニ於テ主催スルカ若ハ文部省ニ於テ公認シタルモノニ限ルコト

五、前項ニ依リ入場料ヲ徵收セントスルトキハ之ニ關シ主催者ハ豫メ文部省ノ承認ヲ得其ノ收支ハ本令中入場料ニ關スル事項ニ基キ右團體ニ於テ處理シ試合終了後收支決算ヲ遲滯ナク報告スルコト但シ其ノ使途ニ關シ入場料ニ關スル事項中二ノ(三)(四)ニ充當セントスル場合ハ其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ヘキコト

六、試合參加ニ關シ旅費滞在費等ヲ受クル場合ハ必ス當該學校ノ屬スル府縣ノ體育團體(第一項記載ノ事項參照)ヲ經テ收受シ當該學校ハ直接之ニ與ラサルコト

七、試合ニ出場スル選手ハ當該學年ニ於テ原級ニ止リタルモノニアラサルコト轉入學若ハ中途入學ノ者ハ入學後一ケ年以上ヲ經過セルモノニ限ルコト

八、選手ハ父兄ノ承認並學校醫ノ健康證明アルモノニ就キ學校長之ヲ選定スルコト

九、生徒ハ個人ノ資格ニ於テ入場料ヲ徵收スル試合ニ出場スルヲ得サルコト

十、選手ハ「クラブチーム」ニ加ハリ試合ニ出場スルヲ得サルコト但シ學校長ノ許可アル場合收入ヲ伴ハサル試合ニシテ府縣體育團體(第一項記載ノ事項參照)ノ承認ヲ得テ學校ヲ背景トスル「クラブチーム」加リ試合ニ出場スルハ此限ニ在ラサルコト

三、大學及高等專門學校ノ野球ニ關スル事項

一、全國的大會、地方的大會若ハ聯盟試合ヲ開催スル常置ノ團體ハ其ノ役員中ニ關係學校又ハ其ノ體育會(又ハ運動會)ノ責任者若ハ野球部長ヲ加ヘ豫メ團體ノ代表者ニ於テ左記事項ヲ具シ文部省ニ報告シ其ノ公認ヲ受クヘキコト但シ關係學校多數ノ爲メ全部ノ學校ヨリ役員ヲ加ヘ難キ場合ハ適當ノ員數ニ制限スルモ妨ケナキコト

(一) 團體ノ名稱

(二) 事務所ノ所在地

(三) 團體代表者者ノ氏名

(四) 團體組織ニ關スル規程

(五) 事業施行ニ關スル規程

(六) 經理ニ關スル詳細ナル規程

- 前記各號ノ事項ニ變更ヲ生シタル場合ハ其ノ都度文部省ニ報告シ其ノ承認ヲ受クヘキコト
- 二、前記ノ常置團體ハ毎年度ノ始メニ於テ其ノ年度ノ事業豫定並收支豫算及前年度ノ事業概要並ニ收支決算ヲ文部省ニ報告スヘキコト
 - 三、第一項ノ常置團體以外ノ團體ニ於テ全國的大會、地方的大會、聯盟試合若ハ是等ニ準スル試合ヲ開催セントスルトキハ參加學校長承認ノ下ニ試合ノ施行並ニ經理方法ヲ具シ試合開催前豫メ文部省ノ公認ヲ受クヘキコト
 - 四、兩校對抗試合ハ當該學校長承認ノ下ニ行ハレ得ルコト 但シ入場料ヲ徵收スル場合及當該學校カ何レモ其ノ所在スル府縣ヲ離レ試合ヲ行フ場合其ノ件ニ關シ豫メ當該學校ニ於テ文部省ノ承認ヲ受クヘキコト
 - 五、入場料ヲ徵收シタル場合ハ試合終了後其ノ收支ヲ運帶ナク文部省ニ報告スヘキコト
 - 六、入場料ヲ徵收スル試合ヲ行ヒ其ノ使途ニ於テ入場料ニ關スル事項中二ノ(四)ニ充當スル場合ハ其事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ受クヘキコト
 - 七、選手ハ學校醫ノ健康證明ヲ受ケ學校長ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル事
 - 八、學生々徒ハ文部省ノ認メタル場合ノ入場料ヲ徵收スル試合ニ參加スルヲ得サルコト
 - 九、選手ハ在籍又ハ出身學校ヲ背景トスル「クラブチーム」以外ノ「チーム」ニ加リ優勝大會若ハ之ニ

準スヘキ試合ニ出場スルヲ得サルコト但シ文部省ノ公認セル常置團體ニ於テ之ニ就キ文部省ノ承認ヲ得テ構成スル全國的又ハ地方的ノ選抜「チーム」ニ參加スル場合ハ此ノ限ニ非ラサルコト

九、試合ハ土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行フコト但シ以上ノ期日外ニ行フ場合ハ關係當局ニ於テ支障ナキモノト認メタル場合ニ限ルコト

四、入場料ニ關スル事項

- 一、入場料ハ入場者ノ整理ヲナシ「二」ニ掲クル經費ニ充ツル場合ニ限り徵收シ得ルコト
 - 二、入場料其ノ他ノ收入ハ之ニ就キ文部省ノ承認ヲ得タル團體ニ於テ收受シ左ノ順序ニヨリ支出シ體育運動以外ノ經費ニ充當セサルコト但シ體育運動團體(大學及高等專門學校ニ關シテハ學校ヲ含ム)以外ノ主催者カ收受スル場合ハ豫メ文部省ト協議ヲ遂ケ其ノ使途ヲ定ムルコト
- (一) 當該試合ヲ開催スルニ必要ナル經費
- イ、會場費
 - ロ、試合施行ニ要スル經費
 - ハ、試合ノ參加並準備ニ要スル經費
 - ニ、其ノ他ノ雜費

- (二) 主催體育運動團體ノ管理ニ必要ナル經費
- (三) 參加學校ニ於ケル體育運動競技ノ施行ニ資スル經費
- (四) 各種體育運動ノ普及發達ニ必要ナル經費

五、試合褒賞等ニ關スル特殊事項

- 一、學校ノ「チーム」ハ當該學校長及文部省ノ承認アル場合ノ外、國外ニ遠征シ若ハ來朝「チーム」ト試合ヲ行フヲ得サルコト
- 二、試合參加ニ關シ選手又ハ學校ハ優勝旗、優勝牌其ノ他之ニ準スルモノ、外褒賞トシテ之ヲ受クルヲ得サルコト
- 三、選手ハ廣告商品若ハ營利、宣傳ニ利用セラル、虞レアル記事等ニ自己ノ名義肖像等ヲ利用セシメサルコト
- 四、學校選手ハ職業選手ノ試合ヲ行フヲ得サルコト但シ學校長及文部省ノ承認アル場合ハ此限ニ在ラサルコト
- 五、選手ハ「コーチ」審判等ヲ行フニ當リ旅費宿泊費其ノ他當然必要ナル經費以外ノ金品ヲ受ケサルコト

- 六、選手ハ選手タルノ故ヲ以テ學校又ハ學校ヲ背景トスル團體等ヨリ學費其ノ他ノ生活費ヲ受クルヲ得サルコト
- 七、野球ニ優秀ナルノ故ヲ以テ入學ノ便ヲ與ヘ學費其ノ他ノ生活費ヲ授クルカ如キ事ヲ條件トシテ入學ヲ勸誘セサルコト

六、應援ニ關スル事項

- 一、應援ハ當該試合主催者及學校當局者ノ承認セル場合ニ限り之ヲ行ヒ得ルコト
- 二、學生々徒ガ應援團ヲ組織スル場合ハ左ノ條項ヲ遵守スルコト
 - (一) 應援團ハ當該學校ノ職員學生々徒ノミヲ以テ組織スルコト
 - (二) 應援團ハ豫メ其ノ責任者テ定メ當該試合ノ主催者ニ届出ルコト
 - (三) 應援團ハ當該學校ノ當局者並運動部ト充分ナル聯絡ヲ保ツヘキコト
- 三、應援ノ方法ニ關シテハ學校當局者試合ノ主催者關係學校應援團ノ間ニ充分ナル協議ヲ遂ケ特ニ左記事項ニ關シテハ之ヲ嚴守スヘキコト
 - (一) 應援ハ學生々徒ノ本分ナシ運動競技ノ精神ニ從ヒテ之ヲ行ヒ苟モ試合ノ妨害トナルカ如キコトハ一切之ヲ行ハサルコト

- (二) 應援者ノ服裝ハ當該學校ノ制服制帽ニ限ルコト
- (三) 廣告宣傳等ニ利用セラル、虞アル物品ヲ一切使用セサルコト
- (四) 應援ノ爲ニ多額ノ經費ヲ費サ、ルコト

附 則

本令ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令中府縣ノ體育團體トアルハ府縣學事當局並學校長ト密接ナル關係ヲ有シ他ノ運動種目ト共ニ小學校並中等學校ノ野球ヲ統制シ得ル團體タルヘク郡、市、區、町、村ノ體育團體トアルハ夫々其ノ地域ノ學校管理者及學校長ト密接ナル關係ヲ有シ府縣ノ公認ヲ得タルモノナルヘキコト但シ郡市區町村ノ體育團體ニ關シテハ學校管理並者小學校長ト密接ナル關係ヲ有スル教育會等ヲシテ之ニ代ラシムルハ妨ケサルコト

府縣體育團體、府縣中等學校體育聯盟若ハ府縣中等學校野球聯盟ノ設置ナキ場合ハ府縣ニ於テ適當ナル方法ニヨリ小學校並中等學校ノ野球ノ統制ニ關スル事務ヲ取扱フヘキコト

昭和七年三月二十八日

文 部 大 臣

四、學 則

第一章 總 則

本校ハ大正七年勅令第三百八十九號ニ基キ同八年文部省令第八號ニヨリ高等學校高等科ヲ置ク

第二章 學 科

- 第一條 本校ノ學科ハ大正八年文部省令第八號所定ノ文科及理科トス
- 第二條 前條各科ノ學科目中外國語ハ英語及獨逸語トス

第三章 學年學期及休業

- 第一條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第二條 學年ヲ分チテ三學期トス
- 第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日マテ
- 第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日マテ

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日マテ

第三條 休業日左ノ如シ

日曜日	二月十一日
紀元節	三月十六日ヨリ四月八日マテ
春季休業	四月十九日
本校記念日	四月二十九日
天長節	七月十一日ヨリ九月五日マテ
夏季休業	秋分日
秋季皇靈祭	十月十七日
神嘗祭	十月三十日
教育勅語奉讀式	十一月三日
明治節	十一月二十三日
新嘗祭	十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ
冬季休業	

第四章 入學及在學

- 第一條 入學ノ期ハ毎學年ノ初トス
- 第二條 本校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ規定ノ入學資格ヲ有シ且ツ身體検査ニ合格シタルモノタルヘシ
- 第三條 前條ノ入學志願者數募集人員ニ超過スルトキハ高等學校規程第四十四條ニ依リ入學者ヲ選拔ス
- 第四條 入學ヲ志願スル者ハ入學考査料トシテ金五圓ヲ納ムヘシ
既納ノ入學考査料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還付セス
- 第五條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期日内ニ入學料金參圓ヲ本校會計課ニ納付スヘシ若シ其ノ手續ヲ完了セサルトキハ入學ノ許可ヲ取消ス
- 第六條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期日内ニ履歷書、戶籍謄本及保證人（父兄若クハ父兄ニ代リテ其ノ責ニ任スヘキ者）ノ連署セル在學證書ヲ差出スヘシ但保證人が岡山市又ハ其ノ附近ニ居住セサルトキハ更ニ副保證人ノ連署アルコトヲ要ス
副保證人ハ岡山市内ニ居住スル成年男子ニシテ一家計ヲ立ツル者ニ限ル

第七條 入學シタル者ハ規定ノ宣誓ヲナシ宣誓名簿ニ記名スヘシ

第八條 學籍ヲ失ヒタル者其ノ學籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以内ニ再入學ヲ志願シタル時ハ銓衡ノ上當該學年又ハ翌學年ノ始ヨリ三十日以内ニ於テ同一學年以下ノ學年ニ限り詮議ノ上入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第九條 修學ノ科及類ヲ變更センガ爲メ在學ノ儘更ニ高等學校ノ入學考查ヲ受ケントスルトキハ豫メ願出ツヘシ

他ノ直轄學校ノ入學考查ヲ受ケントスル者ハ之ニ準ス

第五章 進級及卒業

第一條 各學年ノ末ニ於テ各生徒ノ行狀、勤惰、學業成績等ヲ考查シ合格ノ者ハ進級若クハ卒業セシメ不合格ノモノハ原級ニ止ム

第二條 學業成績ハ日常ノ課業臨時試業並學期試業ノ成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム

一、臨時試業ハ課業進度ニ應シ教官ノ見込ニヨリ之ヲ施行ス

二、學期試業ハ成績考查上特ニ必要ト認ムル學科ニ限り各學期ノ末ニ於テ之ヲ施行ス

第三條 學業成績ノ考查ハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ニ依リ原級ニ止メタル者ニハ次學年ノ初ヨリ當該學級ノ全學科ヲ再修セシム

第五條 卒業成績ハ三學年間ノ學業成績及行狀、勤惰等ヲ考查シテ之ヲ定ム

第六條 所定ノ課程ヲ履修シ卒業セルモノニハ第二號様式ノ卒業證書ヲ授與ス

第六章 休學

第一條 疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニヨリ三ヶ月以上修學スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニヨリ其ノ學年間休學ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 休學セント欲スル者ハ(疾病ナラハ本校指定ノ醫師又ハ公私立病院ノ診斷書ヲ添ヘ)父兄若クハ父兄ノ責ニ任スヘキ者ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

第三條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ初ヨリ其原級ニ入り修學セシム

兵役ニ服スル爲メ休學ノ許可ヲ得タル者ハ除隊後直ニ原級ニ復スルモノトス

第四條 休學ノ事由止ミタルトキハ許可ヲ得テ課業ニ就クコトヲ得

第五條 休學ハ同一學級ニアル間ハ一回ニ限ル但兵役ニ服スル爲メ休學セル者ハ此限リニアラス

第七章 退學及除名

第一條 生徒疾病其ノ他事故ニ依リ退學セント欲スルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ父兄若クハ父兄ノ

責ニ任スヘキ者ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ當ル者ハ除名ス

一、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者

二、引續キ一ケ年以上缺席セル者

三、正當ノ事由ナクシテ引續キ一ケ月以上缺席セル者

四、出席常ナラサル者

五、引續キ二回進級スルコト能ハサル者但シ兵役ニ服スル爲メ引續キ二回以上同級ニ止マリタル場合又ハ第二學年以上ノ生徒ニシテ特別ノ事情ノリテ三回ヲ限リ同級ニ止マルコトヲ認メタル場合ヲ除ク

六、授業料寮費ノ怠納十四日ニ及フ者

第三條 除名ニ關シテハ前條ニ指定シタル場合ノ外臨機ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

第八章 表彰及懲戒

第一條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

一、志操堅實、學業優秀ニシテ精勤セル者

一、三學年間皆勤セル者

一、特ニ全校生徒ノ模範トナルヘキ善行アリタル者

第二條 品行不良或ハ校規紊亂、其ノ他生徒ノ本分ニ背戾セル者ハ單ニ形跡ニ拘ラス主トシテ德義ニ基キ之ヲ懲戒ニ處ス

第三條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、停學、放校ノ三トス

第九章 授業料

第一條 授業料ハ左表ニ依リ各學期ニ分納セシム

授業料	年額	八拾圓
同第一學期分	參拾圓	
同第二學期分	參拾圓	
同第三學期分	貳拾圓	

各學期分納額ノ納期日ハ左ノ通リトス

第一學期分 四月 自十日 至十六日

第二學期分 九月 自 至十六日

第三學期分 一月 自 至十六日

前項納期ノ初日以後ニ入學ヲ許可セラレタル者ニハ入學ノ許可ヲ得タル日ヨリ七日以内ニ當該學期ノ授業料ヲ納入セシム

學期開始後ニ於テ退學スル者ノ授業料ハ其ノ學期分ヲ徵收ス但シ除名又ハ放校ニ處シタル者ハ此限リニアラス

第二條 授業料ハ缺席停學等ノ爲メ免除セス但兵役ニ服スル爲メ休學スル者ニハ次期以降ノ分納額ヲ免除シ其ノ他ノ休學者ニハ其ノ半額ヲ免除ス

第三條 休學、退學、除名、放校等ノ場合ニ於テモ既納ノ授業料ハ還付セス

第四條 休學者休學ノ事故止ミテ課業ニ就キタルトキハ當期分ノ授業料全額ヲ徵收ス

第五條 定期日内ニ授業料ヲ納メサル者ハ未納中登校ヲ差止ム

第十章 生徒寮規定

第一條 生徒寮ハ本校教育ノ趣旨ニ則ル共同生活ニヨリ有爲ノ皇國民ヲ養成スベキ修養道場トス

第二條 新ニ入學セル生徒ハ總テ生徒寮ニ入ルベキモノトス

但シ本校ノ都合ニ依リ通學セシムルコトアルベシ

第三條 生徒ハ入寮ノ際ニ寮證書ヲ差出スベシ(第三號様式)

第四條 寮生ハ猥リニ退寮ヲ許サズ

第五條 寮生ハ寮務課長ノ指導ニ服シ其ノ指揮監督ヲ受クベシ

第六條 寮生ノ本分ニ違背スル行爲アリタルモノハ情狀ニヨリ之ヲ處分ス

第七條 學校長ハ教官中ヨリ生徒寮顧問若干名ヲ任命シ寮生ノ指導ニ參與セシム

第八條 寮内諸般ノ業務遂行ニ參畫セシムルタメ寮代表幹事、室長及ビ寮幹事ヲ置キ學校長之ヲ在寮生徒中ヨリ任命ス

第九條 寮務課ニ左ノ諸部ヲ置ク但シ業務ノ都合ニヨリ變更スルコトアルベシ

庶務會計部、炊事部、保健部、圖書部、修養部、娛樂部

第十條 寮費ハ一學年金貳拾貳圓トシ左ノ三期ニ分納セシム

第一學期分 金八圓 四月 自 至十六日

第二學期分 金八圓 九月 自 至十六日

第三學期分 金六圓 一月 自 至十六日

學期中途入寮シタル者ノ寮費ハ月割トシ入寮ノ月ハ在寮一箇月ト看做ス

納期ノ初日ヲ過ギテ入寮シタル者ノ當期寮費ノ納入期日ハ入寮ノ日ヨリ七日以内トス

學期中途退寮スルコトアルモ既納ノ寮費ハ還附セス

第十一條 食費ハ前納トシ毎月分ヲ前月二十五日ヨリ三十日迄ノ間ニ寮務課ニ納付スベシ

但シ事宜ニヨリ納入期日ヲ變更スルコトアルベシ

第十二條 寮費マタハ食費ヲ定期日內ニ納メザル者ハ未納期間中在寮ヲ差止ムルコトアルベシ

第十三條 新ニ入寮シタルモノハ金拾圓ヲ在寮一年以上ニ及ブモノハ年金五圓ヲ寮内雜費(衛生費

修養費等)トシテ寮務課ニ納入スベシ

第十四條 各室人員ノ配當及門限ノ時刻等ハ學校長ノ承認ヲ經テ寮務課長之ヲ定メ必要アルトキハ

人員檢査ヲ行ヒ門限後ハ必ラズ人員點呼ヲ行フ

第十五條 退寮若クハ一週間以上外泊スベキ必要アルモノハ寮務課長ヲ經テ學校長ノ認可ヲ受クベシ

シ

第十六條 外出、歸省、旅行等ニ關シテハ左ノ手續ヲ經ベシ

一、外出ノ際門限時刻ニ遅ルベキ事情アル者ハ豫メ其事由ヲ寮務課ニ届出デ承認ヲ受クベシ

一、已ムテ得ザル事故生ジ門限時刻後歸寮セル者ハ遅刻ノ事由ヲ寮務課ニ届出デ承認ヲ受クベシ

一、已ムテ得ザル事故ニ依リ門限時刻後ニ外出セントスル者ハ其ノ事由ヲ明ニシ寮務課ノ認可ヲ受クベシ

一、旅行、歸省若クハ臨時外泊セントスル者ハ豫メ其ノ事由ヲ詳記シ寮務課長ノ認可ヲ受クベシ

一、外出中前項ノ手續ヲナス違ナクシテ外泊セルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ外泊先ノ證明書ヲ添ヘ寮務課長ノ承認ヲ受クベシ

第十七條 寮生ニシテ寮内備付ノ器具ヲ毀損若クハ滅失シタルトキハ其ノ情狀ニヨリ之ヲ辨償セシム

第十八條 全寮的集會及行事ハ總テ寮務課長之ヲ主宰ス

第十九條 寮生ハ猥リニ病室ヲ使用スベカラズ使用セントスルモノハ校醫ノ診斷ニヨリ寮務課ノ認可ヲ受クベシ

第二十條 寮生以外ノ者ノ寮内宿泊ハ嚴禁ス特ニ學校長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニアラス

第二十一條 春秋二季ニ寮内大掃除ヲ施行ス

第二十二條 防火、防空ニ關シテハ別ニ規定ヲ定ム

書式

第一號書式

在學證書

相當印紙

私儀今般御校へ入學御許可相成候ニ就テハ御校在學中ハ學則ヲ誠實ニ遵守可致ハ勿論御校學籍ヲ脱シ候後ト雖モ在學中ニ生シタル一切ノ義務ハ違背ナク履行可致候若シ違背候節ハ違署者ニ於テ一切之ヲ引受可申仍而證書如件

年 月 日

本籍(戶主又ハ何某男又ハ弟)
現住所

何

某印

何年月日生

第六高等學校長 何

某殿

本籍

現住所

本人ニ對スル關係

保證人

何

某印

何年月日生

本籍

現住所

岡山市 町

番地

副保證人

何

某印

何年月日生

第二號書式

卒業證

府縣

何

何年月日生 某

右者本校高等科文(理)科甲(乙)類ノ學科ヲ修メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

年 月 日

校印

第六高等學校長位勳學位爵 姓 名 印

番 號

第三號書式

印紙

在寮誓書

私儀今般御校生徒寮ニ入寮致候ニ付テハ生徒寮諸規則堅ク相守リ可申此段相誓候也

本籍

戶主又ハ戶主何某何男(弟)

科 年 類 何

某印 何年月日生

年 月 日

前書何某入寮致候ニ付テハ在寮中ハ勿論退寮後ト雖モ同人在寮中ニ係ル事件ハ拙者ニ於テ一切負擔可致候也

保 證 人

年 月 日

本 籍
現 住 所
職 業
本人ニ對スル關係

何

某 印
何年月日生

副 保 證 人

本 籍
現 住 所
職 業
本人ニ對スル關係

何

某 印
何年月日生

第六高等學校長 何

誰 殿

五、細 則

第一章 授業規程

- 第一條 生徒ハ授業ノ始及終ニ於テ教官ニ對シ起立敬禮スヘシ
- 第二條 授業中ハ教官ノ許可ナクシテ教場外ニ出ツヘカラス
- 第三條 受持教官定刻ニ至ルモ教場ニ出場セサルトキハ教務課ニ問合セ其ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ決シテ隨意退散スヘカラス
- 第四條 課業上必要ナル物品ノ外ハ一切教場内ニ携帯スヘカラス
- 第五條 病氣又ハ己ムヲ得サル事故ニヨリ缺席セル者ハ其ノ事由ヲ具シ當日ヨリ三日以内(休日ヲ除ク)ニ生徒課備付ノ承認簿ニ監督教官ノ承認ヲ受クヘシ但三日以上引續キ缺席シテ本條ノ手續ヲナス能ハサルトキハ最初ヨリ三日以内ニ書面ヲ以テ届出ツヘク又疾病七日以上ニ涉ルトキハ校醫ノ診斷書ヲ差出スヘシ
- 第六條 遅刻又ハ缺課セントスルモノハ其ノ事由ヲ具シ前條ノ帳籍ニ豫メ其ノ最初ノ學科受持教官ノ承認ヲ受クヘシ但第一時限ニ於テ遅刻又ハ缺課セル者ハ當日中ニ本條ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 監督教官缺勤退出等ノ爲期間内ニ承認ヲ受ケ難キトキハ生徒課ニ申出テ指揮ヲ受クヘシ
第八條 病氣ノ爲メ學期試業、行軍、實彈射擊等ニ缺課缺席スルモノハ届出ト共ニ校醫ノ診斷書ヲ差出スヘシ

第九條 第五條及第六條ノ手續ヲ爲ササルモノハ無届ノ缺席日數、遅刻又ハ缺課回數ニヨリ總平均點ヨリ減點ス

第二章 生徒心得

第一條 本校生徒ハ本校規則、告示、命令ニ服從シ其ノ本分ヲ忘ルヘカラス

第二條 本校生徒ハ本校職員ニ對シテハ勿論生徒相互ニ脱帽敬禮スヘシ

第三條 本校生徒ハ嚴ニ飲酒ヲ禁ス

本校生徒ハ料理店又ハ風儀ヲ紊スノ虞アル場所ヘ出入スヘカラス

第四條 屋内ニ於テハ教室ハ勿論指定以外ノ場所ニ於テ喫烟スヘカラス

第五條 本校生徒ノ頭髮ハ丸刈トス

第六條 本校所屬ノ建物及器物ヲ毀損シ若クハ汚染シタルモノハ辨償セシメ情狀ニヨリ懲戒ニ處ス

第七條 別ニ規定ヲ設ケタルモノ、外生徒ノ差出ス願届書ハ總テ監督教官ノ承認ヲ經ヘシ

第八條 本校生徒、保證人及副保證人其ノ宿所ヲ變更シ又ハ戶籍ニ異動ヲ生シタルトキハ速ニ届出ツヘシ

第九條 本校ノ告示ハ所定揭示場ニ發表ノ上ハ一般ニ知了シタルモノト看做スヲ以テ生徒ハ常に注意スヘシ

第十條 本校生徒ハ舉テ本校所定ノ報國團員トナルヘキ義務アルモノトス

第三章 生徒集會規程

第一條 生徒ノ集會ハ總テ生徒課ノ認可ヲ經ヘシ本校生徒外ノ者ト共ニスル集會モ亦同シ但寮生ノミノ集會ハ寮務課ノ認許ヲ經ヘシ

第二條 級會、室會其ノ他相互ノ懇親ヲ目的トスル集會ハ總テ集會所ニ於テ行フヘシ

第三條 生徒ハ本校生徒外ノ者ト共ニスル場合ニ於テモ料理店ニ集會スルコトヲ許サス

第四條 集會ヲナサントスルトキハ其ノ前日迄ニ寮生ノミノ集會ハ寮務課ニ其ノ他ノ集會ハ生徒課ニ願出テ認許證ヲ受クヘシ

第四章 生徒集團旅行規程 (一三、九、二二)

第一條 生徒集團ニテ旅行セントスルトキハ總テ其ノ前日迄ニ願出テ生徒課ノ認可ヲ經ヘシ本校生徒外ノ者ノナス集團旅行ニ參加スル場合モ亦同シ但シ寮生ノミノ集團旅行ハ寮務課ノ認可ヲ經ヘシ

第二條 生徒ノ集團旅行ニハ參加者中ヨリ其ノ集團ヲ代表スル責任者ヲ定ムヘシ

第三條 生徒ハ本校生徒外ノ者ト共ニスル集團旅行ニ於テモ生徒心得第三條ノ規定ヲ嚴守スヘシ

第五章 學業成績考查細則

第一條 各學科ノ成績ニ對シ評點ヲ附ス之ヲ學期評點及學年評點ノ二種トス各一百ヲ以テ最高點ト定ム

第二條 各學科ノ學期評點ハ當該學期間ノ日常ノ課業通常試業及學期試業ノ成績ニヨリテ定ム

第三條 各學科ノ學年評點ノ和ヲ三ヲ以テ除シタルモノトス

第四條 學期試業ニ缺席シタルモノニハ零點ヲ附ス其ノ缺席ノ理由正當ナリト認めタルモノニハ第一若クハ第二學期試業ニアリテハ他ノ學期評點平均數ノ十分ノ六ヲ附スルコトアルベク第三學期試業ニアリテハ該科目ノ第一、第二學期評點平均數六十以上ナル場合ニ限り其ノ年四月上旬ニ追試業ヲ行フコトアルヘシ但第三學期試業ニ缺席シタル場合ニ限り平素ノ行狀學業成績出席狀況

等ヲ考查シ特ニ認定ノ上進級又ハ卒業セシムルコトアルヘシ

前項ノ追試業ニアリテハ其ノ評點ノ十分ノ八ヲ得點トナス

學期試業ヲ缺クコト二回ニ及ヘル者ニハ學年評點ヲ附セス

第五條 停學ノ處分ヲ受ケタル者ニハ其ノ期間試業其ノ他ノ方法ニヨリテ評點ヲ附スル事ナク解停後ト雖モ追試業ヲ行フコトナシ

第六條 學年ノ終ニ於テ各學科學年評點ノ平均數六十以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ當タルモノハ進

級又ハ卒業セシム但行狀不正ノモノ又ハ出席不良ノモノハ原級ニ止ム

一、學年評點六十未満ノ科目ナキモノ

二、學年評點六十未満ノモノ一科目アルモ其ノ評點五十以上ノモノ又ハ其ノ評點五十以下四十以上ニシテ其ノ科目ノ學期評點數六十以上ナルコト一回以上ノモノ

三、學年評點六十未満ノモノ二科目アルモ其ノ評點孰レモ五十以上ノモノ

四、學年評點六十未満ノモノ三科目以上アルモ其ノ數、履修セル總科目ノ三分ノ一或ハ三分ノ一以下ニシテ該科目皆學期評點六十以上ナルコト一回以上ノモノ

第六章 通學生徒規程



- 第一條 通學生徒ハ宿所選定ノ日ヨリ三日以内ニ監督教官ノ承認ヲ經テ宿所屆テ生徒課ニ差出スヘシ轉宿ノトキ亦同シ
- 第二條 通學生徒ハ其ノ宿所ノ位置宿主ノ職業家庭ノ状態又ハ其ノ他ノ事情ニシテ不適當ナルトキハ他ニ轉宿ヲ命セラルルコトアルヘシ
- 第三條 通學生徒ニシテ生徒寮食堂ニ於テ食事ヲナサント欲スル者ハ寮務課ニ願出テ其指揮ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ生徒寮規程ヲ適用ス
- 第四條 通學生徒ニシテ生徒寮ニ於テ生徒ニ面會スルニハ必ス生徒寮應接室ニ於テスヘシ

第七章 監督教官規程

- 第一條 各組ニ監督教官一名ヲ置ク
- 第二條 監督教官ハ教官中ニ就キ學校長之ヲ命シ其ノ任期ハ一學年間トス
- 第三條 監督教官ハ當該組ヲ統率シ風紀ヲ維持シ校規命令ノ實行ニ努メ教室内ノ秩序及清潔ヲ保持スヘシ
- 第四條 監督教官ハ所屬生徒ノ學業、品行、勤惰及健康ニ留意シ父兄ト聯絡シテ其ノ本分ヲ完ウ

セシメンコトヲ期スヘシ

- 第五條 監督教官ハ所屬生徒ヨリ差出スヘキ願届書ヲ審査スヘシ

第八章 級長及副級長規程

- 第一條 各組ニ級長副級長各一名ヲ置ク
- 第二條 級長副級長ハ各組監督教官ノ推薦ニ基キ學校長之ヲ命シ其ノ任期ハ當該學年間トス
- 第三條 級長及副級長ハ監督教官ノ指揮ヲ受ケ其ノ組ノ風紀ニ注意シ命令ヲ傳達シ教室内ノ整頓清潔ヲ保持スヘシ

第九章 評議員規定

- 第一條 本校ニ評議員若干名ヲ置ク
- 第二條 評議員ハ本校教授中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 第三條 評議員ハ學校長ノ諮詢ニ應シ意見ヲ述ブ

第十章 教授會規程

- 第一條 教授會ハ本校教授ヲ以テ之ヲ組織シ學校長之ヲ招集ス

但場合ニヨリ教授以外ノ職員講師ヲシテ列席セシムルコトアルヘシ

第二條 教授會ハ學校長ノ諮詢ニ應シ左ノ事項ニ付キ審議ス

學科課程ニ關スル事項

授業ニ關スル事項

生徒ノ懲戒ニ關スル事項

生徒ノ監督ニ關スル事項

生徒寮ニ關スル事項

前項ノ外校長ニ於テ必要ト認メタル事項

第三條 教授會ハ必要ニ應シ隨時之ヲ開クモノトス

第十一章 服裝規程

第一條 本校生徒ノ服裝ハ左ノ如ク之ヲ制定ス

但シ當分ノ内形式及品質ニ於テ多少ノ斟酌ヲスルコトアルヘシ

一、帽

制式 海軍形

品質 羅紗

色 黒

二、略帽

制式 縁三寸高二寸五分 鉢巻焦茶布巾一寸五分

徽章正帽ニ同シ

品質 麥藁

三、帽章

制式 前額部ニ本校所定ノ徽章ヲ附ス

外ニ額部ノ周圍ニ白線ニ條ヲ附ス

品質 眞鍮

四、冬服

制式 立襟

品質 小倉若クハヘル

色 紺

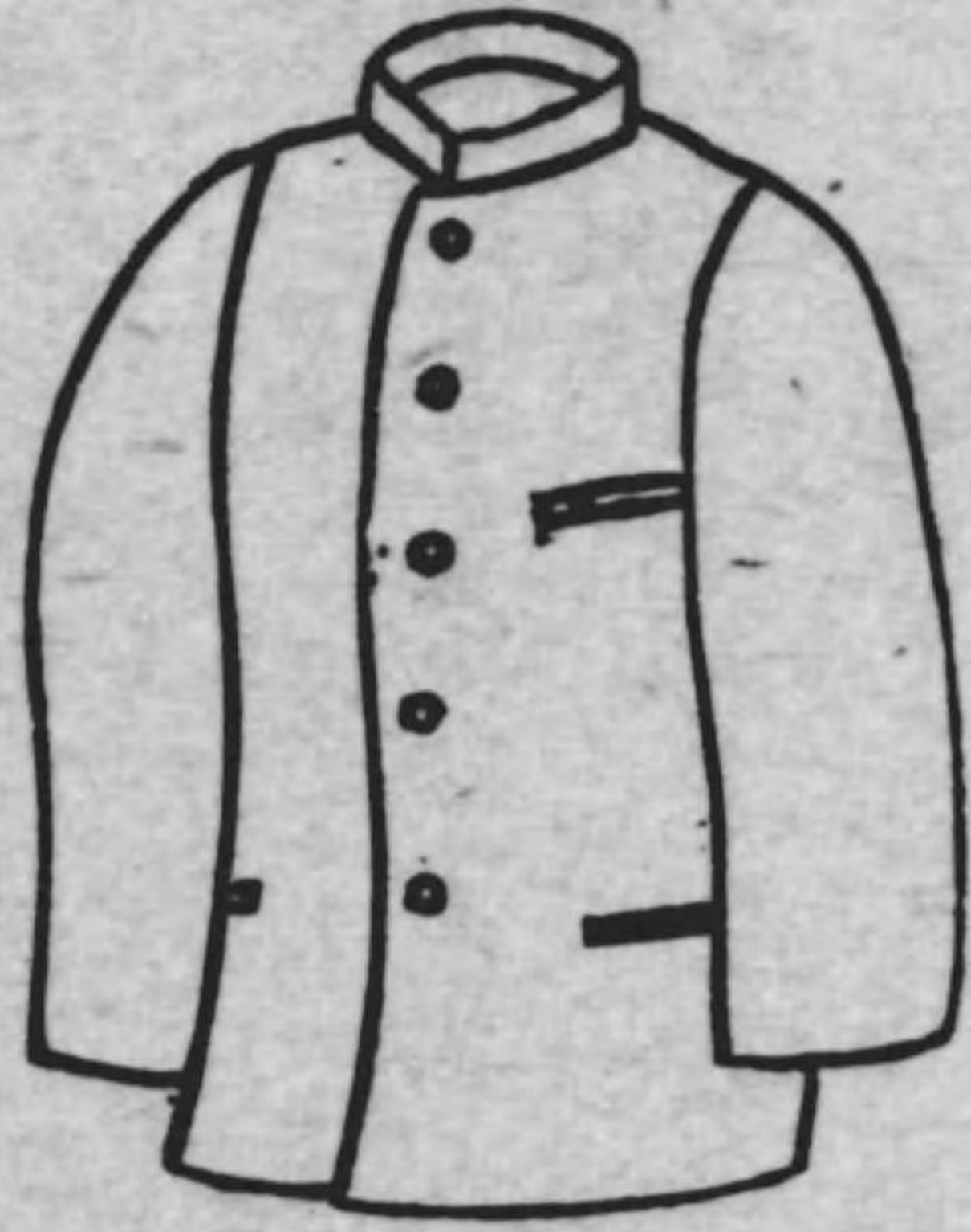
紐釦 色黄、品質眞鍮、本校ノ徽章ヲ附セルモノ

五、夏 服

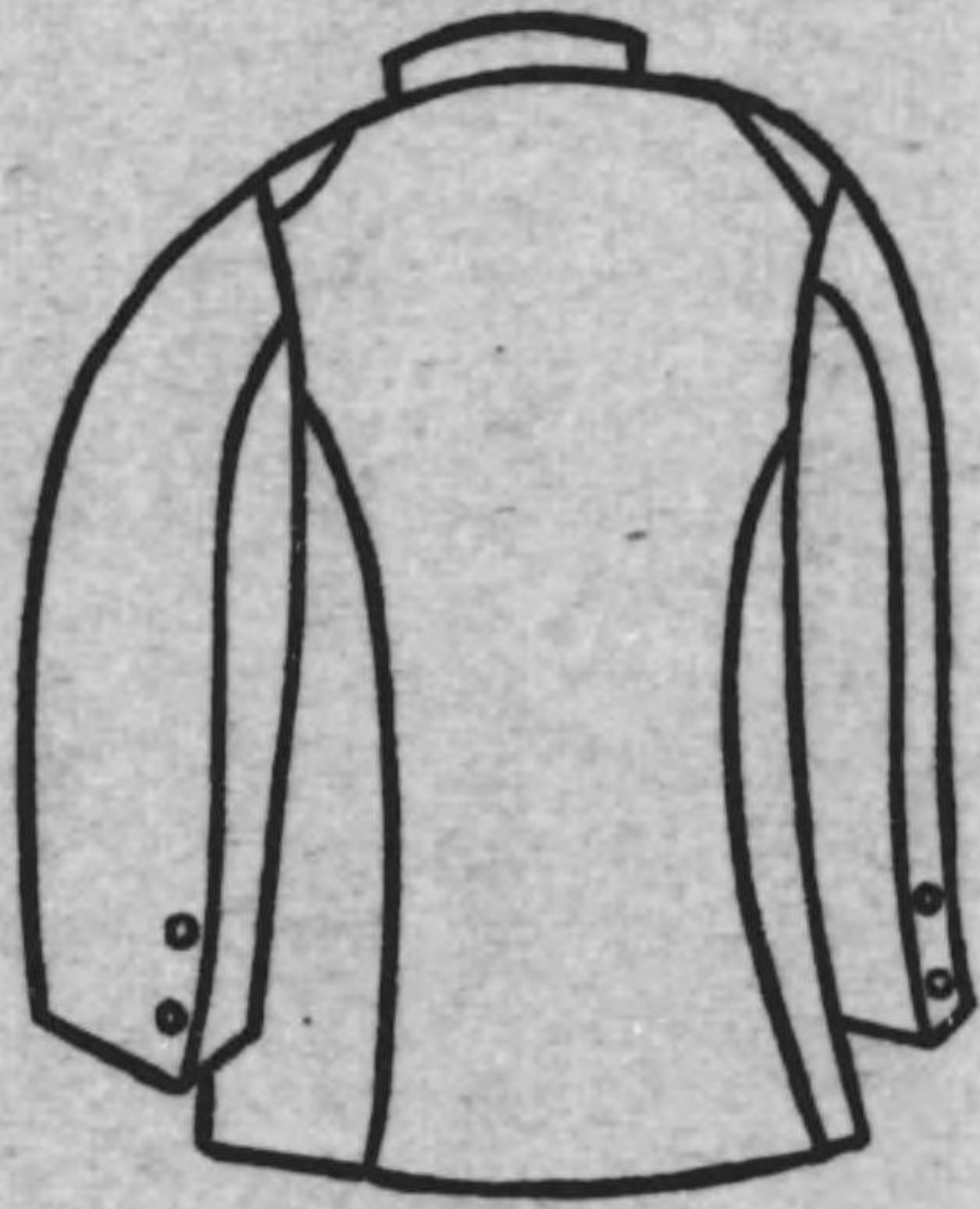
制式 冬服ニ同シ
品質 小倉
色 鼠
紐 釦 冬服ニ同シ

制服圖

衣 面 前



衣 面 背



袴



六、靴

制式 黒 革

第二條 左ノ場合ニハ前條制定ノ服装ヲナスヘシ

儀式舉行ノ場合

授業ヲ受クル場合

本校ヨリ特ニ指定シタル場合

第三條 生徒ハ居常成ルヘク制服ヲ着用スヘシ若シ和服ヲ着用スルトキハ必ス着袴シ外出ノトキハ更ニ制帽ヲ着スヘシ

第十二章 圖書閱覽室規程

第一條 閱覽室ハ休日ノ外毎日之ヲ開ク

第二條 閱覽室ハ毎日午前八時ニ開キ午後九時ニ閉ツ

但臨時變更ノ場合ハソノ都度揭示ス

第三條 生徒ハ學年ノ初ニ於テ圖書課ヨリ閱覽票ノ交付ヲ受クヘシ

第四條 圖書ヲ借受クントスルモノハ貸付用紙ニ所定ノ事項ヲ記入シ閱覽票ト共ニ之ヲ係員ニ差出スヘシ

但閱覽室備付ノ圖書ハ此ノ手續ヲ要セス

第五條 閱覽者ハ一時ニ洋書五冊和書十冊以上ヲ借受クルコトヲ得ス

第六條 借受ケタル圖書及閱覽室備付ノ圖書ハ之ヲ室外ニ携帯スルコトヲ得ス

第七條 借受ケタル圖書ハ他ニ轉貸スヘカラス

第八條 借受ケタル圖書ノ閱覽ヲ了リタルトキハ直ニ之ヲ返納シ閱覽票ヲ受取ルヘシ

第九條 閱覽室内ニテハ一切音談話其ノ他喧噪ノ舉動ヲナスヘカラス

第十條 借受ケタル圖書ハ鄭重ニ之ヲ取扱ヘフシ若シ汚漬破損若クハ紛失シタルトキハ之ヲ辨償セシム

第十一條 前條ノ規程ニ違反スル者ハ退室ヲ命スルコトアルヘシ

第十三章 圖書館外ノ貸出ニ關スル件

第一條 生徒圖書ノ館外貸出ヲ受クントスルトキハ所定ノ借用證用紙ニ指定事項ヲ明記シ監督教官ノ承認印ヲ得テ圖書課ニ差出スベシ

第二條 借受圖書ハ他ニ轉貸スルコトヲ許サズ

第三條 左記ノ圖書ハ貸出ヲナサズ

一、貴重圖書類

二、辭書類並ニ雜誌

- 三、閱覽室書棚ニ陳列中ノモノ
- 四、各教官ニ於テ特ニ必要ト認メタルモノ
- 五、其他圖書課ニ於テ殊ニ必要ト認メタルモノ
- 第四條 貸出スベキ圖書ハ一人ニ對シ二冊以內トス
- 第五條 貸出期間ハ長期及短期ノ二種トシ長期ハ春季、夏季、冬季ノ各休業中、短期ハ平常一週間トス
- 第六條 各學期末ニ於テ試業時間割發表後ハ貸出ヲ停止ス
- 第七條 長期貸出ヲ受ケントスルモノハ休業前三日マデニ第一條ノ手續ヲナシ試業終了當日受領スベシ
- 短期貸出ヲ受ケントスルモノハ毎週金曜日正午マデニ第一條ノ手續ヲナシ同日午後一時ヨリ四時マデノ間ニ受領スベシ
- 第八條 借受ケタル圖書ハ長期ノ場合ハ休業終了後三日以內、短期ノ場合ハ翌週木曜日正午迄ニ隨時返納スベシ
- 第九條 同一ノ圖書ヲ借受ケントスルモノ二人以上アルトキハ抽籤ニヨリテ定ム
- 第十條 同一圖書ハ引續キ一回以上借受クルヲ得ズ

- 第十一條 貸出中ノ圖書ハ期限内ト雖本校ニ於テ必要アル場合ニハ隨時返納セシムルコトアルベシ
- 第十二條 停學ヲ命ゼラレタルモノ又ハ休學ノ許可ヲ得タルモノニハ直チニ借受ケタル圖書ヲ返納セシメ且ツ停學又ハ休學ノ期間中圖書ノ貸出ヲ停止ス
- 第十三條 借受ケタル圖書ハ鄭重ニ取扱フベシ汚損又ハ紛失シタルトキハ之ヲ修繕セシメ若クハ同一ノ圖書又ハ相當ノ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシム
- 第十四條 本規定ニ違反シ又ハ係員ノ注意ニ應ゼザルトキハ一定ノ期間圖書ノ貸出ヲ停止スルコトアルベシ

第十四章 校旗規程

- 第一條 校旗ハ本校ヲ代表スル標識トス
- 第二條 校旗ハ全校職員生徒ノ参加スヘキ儀式又ハ之ニ準スル場合ニ出場ス
- 前項出場ノ場合ハ學校長之ヲ指定ス
- 第三條 校旗ノ取扱ハ學校長ノ指揮ヲ受ケ旗手班之ニ當ル但シ非常變災ノ場合ハ此限ニアラス
- 第四條 旗手ハ七名トシ品行方正、學業優良、身體強健ナル生徒中ニ就キ學校長之ヲ命ス旗手ハ交互ニ校旗ヲ捧持シ又ハ之ヲ護衛スルモノトス
- 第五條 旗手ノ任期ハ一學年間トス
- 第六條 校旗ハ庶務課ニ於テ之ヲ保管ス

六、掌務細則

第一節 校務分掌規程

第一條 校務ヲ分掌セシムル爲左ノ各課ヲ置ク

- 教務課
- 生徒課
- 寮務課
- 庶務課
- 會計課
- 圖書課

第二條 各課ニ課長ヲ置ク

但シ會計課ニハ課長ヲ置カス會計主任ヲ置キ書記ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 各課ノ課長ハ教授中ニ就キ學校長之ヲ命ス但生徒課長及寮務課長ハ生徒主事中心ニ就キ之ヲ命ス

第四條 各課ノ課長及會計主任ハ學校長ノ指揮ヲ受ケ當該課ニ關スル事務ヲ掌理スヘシ

第五條 各課ニ係員ヲ置ク係員ハ上官ノ指揮ヲ受ケ各其ノ課ノ事務ヲ處理ス

第六條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 學科配當ニ關スル事項
- 二 教科書ニ關スル事項
- 三 授業上設備ニ關スル事項
- 四 教室ニ關スル事項(但特別教室ヲ除ク)
- 五 生徒ノ訓育及懲戒ニ關スル事項
- 六 教官會議及評議員會ニ關スル事項
- 七 教務上ノ命令傳達並通知ニ關スル事項
- 八 生徒ノ入學、在學、退學、休學ニ關スル事項
- 九 生徒ノ學籍ニ關スル事項
- 十 卒業生ニ關スル事項
- 十一 學級編成ニ關スル事項
- 十二 試業及成績ニ關スル事項

- 十三 學力檢定ニ關スル事項
 - 十四 生徒證明書等ニ關スル事項
 - 十五 生徒修學旅行等ニ關スル事項
 - 十六 參觀人取扱ニ關スル事項
 - 十七 宣誓式ニ關スル事項
 - 十八 前條ノ外教務ニ關スル一切ノ事項
- 第七條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 生徒ノ風紀取締及衛生ニ關スル事項
- 二 生徒ノ體格檢査ニ關スル事項
- 三 生徒ノ訓誨及懲戒ニ關スル事項
- 四 生徒ノ勤惰ニ關スル事項
- 五 生徒控所ノ整理ニ關スル事項
- 六 生徒ノ願、伺、届等ニ關スル事項
- 七 生徒ノ集會「運動會」及文書類ニ關スル事項
- 八 團體旅行ノ取締ニ關スル事項
- 九 級長及副級長ニ關スル事項

第八條 寮務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 在寮生徒ノ風紀及衛生ニ關スル事項
- 二 在寮生徒ノ訓育及取締ニ關スル事項
- 三 在寮生徒懲戒ニ關スル事項
- 四 在寮生徒ノ集會及文書類ニ關スル事項
- 五 生徒寮賄所、病室、浴室、生徒集會所其ノ他生徒寮附屬建物ノ整理ニ關スル事項
- 六 生徒寮ニ屬スル守衛及賄方取締ニ關スル事項
- 七 前項ノ外生徒寮ニ關スル事項

第九條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 御聖影及勅語ノ保管ニ關スル事項
- 二 校旗保管ニ關スル事項
- 三 學校長ノ官印及校印ニ關スル事項
- 四 雇員以上ノ職員ノ進退身分ニ關スル事項
- 五 傭外國人ニ關スル事項
- 六 各課成案文書回讀ノ審査ニ關スル事項

- 七 公文書類ノ起案記録ノ編纂及保管ニ關スル事項
 - 八 公文書類ノ受授發送ニ關スル事項
 - 九 諸規則ノ創定變更等ニ關スル事項
 - 十 一覽統計報告等ニ關スル事項
 - 十一 儀式ニ關スル事項
 - 十二 當直ニ關スル事項
 - 十三 寄附願ニ關スル事項
 - 十四 生徒ノ兵役ニ關スル事項
 - 十五 各課ノ主掌ニ屬セサル校務上ノ事項
- 第十條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 資金ノ管理ニ關スル事項
 - 二 資金ノ豫算及決算ニ關スル事項
 - 三 歳入歳出豫算及決算ニ關スル事項
 - 四 歳入ノ確定收入及證明ニ關スル事項
 - 五 經費ノ仕拂及證明ニ關スル事項

- 六 物品ノ保管及購買ニ關スル事項
 - 七 物品ノ貸借及修理ニ關スル事項
 - 八 物品ノ出納及證明ニ關スル事項
 - 九 營繕ニ關スル事項
 - 十 警備並災害ノ防止及消毒ニ關スル事項
 - 十一 本校内外ノ掃除ニ關スル事項
 - 十二 不用物品ノ處分ニ關スル事項
 - 十三 電話電燈及給水ニ關スル事項
 - 十四 巡視、守衛、給仕、校丁以下進退及取締ニ關スル事項
 - 十五 門鑑ニ關スル事項
 - 十六 人夫ノ傭入及其ノ取締ニ關スル事項
 - 十七 物品ノ運搬並收受但小包郵便ヲ除クニ關スル事項
 - 十八 前項ノ外會計ニ關スル事項
- 第十一條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 圖書ノ監守保管及出納ニ關スル事項

- 二 圖書印ノ保管ニ關スル事項
- 三 圖書貸付ニ關スル事項
- 四 圖書閱覽室及其ノ取締ニ關スル事項
- 五 圖書ノ目錄編纂及整理ニ關スル事項
- 六 新聞雜誌年報一覽等ノ保管及出納ニ關スル事項
- 七 前項ノ外圖書ニ關スル事項

第二節 事務員服務規程

第一 事務員

- 第一條 事務員ハ執務時限前ニ昇校シ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ
- 第二條 當日ニ生シタル事務ハ可成即日處辨スヘシ若シ即日處辨スヘキ事務ニシテ執務時間中ニ處辨シ終ラサルモノアルトキハ退校時限ニ至ルト雖モ事務處辨ノ後ニアラサレハ退校スルコトヲ得ス
- 第三條 監督上官ヨリ特ニ命令アルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖モ執務スヘシ
- 第四條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ遅刻セントスルトキ又ハ出勤シ難キ時ハ其ノ事由ヲ具シ執務時限前ニ學校長ニ届出ツヘシ但疾病ノ爲缺勤一週間ニ及フトキハ届書ニ醫師ノ診斷書ヲ添フルヲ要ス

ス爾後一週間毎ニ同様ノ手續ヲ爲スヘシ

- 第五條 執務時間内發病其他ノ事故ニ依リ執務ノ場所ヲ離レントスルトキハ其ノ事由ヲ申告シテ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

- 第六條 父母ノ忌日ニ當リ祭典ヲ舉行スル爲ニ不參セントスルモノハ其ノ旨前日中ニ届出ツヘシ
- 第七條 親屬ノ喪ニ遇ヒ忌服ヲ受クルトキハ死者ノ氏名竝死者トノ親屬關係ヲ表示シタル忌引届ヲ差出スヘシ

- 第八條 新任ノ者ハ七日以内ニ履歷書、印鑑及宿所届ヲ差出スヘシ爾後改印、轉居等ハ其ノ都度届出ツヘシ

- 第九條 出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出發ノ際及歸校ノ際共其ノ旨學校長ニ届出ツヘシ前項ノ場合ニ於テハ歸校後五日以内ニ復命書ヲ學校長ニ差出スヘシ若シ學術研究ノ爲出張ヲ命セラレタル場合ニ在リテハ研究ノ結果ヲ報告スヘシ

- 第十條 出張旅費請求書ハ歸校後三日以内ニ差出スヘシ又出張先ニ於テ臨時必要ヲ生シタル費用即荷造用ノ物品代若クハ郵便電信料等私費繰替拂ヲ爲シタルモノアルトキハ歸校後三日以内ニ仕譯書ヲ添ヘ會計課ニ請求スヘシ但私費繰替ノ償還請求ニハ確實ナル證憑ヲ添付スルヲ要ス

第十一條 轉免ノ節ハ事務及物品等ノ引繼ヲ爲スヘシ引繼ハ書面ヲ作り受渡者雙方連署ヲ以テ届出ツヘシ

第十二條 火器其ノ他危險物ニツキテハ擔當事務ニ屬スルト否トヲ問ハス事務員五ニ注意シ充分取締ヲ爲スヘシ

第十三條 風水震災其ノ他非常異變アルカ又ハ校内若クハ其ノ近傍ニ於テ出火アルトキハ速ニ昇校シテ上官ノ指揮ニ從フヘシ

附 則

第十四條 本則ハ教官及囑託者ニ準用ス

第二一 當 直

第十五條 本校當直勤務ハ本校書記及事務員輪番ヲ以テ一名宛之ニ任ス其ノ順番ハ別ニ之ヲ定ム當直勤務ハ場合ニヨリ前項職員以外ノモノニモ命スルコトアルヘシ

第十六條 當直時間ハ左ノ如ク定ム

- 一 平日ハ退校時限ヨリ翌日昇校時限迄トス
- 二 休日ハ其ノ日ノ昇校時限ヨリ翌日ノ昇校時限迄トス
但昇校時限ハ當時ノ執務時間ノ規定ニ從フ

第十七條 左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ當直ヲ免ス

- 一 出張ヲ命セラレタル者ハ出張中ハ勿論出張ノ前日又歸校ノ翌日
 - 二 病氣其ノ他事故ニヨリ本務ヲ缺クモノハ缺勤届出ノ期間
- 第十八條 前條ノ事由ニヨリ除直スルモノアルトキハ當直順ハ順次繰上トス
- 第十九條 當直者止ムヲ得サル事故ニヨリ他ノ當直ノ義務アル職員ヲシテ代替セシメントスルトキハ其ノ旨連署ヲ以テ届出ツヘシ

第二十條 當直ノ義務アル職員新任ノ時ハ出校ノ日ヨリ起算シ一週日ノ後當直順番ニ挿入ス此ノ場合ニ於テハ他ノ當直者ノ順番ハ當然順次繰下クルモノトス又轉免者アルトキハ順番ノ繰上ヲナスヘシ

第二十一條 當直勤務ノ主要ナル事項ハ概ネ左ノ如シ

- 一 聖影奉安室及其ノ他ノ鎖鑰竝當直日誌ノ保管ヲナスコト
 - 二 巡視校丁等ヲ監督シ校舍内外一切ノ取締ヲ爲スコト
 - 三 往復物件ヲ處分スルコト
 - 四 火器其ノ他火災ノ虞アル器物ニ對シテ注意スルコト
- 第二十二條 當直日誌ニハ左ノ諸件ヲ記載スルヲ要ス

- 一 當直ノ年月日竝宿直者ノ氏名捺印
 - 二 巡視、校丁、火夫ノ氏名
 - 三 到着若クハ發送セシ物件ノ目錄
 - 四 以上諸項ノ外當直中處理シタル事項
- 第二十三條 當直日誌ハ翌日庶務課長ノ監査ヲ經ヘシ
- 第二十四條 當直中接受シタル物件ハ左ノ取扱ヲナスヘシ
- 一 親展公文書竝職員宛私文書及其ノ他ノ物件ハ其ノ儘之ヲ留置キ翌日庶務課ニ引繼キ表記氏名ヲ示ササルモノハ各課長ニ引渡スヘシ但外見急速ヲ要スルモノト認メ得ヘキモノハ直ニ宛名ノモノ若クハ各課長ニ送達スヘシ
 - 二 親展ニアラサル公文書ハ直ニ開封シ即時之ヲ處理スヘシ
- 第二十五條 當直中出火近火ハ勿論風水震災盜難等非常ノ異變アルトキハ直ニ學校長ニ其ノ旨ヲ急報シ狀況ニ應ジ直ニ臨機ノ處置ヲナスヘシ

七、職員姓名

昭和十六年十月一日現在

職名	姓名	職名	姓名	職名	姓名	職名	姓名	職名	姓名	職名	姓名
校長	長岡寛統	名譽教授	長岡寛統	教授並ニ生徒主事	吉田貞一	漢文、修身	吉田貞一	教授	岡山	漢文、修身	生徒主事
學校長	長岡寛統	名譽教授	長岡寛統	教授並ニ生徒主事	吉田貞一	化學、自然科學	山岡望	教授	山岡望	化學、自然科學	生徒主事
名譽教授	長岡寛統	名譽教授	長岡寛統	教授並ニ生徒主事	吉田貞一	英語	緒方健三郎	教授	緒方健三郎	英語	生徒主事
教授	長岡寛統	名譽教授	長岡寛統	教授並ニ生徒主事	吉田貞一	數學	山内友五郎	教授	山内友五郎	數學	生徒主事
教授	長岡寛統	名譽教授	長岡寛統	教授並ニ生徒主事	吉田貞一	獨語	大本琢壽	教授	大本琢壽	獨語	生徒主事
教授	長岡寛統	名譽教授	長岡寛統	教授並ニ生徒主事	吉田貞一	動物、自然科學	佐藤林三	教授	佐藤林三	動物、自然科學	生徒主事
評議員	長岡寛統	評議員	長岡寛統	評議員	吉田貞一	文學士	吉田貞一	評議員	岡山	文學士	評議員
評議員	長岡寛統	評議員	長岡寛統	評議員	吉田貞一	文學士	山岡望	評議員	山岡望	文學士	評議員
評議員	長岡寛統	評議員	長岡寛統	評議員	吉田貞一	文學士	緒方健三郎	評議員	緒方健三郎	文學士	評議員
評議員	長岡寛統	評議員	長岡寛統	評議員	吉田貞一	文學士	山内友五郎	評議員	山内友五郎	文學士	評議員
評議員	長岡寛統	評議員	長岡寛統	評議員	吉田貞一	文學士	大本琢壽	評議員	大本琢壽	文學士	評議員
評議員	長岡寛統	評議員	長岡寛統	評議員	吉田貞一	文學士	佐藤林三	評議員	佐藤林三	文學士	評議員
評議員	長岡寛統	評議員	長岡寛統	評議員	吉田貞一	文學士	長崎	評議員	長崎	文學士	評議員
評議員	長岡寛統	評議員	長岡寛統	評議員	吉田貞一	文學士	福分	評議員	福分	文學士	評議員
評議員	長岡寛統	評議員	長岡寛統	評議員	吉田貞一	文學士	福島	評議員	福島	文學士	評議員

化學、自然科學	物理、自然科學	數學	修身、哲學概說	獨語	國語	英語	獨語	漢文及歷史	英語	國語	漢文	歷史及地理	礦物及地質學	自然科學	獨語
教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授
評議員	評議員														
理學士	理學士	理學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士
高柳義一	宮原節	上總常雄	米倉守	杉山茂	森敬三	矢野萬里	古川尙雄	內藤尙輔	飯島隆	西下經一	林秀一	藤井駿	飯山敏春	富士川英郎	文學士
富山	廣島	大阪	福岡	東京	和歌山	山口	佐賀	島根	秋田	岡山	愛知	岡山	東京	廣島	廣島

英語	歷史	數學	心理及論理	數學	法制及經濟學	國語	植物及動物學	獨語	獨語	英語	英語	英語	配屬將校	備外國人教師
教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授
文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士
戶田尙	大野真弓	石田恭二	尾島碩心	掛谷大三	金平幹夫	森岡常夫	木村劫二	野嶋正城	松山武夫	天沼次郎	菅好雄	文學士	文學士	文學士
岡山	神奈川	鳥取	東京	廣島	東京	東京	東京	岡山	香川	岩手	埼玉	廣島	廣島	福岡

職員

獨語講師

ジークフリート・ポルステル

獨國

物理師

理學士 雜賀修二郎

大分

法制及經濟

法學士 石津稟三

岡山

圖書

吉田 苞

岡山

體操及教練

陸軍大尉 高月光丸

山口

弓道

陸軍大尉 德山勝彌太

岡山

體操及教練

陸軍大尉 今倉義直

岡山

體操及教練

陸軍大尉 三島歡二郎

岡山

體操及教練

陸軍少佐 枝松鹿次郎

岡山

圖書

工學士 河野龍一郎

大分

助教

金光彌一兵衛

岡山

柔道

千頭直之

高知

劍道

難波壽平

岡山

生徒主事補

連 甫

岡山

書記

文學士 陸軍曹長

波邊現壽

新潟

兼生徒主事補

岡本英一

岡山

學校醫

國見秀夫

徳島

事務囑託

小島倭夫

岡山

職員

醫學博士 光田利三郎

岡山

101

職員

100

(圖書教室勤務助手)

(生物學教室勤務助手)

(物理學教室勤務助手)

(地質礦物學教室勤務助手)

評議員

(應召中)

教授
主事

吉田貞一

濱 堅之助 岡山

相 賀近男 岡山

久 山 泰 岡山

藤 原正一 岡山

堀 剛太郎 岡山

那 須鐵衛 岡山

山 本昌介 岡山

石 本實平 岡山

吉 田百合子 岡山

近 間俊二 岡山

若 林 忠 岡山

原 田太郎 岡山

清 水新一 岡山

監督
教 官

- 文科三年甲一組
- 文科三年甲二組
- 文科三年乙組
- 理科三年甲一組
- 理科三年甲二組
- 理科三年甲三組

監督
教 官

教 授 山岡 望

同 緒方健三郎

同 山内友五郎

同 大本琢壽

兼生 佐藤林三

兼生 古川尙雄

兼生 内藤尙輔

兼生 古川尙雄

兼生 内藤尙輔

兼生 内藤尙輔

同 森 敬三

同 杉 山 茂

同 上 總 常 雄

同 山 岡 望

同 矢 野 萬 里

理科三年乙組
 文科二年甲一組
 文科二年甲二組
 文科二年乙組
 理科二年甲一組
 理科二年甲二組
 理科二年甲三組
 理科二年乙組
 文科一年甲一組
 文科一年甲二組
 文科一年乙組
 理科一年甲一組
 理科一年甲二組
 理科一年甲三組
 理科一年乙組

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

石田恭二
 西下經一
 戶田尙
 藤井駿
 山内友五郎
 宮原節
 尾島碩心
 高柳義一
 富士川英郎
 野嶋正城
 大本琢壽
 内藤雋輔
 木村勅二
 飯島隆
 飯山敏春

學科主任

物理學
 國語及漢文
 化學
 英語
 數學
 獨語
 動物植物及地質礦物
 修身、心理及論理、哲學概說
 法制及經濟
 歷史及地理
 圖書
 體操

事務分課

教授 宮原節
 教授 吉田貞一
 教授 山岡望
 教授 緒方健三郎
 教授 山内友五郎
 教授 大本琢壽
 教授 佐藤林三
 教授 米倉守
 教授 金平幹夫
 教授 内藤雋輔
 教授 河野龍一郎
 講師 三島歡二郎

課
長 教
務 課

課
長 生
徒 課

(兼)

教 授 緒方健三郎
講 師 石津稟三
主 事 渡邊現壽
生 徒 補 小林隆志
事 務 賜 託

(兼)

教 授 吉田貞一
生 徒 主 事 佐藤林三
兼 授 古川尙雄
生 徒 主 事 高月光丸
講 師 今倉義直
講 師 三島歡二郎
書 記 難波壽平
主 事 補 渡邊現壽

課
長 寮
務 課

(兼)
體操科事務

雇 近間俊二
雇 近間俊二

(兼)

(兼)

(兼)

(兼)

(兼)

生 徒 主 事 佐藤林三
兼 授 吉田貞一
生 徒 主 事 宮原節
教 授 古川尙雄
教 授 林秀一
教 授 大野眞弓
講 師 高月光丸
講 師 今倉義直
講 師 三島歡二郎
書 記 補 小島倭夫
主 事 補 太田守衛
事 務 賜 託 那須鐵衛

庶務課

課

圖書課

會計課

(兼)

書記

岡本英一
吉田百合子

教授

杉山茂

主事

濱堅之助

主任

渡邊現壽

主任

藤原正一

主任收入官吏
物品會計官吏書記

連甫

書記

國見秀夫

書記

佐藤高治

事務囑託

太田守衛

雇

濱堅之助

(兼)

雇 雇 雇

相賀近男
山本昌介
石本實平

八、生徒姓名

文科三年甲一組

(堺)	竹林一夫	大阪	(第一岡山)	首尾木一	廣島
(第一岡山)	秋山鑑一郎	岡山	(誠之館)	藤原弘達	廣島
(第一岡山)	入江筋次郎	岡山	(今治)	原潤藏	愛媛
(第一神戸)	虎渡宏海	秋田	(東京府立第五)	早川智郎	愛知
(第二岡山)	守屋正直	岡山	(第一岡山)	木下恒	岡山
(第一岡山)	高橋豊三郎	岡山	(第一岡山)	深井八郎	岡山
(丸龜)	池田萬年	香川	(尼崎)	小林英明	滋賀
(第二岡山)	内田誠史	岡山	(多度津)	安藤厚	香川
(第二神戸)	高杉正巳	岡山	(日高)	千原清次	和歌山
(住吉)	久世治豊	岐阜	(豊浦)	石井百合雄	山口
(第一岡山)	松山正弘	岡山	(第一岡山)	岡崎修一	岡山
(米子)	村上一平	鳥取	(濱田)	豊田崇	山形

文科三年甲二組

(第一岡山)	山下理一	岡山	(府中)	卜部忠治	廣島
(第二岡山)	小山龍	新潟	(第一岡山)	玉井正	岡山
(若松)	中島昌一	東京	(第二岡山)	舟木利夫	京都
(第一岡山)	豊岳秀明	岡山	(東京府立第二)	林信朗	東京
(米子)	貝田清	鳥取	(鳥取第二)	原田愛之助	鳥取
(尼崎)	荻野雅	兵庫	(木更津)	高梨統一	千葉
(尼崎)	島田政雄	兵庫	(北野)	小杉岩藏	滋賀
(宮崎)	杉田敏夫	宮崎	(羅南)	村上俊彦	東京
(第一岡山商業)	高木保治	岡山	(鳥取第一)	中島桂太郎	鳥取
(第一岡山)	松原茂夫	香川	(誠之館)	北村勝士	廣島
(三池)	田村敏郎	福岡	(京畿公立)	高山湘英	朝鮮
(高梁)	宗森雄一	岡山	(誠之館)	山下進	岡山
(高松)	井上功	香川	(第二岡山)	佐藤松壽郎	岡山
(第二岡山)	松本要	岡山	(今治)	中路登志雄	愛媛

(府中)	宅味義孝	廣島	(誠之館)	中島武夫	廣島
(第二岡山)	的場茂	岡山	(第一岡山)	野村久	岡山
(金光)	伊澤弘之	岡山	(第一岡山)	安原舜二	岡山
(第一岡山)	山根續	山口	(小野)	土肥喜一	兵庫
(第一岡山)	栗坂俊郎	岡山	(住吉)	石井良雄	岡山
(東京府立第八)	難波恒	岡山	(灘)	吉川忠男	兵庫
(粉河)	長野正敏	東京	(新)	星野良二	東京
(第二神戸)	坂上壽夫	和歌山	(第一岡山)	林勝彦	香川
(下關)	淺井隆雄	兵庫	(天王寺)	龜島貞夫	大阪
(豊中)	龜田健二	山口	(大田公立)	照屋和夫	東京
(京城第二高普)	小森祐三	廣島	(高梁)	丸濱達郎	岡山
	金東鎬	朝鮮	(閑谷)	齋藤正一	岡山
(市岡)	白井正	大阪	(奈良)	吉井次也	奈良
(第一神戸)	小林定人	和歌山	(鳥取第二)	加藤進	鳥取

文科三年乙組

(第一岡山)	矢吹殿	岡山	(龍野)	八木哲浩	兵庫
(第二岡山)	橋本文三郎	滋賀	(柳井)	宮本光登	山口
(多度津)	今井明	香川	(豊中)	今井潔	香川
(第二神戸)	川田健次	香川	(徳島)	林清造	徳島
(第一岡山)	森安敏朗	岡山	(東京府立第一)	村上陽	廣島
(大連第一)	横田舜介	山口	(京城公立)	山下高三郎	徳島
(日高)	倉英夫	和歌山	(京城公立)	野方正敏	香川
(高松)	多田三郎	香川	(浮羽)	佐々木申二郎	福岡
(北野)	丸尾至	東京	(北野)	荒川英徳	愛知
(姫路)	佐伯孝道	兵庫	(松山)	飯尾敏郎	愛媛
(第一岡山)	岡本英郎	岡山	(豊浦)	末永幸雄	山口
(豊浦)	吉村和雄	山口	(豊浦)	有吉育夫	岡山
(高松)	野崎博通	香川	(京城公立)	喜頭時彦	京都
(米子)	吹野匡	鳥取	(萩)	大藤威	山口
(第一岡山)	高橋博道	岡山	(丸龜)	田中洋	香川
(天王寺)	石川三郎	大阪	(光州高普)	茂山宜錫	朝鮮

(第一岡山) 大森 晃 岡山

理科三年甲一組

(第一岡山)	丸竹正一	福井	(北野)	富田謙吉	兵庫
(丸龜)	安達芳夫	香川	(第二鹿兒島)	黒田晴吉	岡山
(豊中)	玉田茂芳	大阪	(西條)	波邊一之	愛媛
(第三神戸)	山田國男	兵庫	(西條)	星加幸夫	愛媛
(生野)	澤藤時男	大阪	(福岡)	福澤久勝	福岡
(和歌山)	中岡和彦	和歌山	(市岡)	松井元三	大阪
(第一神戸)	松本光雄	岡山	(第一神戸)	吉田五郎	兵庫
(第一岡山)	小倉義郎	岡山	(津山)	衣笠亨	岡山
(彦根)	有川正康	滋賀	(住吉)	西條茂彌	大阪
(北野)	平川順三	福岡	(第二神戸)	吉川秀夫	岡山
(新宮)	朝尾正	三重	(龍山公立)	米田克堯	山口
(粉河)	甲本記久夫	和歌山	(第一岡山)	近藤誠造	岡山
(誠之館)	藤井貫之	廣島	(多度津)	小野進	岡山

理科三年甲二組

(米子)	恩田政行	鳥取	(第一岡山)	兒子茂	岡山
(豊浦)	椿東一郎	山口	(防府)	松下浩三	山口
(大連第一)	濱田巖	鹿兒島	(第一岡山)	尾坂卓朗	岡山
(尼崎)	木室正明	大阪	(第一岡山)	姫井豊次	岡山
(京都第三)	池田榮次	京都	(誠之館)	藤川正臣	廣島
(第一神戸)	堤三郎	埼玉	(住吉)	坂巻友敏	大阪
(第二岡山)	吉松雄太郎	岡山	(海洲高専)	宮本運昌	朝鮮
(第一岡山)	土松英雄	岡山	(奈良)	山田嘉昭	奈良
(第一岡山)	久城清作	岡山	(和歌山)	廣瀬泰郎	岐阜
(第二岡山)	岩本秀行	岡山	(京都第一)	高石康	長崎
(第一岡山)	建石昌男	岡山	(多度津)	木下秀男	香川
(第一岡山)	尾崎保司	岡山	(第二神戸)	川上誠一郎	岡山
(第一岡山)	近藤史郎	岡山	(第三神戸)	財岡新太郎	山口
(風鳴)	廣石昌平	兵庫	(第二神戸)	田村忠典	兵庫

(小倉)	福山郁生	福岡	(第一岡山)	神原定良	香川
(津山)	小松茂暢	岡山	(閑谷)	藤原滋郎	岡山
(西條)	前田博	愛媛	(吳第一)	中原勳平	岡山
(第一岡山)	磯貝公也	岡山	(堺)	梅鉢雅弘	大阪
(第一岡山)	河相保	廣島	(德島)	澤田清澄	德島
(高鍋)	長坂五朗	廣島	(北野)	大蝶堅	岡山
(吳第一)	高橋博道	愛媛	(第一神戸夜間)	大橋廣次	岡山
(成城)	陳世冬	臺灣	(三刀屋)	金田弘	島根
(第一岡山)	小土井三郎	廣島	(第二神戸)	山中尙	兵庫
(第二神戸)	保津正雄	兵庫	(灘)	横山郁	東京
(長野)	土肥亮	宮城	(天王寺)	森英男	大阪
(麻布)	山上徳一	岡山	(第一岡山)	秋葉光俊	岡山
(天王寺)	笠井由雄	大阪	(釜山公立)	守分亨	岡山
(第一岡山)	中川章志	岡山	(第一岡山)	寺山宏	岡山

理科三年甲三組

(第二神戸)	岡田憲介	兵庫	(第一岡山)	伊藤芳明	新潟
(和歌山)	由良治	和歌山	(第二岡山)	浮田純二	岡山
(大分)	森武彦	東京	(第一岡山)	菊池敏夫	岡山
(第一神戸)	皆木忠夫	岡山	(脇町)	大塚泰弘	徳島
(第一岡山)	吉田昌平	岡山	(第一神戸)	永田互	兵庫
(第一岡山)	森山蕃	岡山	(高松)	泉田敏雄	兵庫
(愛知第一)	松本朝榮	愛知	(第二岡山)	赤木弘昭	香川
(第二岡山)	小島謙一	山口	(第二神戸)	中張圭介	岡山
(高松第一)	北島晃	宮城	(高松)	芳岡四郎	兵庫
(吳第一)	上松正行	廣島	(第一神戸)	河野通正	香川
(小倉)	加藤次郎	廣島	(第一岡山)	山田稔	福岡
(平壤第一公立)	若口富士夫	岡山	(第一岡山)	兒山正中	岡山
(米子)	横田昌廣	福岡	(大邱公立)	谷田澤道彦	静岡
(第三神戸)	安江淡	鳥取	(東京府立第一)	小曾戸和夫	宮崎
(徳島)	森岡茂夫	兵庫	(第三神戸)	竹内恂	東京
	近藤計夫	徳島		松本敏郎	東京

(高松) 小西久士 香川
 (龍山公立) 阿部寛 福島
 (姫路) 中島保彦 長崎
 (廣島第二) 福谷誠 山口
 (青島) 濱清庸 長野
 (横濱第一) 佐野信雄 福岡
 (高梁) 淺沼博文 岡山
 (京城第一高普) 松岩克守 朝鮮

理科三年乙組

(第一岡山) 緒方規矩雄 東京
 (第一岡山) 大西章 岡山
 (灘) 清水充 富山
 (關西) 下村誠一 岡山
 (北野) 黒田秀夫 大阪
 (第一神戸) 平岡寛雄 廣島
 (第一岡山) 兒子卓 岡山
 (丸龜) 佐久間文夫 香川
 (尾鷲) 淺尾葵 京都
 (第二岡山) 津下健哉 岡山
 (洲本) 中村弘道 兵庫
 (撫養) 廣野求和 徳島
 (第一岡山) 飛岡隆 岡山
 (第一岡山) 大塚信夫 岡山
 (徳島) 兒島剛 徳島
 (第一神戸) 森昭 愛媛
 (第二岡山) 笹田用二 岡山
 (三島) 高橋國祐 愛媛
 (三豊) 矢野保夫 香川
 (指宿) 吉富道次 鹿兒島

文科二年甲一組

(高松) 多田羅徳夫 香川
 (津山) 北旭 岡山
 (第一岡山) 藤田嘉文 岡山
 (大連第一) 渡邊仁 岡山
 (第三神戸) 望月悌二期 山梨
 (静岡) 望月逸夫 静岡
 (嘉穂) 村田和稔 福岡
 (耐久) 玉置英之助 和歌山
 (千葉) 松村義誠 岡山
 (平壤第二) 金川次郎 朝鮮
 (小豆島) 萩本勇 香川
 (灘) 奥本繁男 廣島
 (第二岡山) 黒住勝秀 岡山
 (誠之館) 定保逞三 廣島
 (小濱) 清水傳治 福井
 (第一岡山) 須賀藤七 大阪
 (北野) 米津徹也 徳島
 (柳井) 守田俊二 山口
 (津山) 額田祝也 岡山
 (東京開成) 石川正直 山口
 (福岡) 吉田喜實男 福岡
 (第一岡山) 赤堀和一郎 岡山
 (平壤第二) 萩本勇 香川
 (第一岡山) 岡崎成道 岡山
 (若松) 藤田章 福岡
 (第一岡山) 佐藤孝 岡山
 (第一神戸) 中山敏夫 佐賀

(和歌山)	(撫順)	(第一岡山)	(西條)	(關西)	(第二神戸)	(福知山)	(灘)	(第二岡山)	(第三神戸)	(横濱第一)	(小倉)	(丸龜)	(天王寺)	(大連)	(徳島)
山口博造	味村治	難波輝久	十龜賢次	藤本忠雄	池田正治	北山六郎	原口孝	多田伊之輔	新阜英太郎	宮田誠司	東陽一	廣瀬勝美	遠山克二	森亨	關貫司
和歌山	愛媛	岡山	愛媛	岡山	兵庫	京都	兵庫	岡山	兵庫	東京	大分	香川	大阪	長崎	徳島
(今治)	(大連第二)	(第二岡山)	(第二岡山)	(高松)	(誠之館)	(姫路)	(第一岡山)	(奈良)	(横濱第二)	(第二岡山)	(西條)	(茨城)	(第一岡山)	(龍山公立)	
青野安	須藤亨	中原恒雄	加賀美靖生	脇谷秀夫	堀博彦	山田道生	奥平清武	澤内良郎	古米久穂	板野尙志	伊藤大準	西莖治夫	八廣悟	竹崎初太郎	
愛媛	大分	岡山	岡山	香川	廣島	滋賀	兵庫	三重	神奈川	岡山	愛媛	大阪	福岡	高知	

文科二年甲二組

(奈良)	(田邊)	(忠海)	(和歌山)	(第二岡山)	(靜岡)	(甲陽)	(群山)	(第一岡山)	(小倉工業)	(丸龜)	(住吉)	(宇治山田)	(誠之館)
小泉聖	玉置明男	三名田高義	岩橋敏彦	黒住潤一	田中喬	福井俊郎	金原健二郎	木村繁	中野博士	平尾修一	今西三男	海渡修	内山壽
奈良	和歌山	廣島	和歌山	岡山	大阪	大阪	朝鮮	岡山	山口	香川	大阪	三重	岡山
(第一神戸)	(丸龜)	(第一神戸)	(第二岡山)	(府中)	(大連第二)	(誠之館)	(第二岡山)	(金光)	(第一神戸)	(第一岡山)	(日本大學大阪)	(第二神戸)	(津山)
東裕夫	岩田晴夫	大西英一	古川和洋	小林勝視	瀬戸明	森惠一	岡本哲也	山内輝幸	牧野貞雄	長谷川操	池上治人	山田明	濱野好明
兵庫	香川	兵庫	岡山	廣島	滋賀	兵庫	岡山	愛媛	静岡	岡山	岡山	岡山	岡山

(撫養)	森田 英次郎	徳島	(第三神戸)	藤田 逸美	岡山
(松江)	小谷 康之	島根	(第一岡山)	佐藤 重泰	岡山
(第二神戸)	谷 甲子雄	兵庫	(群山)	海老 博和	石川
(三豊)	小野 明	香川	(第一神戸)	枝光 克郎	兵庫
(第一岡山)	山本 明次	岡山	(第一岡山)	宮原 勝夫	岡山
(誠之館)	三宅 健二	廣島	(高松)	大高 保	香川

文科二年乙組

(田邊)	玉井 茂雄	和歌山	(第二神戸)	柏木 亮	兵庫
(第一岡山商業)	久安 弘一	岡山	(第一岡山)	中川 敷志	岡山
(第二岡山)	林 克巳	岡山	(熊谷)	青木 茂俊	埼玉
(咸南)	高山 明相	朝鮮	(西條)	青野 英雄	愛媛
(龍野)	土井 敏彦	兵庫	(第二岡山)	伊賀 宏	廣島
(第一神戸)	稻田 陽一	香川	(第一岡山)	河本 忠彦	岡山
(東京府立第一)	築地 明	熊本	(第一岡山)	三宅 直道	岡山
(第一神戸)	高祖 博雅	岡山	(豊中)	大元 仁	高知

(大連)	榊元 周三	鳥取	(西條)	宮武 正行	香川
(第二神戸)	金川 通義	兵庫	(修道)	加藤 宏	徳島
(釜山)	久保 三成	廣島	(多度津)	埴田 道雄	香川
(第二神戸)	松井 雅郎	岡山	(高津)	田中 章二	大阪
(豊浦)	松島 五郎	和歌山	(第一神戸)	山下 清	大阪
(津山)	難波 一郎	岡山	(尼崎)	合路 義達	廣島
(小倉)	岩本 正徳	山口	(膳所)	正田 明	岡山
(勝山)	矢谷 文雄	岡山	(第二岡山)	藤田 秀浩	岡山
(四條畷)	多賀 基二	大阪	(北野)	森岡 平二	高知
(第一岡山)	石井 静夫	廣島	(第一岡山)	寺見 八正	岡山
(東京府立第五)	渡利 弘	廣島	(第一岡山)	峰谷 博史	岡山
(高梁)	古米 初男	岡山	(小倉)	東 秀夫	長崎
(三次)	山縣 康人	廣島	(第一岡山)	大森 晃	岡山
(姫路)	武田 久	兵庫			

理科二年甲一組

(三)	石川	寛	香川	(第一岡山)	保田	肇	岡山
(第二神戸)	植原文之	廣島	(天城)	渡里	悟	島根	
(堺)	梅澤格	大阪	(第一神戸)	梅原隆二	滋賀		
(關西)	山崎友二	岡山	(第一岡山)	清水和幸	岡山		
(富岡)	嘉戸勝	徳島	(堺)	竹口章	大阪		
(天王寺)	赤木三郎	大阪	(都城)	邊保正二	宮崎		
(第一岡山)	立花香夫	岡山	(天王寺)	小倉卓雄	岡山		
(横濱第一)	杉野重己	神奈川	(横濱第三)	下村嘉夫	神奈川		
(洲本)	藤野奥利夫	兵庫	(桃山)	丹原一彦	岡山		
(鳥取第二)	須崎淳	鳥取	(和歌山)	矢田純朗	和歌山		
(防府)	岩本公明	山口	(第一岡山)	廣川憲介	廣島		
(廣島第一)	玉國英行	廣島	(第三神戸)	末本謙二	愛媛		
(京畿)	玉川忠	朝鮮	(高松第一)	三村忠義	香川		
(津山)	福田禾積	岡山	(北野)	三木晴男	兵庫		
(住吉)	森山悦郎	鹿兒島	(北野)	實川佐太郎	大阪		
(富田)	辻慶作	三重	(尾道)	岡田勝喜	廣島		

理科二年甲二組

(小倉)	吉川舜治	熊本	(横濱第一)	大河原信	福島
(第一岡山)	高橋宏之	岡山	(濱田)	小林崇郎	島根
(徳島)	小寺敏夫	徳島	(第一神戸)	原口積	兵庫
(高梁)	薬師寺蕭	岡山	(五條)	吉田正徳	奈良
(田邊)	橋脩	和歌山	(大連第二)	中村彰一	東京
(大連第一)	佐野精一	福岡	(岸和田)	丹原稔	岡山
(第一岡山)	福山仁	熊本	(濱松第一)	瀬川洋	静岡
(高松)	苧坂勉	滋賀	(東京府立第六)	水野正夫	岡山
(住吉)	永井敏夫	大阪	(米子)	村田健郎	鳥取
(第一岡山)	嘉敷正也	岡山	(北野)	今永勇二郎	大阪
(吳港)	阪田圭一	廣島	(誠之館)	佐藤達夫	廣島
(岸和田)	玉井貞彦	大阪	(北野)	深田淳夫	愛知
(第二神戸)	田村不二男	東京	(五條)	飯田義男	奈良
(第一岡山)	橋本仙一郎	長崎	(第三神戸)	山田正治	京都

(第一岡山)	歳森恒孝	岡山	(小倉)	千原學	大分
(第一神戸夜間)	京本與一	兵庫	(第一岡山)	岡本淑	岡山
(第一岡山)	辻勝己	岡山	(第二岡山)	谷井義郎	岡山
(忠海)	天野金	廣島	(高松)	末澤恒夫	香川
(虎姫)	雲彌壽治	滋賀	(第二神戸)	平林正也	兵庫
(吳第二)	中本俊博	廣島	(奉天第二)	青山正義	福井
(第一岡山)	莞明	島根	(天王寺)	笠井正朝	奈良
(門司)	井神道人	福岡	(刈谷)	草地立	岡山
(第一神戸)	本莊一耶	大阪	(徳山)	温品謙二	山口
(第一岡山)	矢尾秀馬	岡山			

理科二年甲三組

(萩)	守永健一	山口	(第一岡山商業)	岡田純一	岡山
(第一岡山)	菅沼康夫	岡山	(第一岡山)	山崎泰雄	岡山
(和歌山)	高松昇	和歌山	(西條)	東孝行	愛媛
(第一岡山)	辻高弘	岡山	(豊岡)	山本善之	兵庫

(和歌山)	山形秀	和歌山	(第二神戸)	本田哲郎	兵庫
(高梁)	天野昇	岡山	(第一神戸)	小林康幸	大阪
(第一岡山)	佐藤光明	岡山	(住吉)	磯田晴男	奈良
(大分)	菅幸雄	大分	(第一岡山)	野上順平	岡山
(第一神戸)	村上忠直	大阪	(第一岡山)	田口一男	岡山
(津山)	大田陸奥雄	岡山	(岸和田)	帶猛	秋田
(第一岡山)	櫻井博	新潟	(灘)	波邊忠男	兵庫
(第一神戸)	稻田伸也	兵庫	(第一岡山)	高月皓三	岡山
(徳島)	上原誠二	徳島	(高松)	川西健次	香川
(西條)	近藤只雄	愛媛	(第一岡山)	吉永正則	岡山
(横濱第一)	乘田貞人	佐賀	(北野)	高尾章	神奈川
(高松)	加島健	香川	(第二岡山)	大久保利彦	岡山
(三豊)	近井安雄	香川	(第二岡山)	植月洋一	岡山
(柏原)	森脇善和	兵庫	(第一東京市立)	高木英二	東京
(高松第一)	龜井浩	香川	(中津)	鷹取春夫	大分
(小倉)	林一郎	福岡	(第二神戸)	尾崎雅篤	兵庫

理科二年乙組

(第一岡山)	喜多村孝一	岡山	(第一神戸)	小早川隆	滋賀
(愛知第一)	加藤竹男	愛知	(第三神戸)	下田泰久	長崎
(第一岡山)	豊田正敏	岡山	(粉河)	奥猛	和歌山
(鳥取第一)	北浦保智	鳥取	(第一東京市立)	菱田明	長野
(第一岡山)	寺松孝	岡山	(第一岡山)	人見泰	岡山
(第一岡山)	小高隆興	岡山	(京城)	鳥飼道生	熊本
(第一岡山)	埴脇秀朋	岡山	(大分)	御手洗玄洋	大分
(高梁)	島山一平	岡山	(高松)	大川清一	香川
(第一岡山)	仁熊浩一	岡山	(北野)	桂博二	廣島
(第一岡山)	白神隆	岡山	(第二岡山)	豊崎攻	岡山
(市岡)	山岨好道	大阪	(北野)	梶原篤雄	大阪
(第一岡山)	平川一義	廣島	(第二岡山)	藤井凌一	岡山
(第一岡山)	佐藤龜弘	岡山	(三豊)	藤村武夫	香川
(第二神戸)	後藤保耶	兵庫	(大連第一)	有松久	岡山

文科一年甲一組

(北野)	西村純一郎	兵庫	(九段)	金錫鈞	朝鮮
(第三神戸)	中村和郎	兵庫	(獨逸學協會)	中多英夫	長野
(第一神戸)	中澤正一	兵庫	(伊都)	笹井克章	和歌山
(第三神戸)	仲田朗	兵庫	(第二岡山)	清水久太郎	岡山
(關西)	下村修	岡山	(小倉)	山川泰介	長崎
(高松)	丸山修	香川	(松山)	阿方雄二	愛媛
(第一岡山)	濱崎美景	三重	(第一岡山)	薄井省吾	岡山
(第一岡山)	森逸男	岡山	(第一神戸)	戸山靖一	島根
(市岡)	富井利八	大阪	(第一岡山)	小橋新	岡山
(小倉)	大和謙一	福岡	(第一岡山)	湯淺隆	岡山
(奈良)	吉井參也	奈良	(東京府立第一)	曾根岡仁	廣島
(第一岡山)	滿田新一郎	岡山	(第二神戸)	川上舜治	廣島
(第一神戸)	菅康夫	兵庫	(第一岡山)	今澤八州男	大分
(丸龜)	川崎浩	香川	(粉河)	藤田彪	京都

(第一岡山)	菅原茂美	岡山	(伊都)	龜洞光治	和歌山
(高梁)	山口和民	岡山	(第三神戸)	森川精次	東京
(赤穂)	唐津一磨	兵庫	(第二神戸)	森下俊彦	兵庫
(丸龜)	朝江清磨	香川	(新瀉)	島山元雄	新潟
(吳第一)	新下茂	廣島	(第一岡山)	定兼新太郎	岡山
(天王寺)	興津正	大阪	(湘南)	石原道弘	岡山
(誠之館)	佐藤信夫	廣島	(池田)	山下彌之助	徳島
(愛知第一)	堀場亮一	愛知	(誠之館)	野田鵬翔	廣島
(第一神戸)	作田穂	大阪	(平壤第二)	平岩哲雄	朝鮮
(第一岡山)	伊東讓	兵庫	(甲陽)	佐野幸政	東京
(小倉)	上本浩	福岡	(住吉)	市田光一	京都
(第一岡山)	野村順一郎	岡山	(三田)	羽路哲也	兵庫
(鳳)	角南直一	岡山	(茨城)	田口弘	大阪
(龍野)	松井正年	兵庫	(廣島第一)	高本成俊	廣島

文科一年甲二組

(第一岡山)	齊藤文夫	徳島	(第一岡山)	栗坂義郎	岡山
(第一岡山)	長尾淳一	岡山	(第一神戸)	増田裕治	兵庫
(奉天第一)	久保田玄	鳥取	(三豊)	伊瀬輝男	香川
(第一岡山)	松田滋	岡山	(小倉)	金子慶市	福岡
(津山)	生末敏夫	岡山	(防府)	岩本正明	山口
(第一岡山)	石井澄生	岡山	(誠之館)	桐山俊彌	廣島
(第二岡山)	浦田尙	岡山	(第二岡山)	矢部寅義	岡山
(堺)	西野公也	大阪	(大連第一)	田所豊	和歌山
(清州第一)	河原正行	朝鮮	(西條)	波邊達之	愛媛
(第一神戸)	吉田太郎	福岡	(京都第三)	森進一	京都
(第二神戸)	池田公明	兵庫	(金光)	弓削孟	岡山
(津山)	仲矢鍛	岡山	(第二岡山)	薬師寺慎一	岡山
(尾道)	野草健	廣島	(第一岡山)	濱崎佛一	山口
(第二岡山)	嘉崎義輝	岡山	(馬山)	箕山英夫	朝鮮
(天王寺)	三村義忠	奈良	(松山)	村上哲男	愛媛
(北野)	西川茂平	大阪	(興讓館)	江野村義夫	岡山

(高松) 石川通達 徳島
 (北野) 千葉實 大阪
 (北野) 松代英二郎 京都
 (今宮) 藤原勝之助 大阪

(津山) 甲本尙久 岡山
 (和歌山) 矢野田秀信 和歌山
 (第二岡山) 浅野照惠 岡山
 (三豊) 萩田健治郎 香川

文科一年乙組

(奉天第一) 受川素介 東京
 (東京府立第五) 池城安昌 東京
 (柳井) 脇圭平 山口
 (多度津) 武田昌造 香川
 (第一岡山) 戸川敏治 岡山
 (第一岡山) 山本憲三 岡山
 (東京府立第五) 森猛 東京
 (第二岡山) 岡義忠 岡山
 (第一岡山) 小阪眞彦 岡山
 (多度津) 三木彰 香川

(第一岡山) 早川勇郎 愛知
 (坂出商業) 横井正美 香川
 (東京府立第一) 池田威 滋賀
 (第一岡山) 久山勉 岡山
 (第一岡山) 荒尾俊夫 岡山
 (天王寺) 清洲辰也 愛媛
 (第二岡山) 井元勇 長崎
 (西條) 秋川嘉孝 愛媛
 (池田) 川原啓 徳島
 (第一岡山) 本田恒則 山形

理科一年甲一組

(釜山) 星島一夫 岡山
 (和歌山) 富野正 和歌山
 (灘) 高塚暢夫 岡山
 (函館) 大橋俊之 岡山
 (第一岡山) 和田興彦 岡山
 (灘) 平佐玄 山口
 (第一岡山) 中村薫 岡山
 (第二岡山) 澤田正一 岡山
 (第二岡山) 鳥越保喜 岡山
 (大邸) 村西一郎 岡山

(豊岡) 北村澄 兵庫
 (鳳) 黒川勇 大阪
 (第一岡山) 小若義朗 岡山
 (五條) 古川浩造 奈良
 (大邸) 萩田正徳 香川
 (奈良) 秋田透 滋賀
 (第二岡山) 米澤保貞 青森
 (北野) 三谷弘 石川
 (徳島) 鳥井淳一 徳島
 (灘) 中本茂清 兵庫

(第三神戸)	浦久康	石川	(丸龜)	鎌田正久	香川
(住吉)	榎本寛	鹿兒島	(新宮)	龜井敏彦	和歌山
(第二岡山)	石田正美	大分	(府中)	小田琢三	廣島
(明石)	高木益太郎	兵庫	(第一岡山)	平田芳朗	岡山
(第一岡山)	田中壽夫	岡山	(誠之館)	小川三樹雄	廣島
(京城)	水津寛一	島根	(灘)	石橋鐵治	兵庫
(飯肥)	宮武清	香川	(第一岡山)	山田雄造	岡山
(京都第一)	粟屋正春	山口	(第一岡山)	岩月健二郎	岡山
(第一岡山)	布浦弘	京都	(日大第二)	藤原二郎	岡山
(小倉)	奥村勇	岡山	(第一岡山)	高野良二	岡山
(誠之館)	久保治	大阪	(天王寺)	寺山喜郎	岡山
(第三神戸)	安原主士	廣島	(高梁)	岡本靜二	大阪
(第一岡山)	篠原弘	東京	(早稻田)	宗森信	岡山
(八尾)	仲原泰博	岡山	(豊岡)	渡邊秀能	廣島
(天王寺)	西浦昌男	大阪	(東京高師附中)	松田修	兵庫
	伊藤精	新潟		淺越泰男	岡山

理科一年甲二組

(丸龜)	網千壽夫	香川	(第二神戸)	山本盛	鳥取
(丸龜)	宮武義郎	香川	(第一岡山)	安藤大市	岡山
(麻布)	矢野光彦	高知	(第一岡山)	岡本隆郎	岡山
(第一岡山)	加藤雅敏	岡山	(第一神戸)	岸川皎藏	佐賀
(尼崎)	波邊照	廣島	(住吉)	川村太郎	大阪
(小倉)	岡城寺護	福岡	(第一岡山)	武元繁喜	岡山
(第一神戸)	大野敏雄	埼玉	(第一岡山)	森岩治	岡山
(沼津)	豊山晃	岡山	(浪速)	淺野讓	東京
(小倉)	菊地敏男	福岡	(第一岡山)	大塚時雄	岡山
(吳第一)	姫宮利純	廣島	(住吉)	高砂輝夫	大阪
(第一岡山)	溝手郁太郎	岡山	(吳第一)	中原功平	岡山
(岸和田)	川端弘	大阪	(米子)	熊野谿從	滋賀
(和歌山)	久世幸彦	和歌山	(第一岡山)	岡村安政	岡山
(小倉)	金苗矩夫	福岡	(生野)	野田榮一	大阪

(塙)	中谷泰信	大阪	(横濱第一)	三輪敏夫	神奈川
(東京府立第八)	阿部和雄	長野	(全州北)	高本英治	朝鮮
(東京府立第一)	高島光世	東京	(東京府立第六)	奥谷祥治	鳥取
(今治)	田中孝重	愛媛	(丸龜)	金武克巳	香川
(第一岡山)	福明英彦	岡山	(大邸)	松本祐昌	島根
(運子開成)	石川敷好	神奈川	(關東)	金原正峯	朝鮮

理科一年甲三組

(第一岡山)	鶴澤準二郎	岡山	(住吉)	青木秀雄	大阪
(津山)	小松伸雄	岡山	(津山)	苅田善政	岡山
(姫路)	六岡芳雄	兵庫	(吉備商業)	大野明重	岡山
(龍野)	黒田甲子郎	兵庫	(第二神戸)	秋定弘	兵庫
(尼崎)	前田賢太郎	東京	(廣島高師附中)	長本良男	廣島
(第一神戸)	寺本義男	愛知	(第一岡山)	角南久壽太	岡山
(金光)	守分孝	岡山	(茨城)	小林進	大阪
(大邸)	間野正隆	岡山	(横濱第一)	岡本顯	靜岡

理科一年乙組

(市岡)	吉田寛	大阪	(高松)	村上都美夫	香川
(第一岡山)	高澤孝哉	石川	(第一神戸)	永坂景	東京
(北野)	水田善博	大阪	(誠之館)	渡邊壯作	廣島
(安藝)	立花和夫	福島	(粉河)	北田甲子郎	和歌山
(津山)	小島基利	岡山	(今治)	原耕作	愛媛
(第一神戸)	齋藤俊一	東京	(矢掛)	水川金苗	岡山
(門司)	高橋一郎	新潟	(住吉)	安藤幸盛	島根
(膳所)	關根良弘	神奈川	(大分)	丸川博	岡山
(天王寺)	淺岡喜久雄	大阪	(三次)	湧谷秀哉	廣島
(吳第二)	先家光司	廣島	(丸龜)	田中行雄	山口
(高松)	桑島浩一	香川	(大連第一)	三宅直彦	兵庫
(三豊)	井村徹	三重	(戸畑)	宗近道郎	山口

(第一岡山)	松原和之	岡山	(徳山)	森脇美都夫	和歌山
(丸龜)	秋山義雄	香川	(第一岡山)	楢村和保	岡山
(津)	柴田利之	三重	(平壤第二)	金山淳永	朝鮮
(第一岡山)	矢吹博	岡山	(第一岡山)	小寺秀雄	岡山
(第一岡山)	上村家門	岡山	(第一岡山)	三宅康夫	岡山
(北野)	中出章	兵庫	(岡崎)	野村靖郎	愛知
(第二岡山)	横關猛	香川	(第二岡山)	長谷川進	岡山
(大連第二)	岡信次郎	岡山	(高松)	元木俊雄	香川
(第二神戸)	佐藤通男	岡山	(高松)	白川正健	香川
(鏡城)	梨山博康	朝鮮	(高津)	岸本静幸	岡山
(第一岡山)	佐藤二郎	岡山	(第一岡山)	宮本保義	岡山
(田邊)	竹中雄一	和歌山	(徳島)	加藤良和	徳島
(宇治山田)	日比正明	岐阜	(第三神戸)	小川地喜貞	三重
(光州西)	金光克幸	朝鮮	(天王寺)	大川内晃	佐賀
(第三神戸)	益川英吉	三重	(山口)	吉永謙亮	山口
(金川)	林象六	岡山	(和歌山)	佐武良房	和歌山

(第一岡山)	板谷博之	岡山	(第一岡山)	田中良憲	福岡
(三田)	山垣清平	兵庫	(第二岡山)	大塚哲也	岡山

九、卒業生姓名

備考

第一回ヨリ第十九回マアハ大學豫科卒業生ニシテ第二十回以降ハ高等科卒業生ナリ

氏名ノ上ノ符號解
東、京、九、東、北、北、海、大、名、東、京、東、都、九、州、東、北、北、海、道、大、阪、名、古、屋、各
帝、國、大、學、名、ニ、シ、テ、新、潟、千、金、長、新、潟、岡、山、千、葉、金、澤、長、崎、各、官、立、大、學、及
東、工、業、大、學、東、京、工、業、大、學、神、戸、商、業、大、學、ナ、リ、法、文、工、理、農、醫、藥、經、販、各
醫、等、ハ、各、大、學、ニ、於、テ、專、攻、シ、タル、科、目、ヲ、示、ス、モ、
×ハ死亡ナリ

○大學豫科第一回卒業生 (明治三十六年 六月三十日卒業) 計六十名

東、法	清 (舊益太郎)	助	愛	知	東、法	長	澤	一	夫	兵	庫	東、文	妹	尾	盛	親	岡	山													
東、文	×	加	地	歌	三	郎	愛	媛	東、文	吉	田	貞	一	岡	山	東、法	×	天	宅	敬	吉	兵	庫								
京、法	×	成	瀨	澄	三	郎	岐	阜	東、文	大	原	保	福	岡	東、文	×	告	森	壽	愛	媛	東、文	青	木	勘	岡	山				
東、法	山	下	三	郎	廣	島	東、文	小	林	愛	雄	東	京	東、文	青	木	勘	岡	山	東、文	青	木	勘	岡	山	東、文	青	木	勘	岡	山

一部乙 (三名)

京、法	山	本	一	作	兵	庫	京、法	栗	原	薰	大	阪	京、法	岸	本	良	和	大	阪
-----	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---

二部甲 (十五名)

京、工	博	小	野	正	福	岡	東、工	岡	崎	幸	人	兵	庫	東、工	鷺	見	周	保	岐	阜								
京、工	武	藤	興	作	岡	山	東、工	圓	城	寺	規	鳥	取	東、工	松	井	貴	太	郎	大	阪							
京、工	杉	本	德	三	京	都	東、工	大	飼	壽	太	郎	岡	山	東、工	青	木	菊	次	郎	滋	賀						
京、工	奥	富	綏	彦	岐	阜	京、工	北	村	五	十	彦	愛	知	京、工	坂	本	盤	四	郎	岡	山						
東、工	×	島	田	稻	喜	高	京、工	芳	田	直	三	郎	奈	良	東、工	山	本	和	七	大	阪	東、工	山	本	和	七	大	阪

二部乙 (一名)

東、藥	醫	×	土	井	多	四	郎	富	山
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

三部 (二十八名)

東、醫	藏	光	長	次	郎	島	根	東、醫	博	×	和	田	德	次	郎	和	歌	山	京、醫	本	多	幸	次	郎	奈	良			
京、醫	博	吉	川	順	治	大	阪	東、醫	友	松	佳	雄	三	重	京、醫	博	高	楠	榮	兵	庫	京、醫	博	高	楠	榮	兵	庫	
東、醫	×	丹	羽	元	亮	三	重	東、醫	池	端	俊	輔	和	歌	山	東、醫	×	多	胡	雄	岡	山	東、醫	×	多	胡	雄	岡	山

東、醫×岩野誠一三重	東、醫博笠原道夫大阪	東、醫井上善吉茨城
京、醫博吉永福太郎廣島	東、醫×齋藤和策靜岡	東、醫佐久間泰治愛知
東、醫早野龍三岐阜	京、醫博好本一節大阪	京、醫原藤幸一山梨
京、醫野村久中愛知	京、醫×竹内伊三大阪	九、醫博望月代次岐阜
九、醫辻野保和歌山	九、醫峰須賀誠二靜岡	九、醫梅田弘之兵庫
九、醫植見長衛京都	九、醫森小一大阪	九、醫鶴見藤太香川
九、醫博加藤尙義岡山		

○第二回卒業生 (明治三十七年七月五日卒業) 計百三名

一部甲 (二十一名)

高橋文五郎岡山	柿原政一郎宮崎	東、法×橫田誠一郎岡山
東、文相原熊太郎愛媛	京、法×松本卓彌岡山	加計正文廣島
京、法森本豊治郎兵庫	東、法關屋政徳島根	京、法×藤田積造佐賀
東、法金万庸次岡山	東、文浦瀬七太郎長崎	東、法中院富壽京都
京、法山郷龜太郎奈良	京、法×山田一高知	東、法×御牧徳三郎岡山

一部乙 (十九名)

京、法石井林誠岡山	東、文×戸部十二郎岡山	京、法×重田幸吉徳島
京、法日笠祐太郎岡山	佐藤儀一靜岡	京、法×柳原達大阪
東、法築島信司廣島	東、法山本芳治兵庫	京、法西村甫太郎宮崎
東、法望月政友和歌山	東、法大河内又太郎和歌山	東、法千葉誠一廣島
東、法今福新一廣島	京、法本村得多香川	東、文瀨尾武次郎廣島
東、文×金井四郎群馬	京、法中上友三郎福岡	京、法川村龍雄長崎
京、法×高崎秀雄鹿兒島	京、法清水稔太郎岡山	京、法小笠原顯大阪
東、法板野孝一兵庫	京、法大里與謝郎福岡	東、文春日主稅福井
京、法關口親岐卓		

二部甲 (三十名)

東、工大口章次岡山	京、工那須頼太郎岡山	京、工永瀨連太郎岡山
京、工石井格一岡山	京、工合田松太郎兵庫	東、工數田春魚岡山
京、理河上幹次岡山	京、工×遠藤武三郎岡山	京、工玉島光三廣島
東、工西松唯一愛媛	×高田都三大阪	京、工中村正義岡山

京、工 × 清水 惠助 岡山	京、工 安田 靖一 兵庫	京、工 (舊西川) 長谷川 清治 兵庫
京、理 × 鍵和田 悌治 神奈川	東、工 × 山田 影 東京	京、工 安井 直衛 廣島
東、工 × 別所 泰 岡山	京、工 中井 義雄 和歌山	東、工 齋藤 貞一 廣島
東、工 三野 熊雄 香川	東、工 三木 達治 廣島	東、工 藤積善三郎 愛知
京、工 × 安川 昇一 千葉	東、工 奈良原 三次 鹿兒島	京、工 (舊木村) 林 專之助 愛知
東、工 × 上月 清次郎 岡山	東、工 川村 号 愛知	東、工 × 山田 静 岐阜
二部乙 (四名)		
東、林 × (舊橋本) 加藤 恂四郎 岡山	東、農 綾田 豊 香川	東、農 × 青山 鋼成 愛知
東、林 貴島 圭三 岡山		
三部 (二十九名)		
東、醫 赤松 得二郎 岡山	東、醫 三橋 玉見 岡山	京、醫 (舊田島) 武田 鹿雄 高知
東、醫 博 小泉 親彦 福井	東、醫 光本 天造 廣島	京、醫 博 田中 文男 兵庫
京、醫 平田 達次郎 岡山	京、醫 福田 康甫 山口	京、醫 博 × 土居 留之助 愛知
京、醫 加藤 博之 愛知	京、醫 × 有馬 昇平 鹿兒島	東、醫 深澤 精四郎 兵庫
東、醫 篠原 牧之助 兵庫	京、醫 水河 序平 岡山	京、醫 小川 六三郎 東京

東、醫 博 × 馬淵 亨三郎 静岡	京、醫 片山 泰吉 廣島	九、醫 (舊馬場) 谷野 駿 岡山
京、醫 秋田 哲 千葉	京、醫 × 小林 和三郎 廣島	京、醫 村上 進 岐阜
九、醫 佐野 良太郎 秋田	九、醫 (舊西幹) 飯尾 敏平 大阪	九、醫 博 × 井戸 泰 岡山
京、醫 × 岩本 護 岡山	九、醫 伊藤 應隆 愛知	九、醫 守屋 辰己 岡山
九、醫 × 柴田 信衛 埼玉	九、醫 黒田 憲夫 廣島	

○ 第三回卒業生 (明治三十八年七月三日卒業) 計百十六名

一部甲 (三十一名)		
東、法 (舊七五三五郎) 次田 大三郎 岡山	京、法 × 松原 橋四郎 香川	東、文 辻 盛 東京
東、法 橋本 虎次郎 廣島	東、法 杉 琢磨 岡山	東、法 × 今井 清徳 岡山
京、法 清水 秀 岡山	東、文 橋本 増吉 長崎	京、法 神社 柳吉 岡山
× 甲斐 勇雄 岡山	京、法 上野 清六 新潟	東、法 × (舊長谷川) 佐々木 志賀二 岡山
京、法 × 森 信吉 廣島	京、法 福田 丈夫 山口	東、法 杉山 盈 東京
東、文 塚田 芳太郎 千葉	京、法 三浦 虎雄 宮崎	東、法 山田 五郎 東京
京、法 × 生田 廣藏 鳥取	京、法 角南 美貴 岡山	東、法 安藤 一郎 東京

京、法 城 榮太郎 兵庫	東、法 大橋信吉 岡山	東、文 岡本立彦 岡山
京、法 田中彰治 東京	京、法 松岡誠一 廣島	東、法 山岡 剛 岡山
京、法 酒井岩太郎 佐賀	東、文 服部品吉 岡山	東、法 齋藤秀三郎 兵庫
東、法 加藤喜一 廣島		

一部乙 (二十八名)

京、法 和田 駿 和歌山	東、法 ×大江清太郎 岡山	東、法 ×高橋三郎 東京
東、法 松岡信義 岡山	東、法 今井龜三郎 群馬	東、法 谷川 浩 (舊浩) 東京
東、法 安達房治郎 愛知	伊藤辰次郎 京都	東、法 西村誠一郎 岡山
京、法 岩崎信一 京都	東、法 岡村芳太郎 愛媛	東、法 ×山口五三 岡山
×下坂廣世 靜岡	東、法 三澤源三郎 栃木	京、法 博細野長良 富山
京、法 上田令吉 岐阜	京、法 森田格藏 廣島	東、法 岩村通世 東京
東、法 竹内長正 香川	東、法 犬丸 巖 岡山	京、法 ×伍賀喜太郎 岡山
東、法 三原 梓 德島	京、法 ×守安恒太郎 岡山	東、法 岡本友三郎 廣島
東、法 富岡久治郎 秋田	×諸岡 隆 茨城	松田巖三郎 德島
京、法 名越素行 廣島		

二部甲 (工科) (十七名)

東、工 博宮崎 虎一 香川	東、工 田中 實 東京	東、工 小室靜夫 東京
京、工 博難波 元弘 岡山	東、工 ×鈴木二郎 茨木	東、工 柳本直人 京都
東、工 秋田 久廣 島	京、工 若林信明 鳥取	東、工 大瀧照太郎 岡山
東、工 ×柳下亮一 靜岡	京、工 小山三郎 京都	東、工 ×勝本永二郎 香川
東、工 齋藤實理 兵庫	東、工 ×兒玉定次 愛知	東、工 林 勝二 福島
東、工 川井 一 岐阜	東、工 玉村滋雄 東京	

二部乙 (理科) (三名)

京、工 博野田清一 岡山	京、理 池部季胤 岡山	東、理 博桑田 義備 大阪
--------------	-------------	---------------

二部乙 (農科) (八名)

×肥爪美貞 兵庫	東、(博) 木村哲二 岡山	東、農 博近藤萬太郎 岡山
東、農 竹内秀雄 愛媛	東、農 ×樋口千五郎 新潟	東、農 藤田 豊 奈良
東、農 博山川 淘 東京	東、農 米津政賢 東京	

二部乙 (藥學科) (一名)

東、藥 後藤 政治 愛知

三部 (二十八名)

東、醫 伊藤 正雄 廣島	京、醫博 清野 謙次 靜岡	×安藤 春雄 岐阜
東、醫 春藤 薰 岡山	東、醫×森 彌三郎 香川	京、醫×野村 彰 香川
東、醫博 近藤 見長 岡山	京、醫 梶谷 齊 岡山	東、醫 河野 健輔 千葉
京、醫 福家 (舊香川) 傳香川	東、醫 内田 一二 廣島	東、醫博 松山 陸郎 東京
京、醫博 池田 誠一 大阪	九、醫 太田 一也 岡山	京、醫 (舊役三郎) 原田 彌久 雄 岡山
京、醫博 石川 芳治 奈良	九、醫×野川 彬 岐阜	京、醫×渡邊 八十次 新潟
×鈴木 慎吾 茨城	京、醫×平野 一 贊 愛知	京、醫 (舊小池) 千原 寛 島根
九、醫博 赤枝 守一 岡山	九、醫博×入戸野 賢二 愛知	京、醫博×小津 (舊浦上) 利雄 栃木
九、醫×鈴木 頼衛 岡山	九、醫×酒匂 龍助 鹿兒島	九、醫 神森 利雄 栃木
九、醫 榊原 初太郎 神奈川		

○第四回卒業生 (明治三十九年七月二日卒業) 計百三十一名

一部甲 (二十七名)

東、文 栗林 宇一 秋田	東、法 (舊寺本富次) 高崎 勝文 岡山	東、法 ×長谷川 巖 靜岡
東、文 宮西 甚兵衛 香川	東、文 齋藤 文賀 岡山	東、法 丸尾 俊彦 岡山
京、文 羽溪 (舊向島) 了諦 福井	東、法 伊達 (舊多田) 四郎 和歌山	東、文 次田 潤 岡山
東、法 津田 弘正 岡山	東、法 森信 敬二 廣島	×齋藤 哲四郎 山形
東、文 河本 修三 兵庫	東、文 中根 倫 廣島	東、文 阪部 武三郎 千葉
東、法×龜山 保夫 岡山	東、法 森田 司樓 廣島	東、法 飯田 喜藏 東京
東、法 中村 藤兵衛 群馬	東、文 三井 芳太郎 宮崎	東、法×尾崎 庄兵衛 長野
京、法 關谷 善一 東京	東、法 河村 嘉一郎 佐賀	京、法 豊田 著壽 香川
京、法 石田 鐵雄 廣島	京、法 細川 兵一 廣島	京、法×畔見 又四郎 群馬

一部乙 (三十五名)

東、法 水野 鶴之助 大阪	東、法 伊東 祐啓 鳥取	東、法 (舊寺尾) 井上 秀堯 鳥取
---------------	--------------	--------------------

東、文 仲 榮 壽 崎 玉	東、法 瀧 川 秀 雄 大 分	東、法 × 小 林 一 九 郎 岡 山
京、法 × 吉 田 次 郎 神 奈 川	京、法 吉 田 眞 策 廣 島	東、法 × 辻 敬 三 東 京
東、法 浦 野 義 隆 大 阪	東、文 岩 城 平 之 助 富 山	東、法 太 田 吾 一 靜 岡
東、法 × 三 田 村 富 彌 岩 手	東、法 × 澤 井 元 善 熊 本	東、法 × 北 島 武 治 東 京
× 杉 山 茂 岡 山	東、法 稻 山 常 勝 東 京	東、法 今 村 信 吉 東 京
× 楠 元 玄 愛 知	京、法 × 岡 田 勇 次 郎 京 都	東、法 杉 野 繁 東 京
東、法 角 倉 晋 造 岡 山	東、法 難 波 良 藏 香 川	東、法 香 西 俊 雄 岡 山
東、法 藤 堂 景 吉 東 京	京、法 岸 本 銳 次 郎 岡 山	東、文 宇 野 武 男 岡 山
東、法 × 眞 野 濟 藏 和 歌 山	東、法 長 井 喜 太 夫 長 野	東、法 田 口 易 之 岡 山
東、法 × 內 藤 憲 吉 岡 山	東、法 (舊三幣) 吉 田 敬 三 千 葉	東、法 日 高 明 宮 崎
東、法 米 田 嘉 一 郎 京 都	東、法 岡 田 茂 登 次 郎 岡 山	

二部 甲

(二十三名)

東、工 馬 場 衆 夫 香 川	東、工 × 明 石 三 二 岡 山	東、工 米 村 健 次 郎 新 潟
東、工 高 橋 順 一 廣 島	東、工 內 田 嘉 吉 岡 山	東、工 藤 岡 郊 二 岡 山
京、工 鈴 川 貫 一 廣 島	東、工 荒 木 文 四 郎 岡 山	東、工 × 小 藤 眞 治 島 根

東、工 藤 田 邦 太 郎 岡 山	東、工 北 島 義 廣 佐 賀	京、工 中 村 誠 東 京
東、工 櫻 井 重 助 愛 知	東、工 衣 斐 圭 藏 福 岡	東、工 古 橋 柳 太 郎 東 京
東、工 藥 師 寺 主 計 岡 山	東、工 津 川 掌 事 廣 島	京、工 鈴 木 順 三 大 阪
東、工 × 眞 野 正 雄 東 京	東、工 江 田 秀 太 郎 岡 山	東、工 眞 島 寅 三 郎 長 野
京、工 田 代 信 嗣 東 京	京、工 (舊垣内) 小 村 捨 楠 和 歌 山	

二部 乙

(十四名)

東、理 志 賀 深 東 京	東、理 關 口 雷 三 石 川	東、理 徑 田 茂 一 兵 庫
東、獸 醫 渡 邊 中 長 野	東、林 湯 淺 新 平 岡 山	東、林 長 山 邑 睦 愛 媛
東、林 西 垣 晋 作 奈 良	東、林 門 田 信 一 德 島	東、農 日 野 富 三 郎 愛 媛
東、農 博 奥 田 讓 東 京	東、農 × 奥 澤 雅 四 郎 茨 城	東、農 (舊山岡) 瀨 谷 元 利 茨 城
東、農 小 西 龜 太 郎 東 京	東、獸 醫 博 田 川 謙 吉 北 海 道	

三部

(三十二名)

東、醫 博 宮 川 米 次 愛 知	東、醫 博 加 用 信 憲 高 知	東、醫 × 蛇 目 將 監 兵 庫
東、醫 博 酒 井 繁 東 京	京、醫 (舊渡邊庄平) 青 木 守 信 岐 阜	東、醫 三 戸 雄 輔 廣 島
京、醫 × 結 城 玄 通 廣 島	京、醫 博 景 山 万 治 岡 山	東、醫 × 宮 部 昇 東 京

京、醫	外山理	市德島	京、醫	松下宇太郎	德島	九、醫	吉田章	信岡山
京、醫	西村方義	山梨	京、醫	清水	顯兵庫	京、醫	吉田	信岡山
京、醫	森川修吾	和歌山	京、醫	帶包	定香川	九、醫	博間田	亮次佐賀
東、醫	佐藤秀太郎	長野	九、醫	金尾靜衛	廣島	京、醫	鴛山	英一靜岡
九、醫	志熊二郎	廣島	九、醫	望月	章茨城	九、醫	安達	憲二新潟
東、醫	大河原一太郎	群馬	×石田	調造	廣島	東、醫	松本喜代美	岡山
九、醫	岩谷高明	秋田	九、醫	尖倉綱助	新潟	九、醫	藤井從	橋岡山
九、醫	長谷川大藏	和歌山	九、醫	木村又八	香川			

○第五回卒業生 (明治四十年六月三十日卒業) 計百三十七名

一部甲 (三十一名)

東、法	松本	學岡山	東、法	藤田	信治	岡山	東、法	×玉井	龍島根
東、法	高草朴介	岡山	東、文	安井長衛	岡山	東、法	白根	松介	山口
東、法	辻重雄	東京	東、文	堀江耕造	靜岡	東、法	木島駒	誠山	山口
東、文	×大野正一	千葉	東、文	博四宮	兼之	愛知	東、法	萩野	友好大阪

東、法	×高橋	二東京	東、法	神田純一	山口	東、法	×大森	盛太	岡山
東、法	渡邊六郎	東京	東、法	小田島信一郎	秋田	東、文	大佛	衛香	川
東、法	大澤正五郎	岡山	東、法	井本定祐	山口	東、法	木村重樹	兵庫	
東、法	九鬼三郎	京都	東、法	竹田隆平	靜岡	東、法	×萩原	四郎	靜岡
東、法	宮本純長	長野	東、法	天野彦三	廣島	京、法	×鴨脚	光康	京都
東、法	大村金治	岡山	東、法	岩永新太郎	佐賀	東、文	小松清吉	群馬	
京、法	吉岡秀樹	東京							

一部乙 (二十二名)

東、法	有田勉三郎	山口	東、法	久埜	茨鳥取	東、法	大館	義一	東京
東、法	高野茂基	東京	東、法	土田新太郎	東京	東、法	横田定之	之山	山口
東、法	×山本直太郎	京都	東、法	高橋忠雄	和歌山	東、法	武谷成直	福岡	
東、法	×室田秀松	石川	東、法	三木進一郎	香川	東、法	草尾可造	大	阪
東、法	岩崎	魏福岡	東、法	×根本大助	茨城	東、法	川島	高富	山
京、文	原真乘	島根	東、法	渡邊	德栃木	東、法	矢野	爲吉	愛媛
東、法	三井哲雄	滋賀	東、法	榎本安盛	和歌山	東、法	工藤恒義	東	京

東、法 長谷川宗一 廣島

二部 甲

(二十八名)

東、工 池田耐一 岡山	東、工 古田俊之助 大阪	東、工 三川一 廣島
京、工 岸本千代吉 岡山	東、工 加藤仲二 愛知	東、工 梅田雄三 大阪
京、工 市岡萬次郎 大阪	京、工 小山柳一 長野	東、工 石川福三 廣島
京、工 深見俊三 愛知	東、工 廣瀨秀吉 廣島	東、工 石倉新十郎 群馬
京、工 森野正之 愛媛	東、工 廣瀨谷澄 長野	京、工 東馬三郎 岡山
京、工 小林襄一 岡山	京、工 近藤 皎 滋賀	東、工 堀岡利一 廣島
東、工 渡邊貫三 神奈川	東、工 荒池忠吉 京都	京、工 保澤定五 岡山
東、工 和田信夫 静岡	東、工 佐武正一 東京	京、工 長野新十郎 岡山
京、工 手島 潮 大分	×田中宏三 佐賀	東、工 原 伸太郎 福岡
京、工 伊藤清四郎 島根		

二部 乙

(二十二名)

東、理 堀口由己 岐阜	東、農 鈴木英亮 茨城	×木島武衛 千葉
-------------	-------------	----------

東、農 宇都宮清綱 廣島	東、農 ×芝池眞吉 大阪	東、農 可知實一 岐阜
東、理 大谷小助 山口	東、獸醫 三谷五郎 廣島	東、農 田中作次郎 京都
東、林 原 三六 東京	東、獸醫 名倉 勝 廣島	東、工 芦田亨 助 兵庫
東、林 小林準一 群馬	東、農 西 貞吉 東京	東、農 小出義男 長野
東、藥 ×水谷友三 新潟	東、獸醫 横屋 潤 岡山	東、獸醫 青山 操 廣島
東、獸醫 岡 莊一 福岡	東、獸醫 山田 勝一 岡山	橋本寛三 東京
東、藥 上野 周 廣島		

三部

(三十四名)

東、醫 博佐 藤邦雄 廣島	東、醫 倉本猪三男 香川	東、醫 山田靜榮 香川
東、醫 野田孫一 千葉	東、醫 牧野 融 岡山	東、醫 ×杉山元之助 長野
東、醫 大和田探太郎 茨城	九、醫 小野山忠夫 福岡	京、醫 三宅 甫 兵庫
東、醫 佐藤敏二 岡山	京、醫 揚盧原守業 新潟	京、醫 飯田 格 福岡
京、醫 瀬川 深岩手	京、醫 仁科哲三 岡山	京、醫 岩崎孫一 岡山
東、醫 山口 靜雄 愛知	東、醫 郡司 修 茨城	東、醫 中川 清 東京
京、醫 博菅 忠芳 岡山	東、醫 佐谷有吉 京都	京、醫 ×小川門一 岐阜

京、醫	中山佐代治	愛知	×辻野二郎	和歌山	東、醫	藤井	暉	千葉
東、醫	×千田	要治	兵庫	九、醫	×戸田滋次郎	岡山	東、醫	藤井
東、醫	腹巻	見佐	賀	九、醫	井上庸三	千葉	東、醫	藤井
九、醫	比留間	茂十郎	東京	九、醫	志村太賀志	山梨	九、醫	中原精三
	×枝松邦藏	廣島					九、醫	笠原精一
								玉

○第六回卒業生 (明治四十一年六月二十七日卒業) 計百五十三名

一部甲 (三十五名)

東、法	赤木朝治	岡山	東、法	藤田大良	兵庫	東、法	宮内聰太郎	千葉
東、法	×天宅敬次	兵庫	東、法	森逸二	愛知	東、法	大賀幾太	山口
東、法	榎本正善	鳥取	東、法	×關義照	石川	東、法	中島彌團次	高知
東、文	岩崎孫八	岡山	東、法	×齋藤教慈	島根	東、法	佐伯頼治	島根
東、法	西村廉	岡山	東、文	×三好安太郎	岡山	東、法	坂間棟次	神奈川
東、法	岡田壽吉	兵庫	東、法	榎戸泰介	大阪	東、文	谷田民夫	岡山
東、文	大久保保七郎	新潟	東、法	三宅富治	岡山	東、法	下村重美	鹿兒島

東、法	渡邊競	岡山	東、法	吉澤尙	鳥取	東、法	太田龜太郎	愛知
東、文	澄田福松	山口	東、法	島田茂	岡山	東、法	藤井喜一	廣島
東、法	關誠一	茨城		×田波庄藏	栃木	東、法	×山本宗治	兵庫
東、文	藤田福太郎	愛媛	東、法	光畑甚吉	岡山	東、法	大西岸惠	愛媛
京、法	三好權次郎	愛媛	東、法	×山崎二郎	廣島			

一部乙 (三十七名)

東、法	×池田敬勝	廣島	東、法	一條久	宮城	東、法	三村和義	奈良
東、法	入江魁	茨城	東、法	山中恒三	山口	東、法	八田照	東京
東、法	中谷貞頼	高知	東、法	×大橋鐵吉	岡山	東、法	寛千城夫	岡山
東、法	有吉實	京都	東、法	伊東禿	愛知	東、文	黒田幹一	岡山
東、法	久留島新司	廣島	東、法	山田倫正	香川	東、法	佐藤巍	岡山
東、文	佐藤直丸	山形	東、法	村山惣平	埼玉	東、法	田村與一	長野
東、文	鷲尾祖鳳	愛知	東、法	成瀬彬	京都	東、法	高天房五郎	奈良
東、法	×森小八郎	香川	東、法	倉田庄太郎	香川	東、法	濱家熊雄	兵庫
東、法	杉村茂	東京	東、法	寺本喜三	福井	東、法	山田孝太郎	熊本

東、法 松岡義彦 愛知	東、法 山本景藏 東京	東、法 進藤林造 廣島
東、法 大政朝光 愛媛	東、法 菊池武男 茨城	東、法 海野普吉 靜岡
東、法 柳沼保誠 福岡	東、法×瀧井文郷 福岡	東、法 土田保三 三重
東、法 久保田盛市郎 群馬		

二部甲 (三十一名)

東、工×小杉俊雄 東京	東、工×片岡敬正 東京	東、工 氏家竹之進 東京
東、工×服部正人 山口	東、工 渡邊研六 岡山	東、工 菱川安 東京
東、工×富坂清 東京	東、工×竹波喜久次 岡山	東、工 博厚木勝基 東京
京、工×野口倫八 佐賀	東、工 (舊高田) 堀越清六 岡山	東、工 横田千秋 兵庫
東、工 長野文一 群馬	東、工 太田宏一 愛知	東、工 信原濟夫 岡山
東、工 佐藤敏吉 愛知	東、工×桃村真一郎 新潟	京、工 小柳助治 佐賀
京、工 高木毅 靜岡	京、工 門田傳三 愛媛	東、工×桐原寛三 香川
京、工 長江了一 岡山	京、工 佐々木澄夫 岡山	京、工 高田 (舊求己) 廣島
東、法 柴原龍兒 兵庫	×若森久幹 埼玉	京、工 若林求季 廣島
東、工 櫻井五郎 山形	東、工 森勝吉 東京	京、工×海福紀一 福井

劉 慶恩支那(經)

二部乙 (十八名)

東、工×瀧波正勝 岡山	東、農×安井信清 香川	東、農 市川節治 秋田
東、獸醫 鈴木一 愛知	東、理 岩村新兵 兵庫	東、農 中本保三 山口
京、工 關谷正慶 岐阜	東、農 渡邊齋 愛知	京、工 福田惣次 兵庫
京、工 堀江勝己 東京	東、農 伊藤一次 岐阜	東、獸醫 小出義彦 岡山
東、農 竹井 (舊星野) 殺 東京	東、林 久保時男 東京	東、林 一番ヶ瀬鎮造 佐賀
東、農 田中八郎 京都	東、獸醫 柴内保次 岩手	東、林×西尾貞治 大阪

三部 (三十二名)

東、醫 田邊文四郎 鳥取	東、醫 藤井貞廣 島	東、醫 瀧田忠雄 高知
東、醫 高木小三郎 京都	東、醫 玉井 (舊壽千代) 和歌山	東、醫 石川省三 廣島
東、醫 草野強治郎 島根	東、醫×三宅達衛 岡山	東、醫 博多田羅正俊 香川
京、醫 山本順市 廣島	東、醫 木積一次 大阪	九、醫 齋藤千城 鳥取
東、醫 入谷 銚愛知	東、醫 東原良太 岡山	東、醫 根本豊治 茨城

京、醫博	佐々木龜壘	廣島	京、醫博	岩男	曾大分	東、醫	中村秀雄	千葉
京、醫	高橋誠一	島根	東、醫	千住作市	佐賀	東、醫	山田恒富	愛知
京、醫	白井義治	埼玉	京、醫博	緒方祐將	鳥取	京、醫	入野信敏	愛知
東、醫	久野義麿	愛知	九、醫	山本弘行	岩手	京、醫	新林可兒	廣島
九、醫	鐵柄直也	千葉	九、醫	掛下玉男	佐賀	九、醫	星野和正	群馬
九、醫	中木信好	和歌山	京、醫	澤田基次	廣島			

○第七回卒業生 (明治四十二年六月二十九日卒業) 計百三十二名

一部甲 (二十一名)

東、法	兒島多賀	太岡山	東、法	高井清一	山口	東、法	金光光男	岡山
東、法	能勢淡二	滋賀	東、法	鈴木貫靜	岡	東、法	首藤安人	東京
東、法	菊池有茨	茨城	東、法	神輿常泰	京都	京、法	關谷衍	大分
東、法	津田猛哉	東京	東、法	宮崎勝雄	廣島	東、法	井關英一	和歌山
東、法	西村曉愛	媛	東、法	山本亮次	京都	東、法	關幸次	岡山
東、法	石井賽三	廣島	東、法	太田顯藏	岡山	東、法	深井靜治	岡山

東、文 高橋 謙 東京 京文 須川節造 京都 東、法 小山美登 四岡山

一部丙 (三十一名)

東、法	大村哲太郎	山口	東、法	伊藤信男	長野	東、法	増田喜一	栃木
東、法	石塚綱正	秋田	東、法	三吉悦雄	山口	東、法	戸塚昌宏	静岡
京、文	秋山光夫	京都	東、法	増山敏	栃木	東、法	向山佳年	山梨
東、法	窪田幹太	岡山	東、法	千葉讓祐	岩手	東、法	山本康三	愛知
東、法	大野清五郎	岡山	東、法	相良廿六	静岡	東、法	小原讓治	岡山
京、法	櫻山昌岡	山	東、法	山田秀一	愛知	東、法	矢吹東馬	岡山
東、法	伊藤竹次郎	滋賀	東、法	金子榮一	茨城	東、文	鼓常良	廣島
東、法	豊住周五郎	東京	東、法	横山昌輔	山形	東、文	伊原照康	東京
東、法	樋口佐平	廣島	東、法	立川基義	大分	京、法	三木百之助	香川
東、文	大本琢壽	岡山	東、文	遠藤順一	東京	東、法	原繁雄	佐賀
東北、法	文横山采米	群馬						

二部甲 (二十六名)

東、工	長崎	後雄	岡山	東、工	池田	亮次	廣島	東、工	三宅	定次	大阪
東、工	原田	三左衛門	岡山	東、工	高木	舜一	岡山	東、工	笹木	精	岡山
京、工	山根	幸人	鳥取	東、工	大橋	退治	岡山	東、工	田坂	正樹	廣島
東、工	寺田	勇一	東京	東、工	高岩藤	二郎	岡山	京、工	小田	島修	三岩手
東、工	栗谷	鶴二	廣島	東、工	前田	雅二	兵庫	東、工	坂本	登	岡山
東、工	楠田	謙三	奈良	岡、醫	小林	章二	廣島	東、工	小坂	五九三	岡山
京、工	妹尾	吉次	岡山	東、工	大野	健明	愛知	京、工	武信	利治	鳥取
京、工	浦川	敏介	鳥取	東、工	中村	研五	東京	東、工	許		微支那
東、工	洪彦	亮支那		東、工	博爾	碩支那					

二部乙 (三十一名)

東、農	淺井	實愛	知	東、獸醫	佐々田	伴久	大阪	東、農	小橋	清久	東京	
東、水産	宮田	彌次郎	東京	東、農	佐藤	達也	沖繩	東、理	江見	節男	岡山	
東、林	澤田	修三	兵庫	東、農	法長	谷川	敬事	東京	京、農	塚田	秀男	東京
東、林	杉浦	眞鐵	東京	東、藥	小柳	泰三	東京	東、林	日戶	政章	長野	野
東、獸醫	大西	李彰	香川	東、林	武安	雙二	山口	東、獸醫	佐藤	繁雄	福島	島

三部 (三十三名)

東、農	山崎	一郎	茨城	東、理	今井	一郎	山形	東、藥	×黄葉	深造	山口	
東、藥	關根	重治	東京	東、農	谷垣	宰次郎	兵庫	京、理	茫	銳	支那	
東、醫	坂本	恒雄	廣島	東、醫	博永	井一	夫	德島				
東、醫	博小	金井	良一	東京	東、醫	三角	康正	東京				
東、醫	立花	押尾	靜岡	京、醫	鈴木	信義	愛知	東、醫	飯田	博	島根	
東、醫	谷口	腆二	新潟	東、醫	博穗	坂與	明	東京	東、醫	×高松	榮三	兵庫
東、醫	藤藤	繩喜	代藏	鳥取	東、醫	岡	信一	岡山	京、醫	渡邊	範介	福岡
京、醫	山本	英顯	香川	九、醫	×内田	文秀	茨城	京、醫	井野	勇	靜岡	
京、醫	皆木	泰一	岡山	九、醫	松浦	光清	宮城	京、醫	博高	石信	一大	阪
九、醫	×森永	弘	廣島	九、醫	×武田	貞敏	岡山	京、醫	×多田	昇太郎	岡山	
京、醫	小林	連	廣島	九、醫	篠川	賢治	富山	京、醫	岡田	清藏	新潟	
九、醫	梶	貞三	神奈川	九、醫	岡田	章人	高知	九、醫	市川	鴻一	山形	
九、醫	原田	吉次	鹿兒島	九、醫	×吉澤	莊之助	山形	九、醫	遠山	理三	郎	兵庫

○第八回卒業生

(明治四十三年七月一日卒業
内二名九月二十八日卒業)

計百五十六名

一部甲

(二十四名)

東、法	山谷省吾	岡山	東、法	宗像久敬	東京	東、文	田坂龍雄	東京
東、法	丸山正雄	長野	東、法	賀屋俊雄	山口	東、法	前田蕪一	兵庫
東、法	高橋仰之	廣島	東、法	池田卓一	香川	東、法	渡邊利二郎	神奈川
東、法	小出芳太郎	熊本	京、法	齋藤貢	岡山	東、法	高安禮三	茨城
東、法	高島肇	岡山	東、法	岩城茂	静岡	東、法	水野傳	岡山
東、法	×田井延次郎	高知	京、法	守山	蕪廣島	東、法	大塚俊雄	福井
東、法	×(舊山路)	利夫	東、法	太田貢	岡山	東、法	山田敬太郎	東京
東、法	宮澤裕	廣島	東、法	川村昌信	兵庫	東、文	石川佐久太郎	静岡
東、文	中川日史	岡山	京、法	×大森研造	香川	東、文	近成多一	岡山
東、文	緒方健三	福岡	京、法	遠山勸	岐阜	東、文	水野毅	神奈川

一部乙

(十六名)

京、法	石黒義郎	岡山	東、文	藤岡逸男	岡山	東、文	石川文雄	岩手
京、法	松本官平	香川	×安田實	山口	京、法	等力了	石川	
東、文	坂本稔	岡山	東、文	篠田海洲	岐阜	京、法	岡田性一	廣島
東、文	齋藤茂	東京						

一部丙

(二十八名)

東、法	中島重	岡山	東、法	竹井廉	三重	東、法	根矢庄次郎	大阪
東、法	河田隆治	香川	東、法	中西保則	奈良	東、法	土居昨良	廣島
東、法	春名喜四郎	岡山	東、法	三津川好照	滋賀	東、法	早川三郎	神奈川
東、法	松本蕭	静岡	東、法	市村英治	和歌山	東、法	渡邊里樹	廣島
東、法	山口榮治郎	奈良	東、法	日野鴻藏	廣島	東、法	田島義士	山口
東、法	×(舊柳澤)	奈良	東、文	内田榮造	岡山	東、法	問原長次郎	茨城
東、法	若尾英一	埼玉	東、法	横田歌次	香川	東、法	倉西太郎	東京
東、法	×(舊谷)	三重	東、法	×明石九一	廣島	東、法	山田萬七	宮城
東、法	市川爲吉	茨城	東、法	澤田正夫	東京	東、北	選王	大
東、文	吉田仁作	千葉				東、北	選王	大
東、北	選揚							

崑支那(聽)

崑支那(聽)

二部甲 (三十四名)

東、工	上野秀吉	香川	東、工	桑原利英	山口	東、工	横井増治	大阪
東、工	平井次郎	吉香川	東、工	齋藤孝二	福岡	京、工	錢高作	大阪
東、工	岡田進三	郎兵庫	東、工	島田貫一	東京	東、工	米村貞雄	山口
東、工	淺間逸雄	山形	京、工	杉宜算	愛媛	東、工	國宗	岡山
東、工	唯井英隆	靜岡	東、工	林密	愛知	東、工	磯邊助一	山口
東、工	横山虎雄	埼玉	京、工	安藤昌三	香川	京、工	宮川清	廣島
東、工	藤井厚二	廣島	京、工	兒島豊作	岡山	東、工	遠藤祐三	岡山
京、工	小野道三	郎神奈川	東、工	江木貴一	岡山	京、工	榎平悌三	新潟
京、工	野村淨廣	島	東、工	小林泰三	茨城	京、工	新野一良	愛媛
東、工	鈴木恒太郎	静岡	京、工	大川元次	郎静岡	京、工	中根伸介	廣島
東、工	徳永泰人	兵庫	東、工	久保田清	東京	京、工	岩尾行藏	廣島
東、工	池木隆	岡山						

二部乙 (二十四名)

東、農	中島巖	石川	東、水産	岡枝	藤	静岡	東、農	五十嵐清治	千葉
東、農	金義雄	愛知	東、林	片山茂	樹	岡山	東、水産	伊東孝一	東京
東、農	荒木丑平	静岡	東、獸醫	飯岡三郎	福岡	東、農	石塚峻	茨城	
東、林	神代利往	山口	東、理	大石太七	郎愛知	東、林	西田紀元	山口	
東、林	松村巖	東京	東、獸醫	白石	巖	愛知	東、水産	岡村治人	東京
東、理博	石原寅次	郎岡山	東、藥	田邊祿壽	東京	東、藥	藤崎憲一	郎東京	
東、水産	西原八十八	岡山	東、林	眞崎清治	佐賀	東、獸醫	伊阪豊吉	兵庫	
	園部一夫	岡山	東、理	佐藤林三	長崎	東、理	郭鴻	變支那	駐

三部 (三十名)

京、醫	前田利實	兵庫	東、醫	清水能澄	香川	京、醫博	大森斌彦	岡山
京、醫	舟岡香吾	香川	東、醫	惠木卓吉	廣島	東、醫	渡邊義雄	廣島
京、醫	北條源之助	徳島	東、醫	渡邊重治	郎愛知	東、醫	村上功	廣島
東、醫博	谷野數之	岡山		×太田寧	東京	京、醫	土肥順造	廣島
京、醫	×板谷孫市	岡山	東、醫博	近藤喜一	岡山	京、醫	龜谷貞調	奈良

京、醫 藤岡(舊石井) 明香川 東、醫 古谷(舊服部) 義佐山口 東、醫 小林(舊阿形) 益三 靜岡

東、醫 岡田增右衛門 愛知 九、醫 奥田喜久三 東京 九、醫 松尾廣次郎 兵庫

九、醫 岡本久人 廣島 九、醫 前田利道 山口 九、醫 長崎 鼎長 野

九、醫 窪田 孝福井 九、醫 新井純一 山口 九、醫 錦見慶介 岐阜

九、醫 安田祐吉 東京 九、醫 湯淺信男 徳島 九、醫×金 台 鎮朝鮮(應)

○第九回卒業生 (明治四十四年七月一日卒業) 計百三十三名

一部甲 (二十四名)

東、經博(舊町田) 土方成美 兵庫 太刀掛陣一 廣島 東、法 入江(舊土井原) 堯二 岡山

東、法 長安陸五 岡山 東、法 岡野清豪 岡山 京、法 宮本英雄 靜岡

東、法 吉岡堅太郎 岡山 京、法 和田孫吉 大阪 東、法 大原五一 岡山

東、法 八十川正義 香川 東、法 石津稟三 岡山 東、法 吉田賢男 愛媛

東、法 八關(舊三郎 舊寅一) 奈良 東、法 石黒琢磨 岡山 東、法×吉田賢男 愛媛

東、法 榎濱勇太郎 兵庫 京、法 守分 十岡山 東、法 三木通三 愛媛

東、法 岩田玉之助 和歌山 東、法 和氣鶴太郎 東京 東、法 久松宏 巨東京

東、法 大石廣足 島根 東、法×大平謙一 廣島 東、法 筒井信治 東京

一部乙 (十四名)

東、文×石井直三 岡山 京、法 後藤多賀雄 大分 東、文 松田良四郎 岡山

東、文 千輪清海 岡山 京、法 渡邊彦士 岡山 東、文 清水俊榮 新潟

京、法 市岡乙熊 岐阜 京、文(舊高橋大愚) 松田弘二 愛媛 京、法 矢追進 奈良

東、文 伊東六郎 東京 東、文 磯部康吉 愛知 東、文 御厨準四郎 佐賀

東、法 島末如水 廣島 ×上遠野長重 福島

一部丙 (十五名)

京、法 富海教 全岡山 東、法 古川鈿一郎 福井 東、法 藤野三郎 京都

東、法×山本守一 香川 東、法 中治武二 兵庫 東、法 樋山良廣 奈良

東、法 安原舜一 岡山 東、法 保科彰島 根 東、法×石原繁一 廣島

東、法 松岡峻三 靜岡 東、法 吉原一夫 廣島 東、法×宮武友政 香川

東、文 伊藤達夫 愛媛 東、法 木村幾太 香川 東、法 八塚英一 和歌山

二部甲 (二十八名)

東、工	×上岡行藏	岡山	東、工	柳澤芳次郎	岡山	東、工	×栗栖久太郎	廣島
東、工	×西田哲二	島根	京、工	片岡盛一	廣島	九、工	阿曾沼均	和歌山
九、工	三田良二	兵庫	東、工	吉田謙平	香川	東、工	黒田修三	東京
東、工	岡敬藏	大阪	東、工	山本暹	廣島	東、工	齋藤虎男	茨城
	×高橋澤衛	岐阜	東、工	渡邊寅次郎	山梨	九、工	×蒲生明	香川
九、工	山崎寛二	奈良	東、工	田中胖	沖繩	東、工	野津勝造	東京
東、工	竹村俊一	愛知	東、工	植木茂	廣島	東、工	竹井俊郎	岡山
東、工	野村正幸	大阪	京、工	伊藤榮長	崎	東、工	小田賢郎	愛媛
京、選	工文永	言支那(聽)	京、工	黄家驥	支那(聽)	吳永	支那(聽)	
東、農	趙鐘	觀朝鮮(聽)						

二部乙

(十三名)

東、藥	石原潔行	廣島	東、藥	林源十郎	岡山	東、農	藤原高	岡山
	×三好良種	香川	東、理	坂本秀一	神奈川	東、藥	×尾崎登珍	香川
東、農	三輪昌一	東京	東、林	大島卓爾	埼玉	東、藥	鈴木三郎	神奈川
東、農	世良正一	廣島	東、林	三戸卓助	山口	東、獸	安達誠太郎	三重

東、藥 横田敬三 埼玉

三部

(三十九名)

東、醫	鈴木朝輝	廣島	東、醫	山上熊郎	三重	東、醫	淺野正吉	岡山
東、醫	博首藤守彦	大分		×柴田豊	岡山	東、醫	博淺田弘太郎	香川
東、醫	原田謙太郎	鳥取	東、醫	望月朔郎	静岡	京、醫	×中村才治	山口
京、醫	坂東隆雄	徳島	東、醫	×八十島基	石川	東、醫	松本文作	静岡
京、醫	谷信吉	香川	東、醫	桐原真一	東京	京、醫	博石上一介	京都
京、醫	×黒田一	茨城	京、醫	博岡田	岡山	京、醫	青木九一	東京
東、醫	池田民次	奈良	京、醫	藤原敬三	岡山	京、醫	清水盛政	東京
京、醫	宇野俊夫	静岡	九、醫	住友治實	徳島	九、醫	北村末造	長野
京、醫	武田六郎	鳥取	九、醫	田阪仁憲	廣島	京、醫	品川實山	山口
九、醫	早川正	岡山	京、醫	博白鳥文雄	長野	京、醫	×住田正昭	兵庫
京、醫	×石田林三郎	岡山	京、醫	市川佐與吉	廣島	九、醫	×中治文一	兵庫
九、醫	博佐藤亨	東京	九、醫	山口彦四郎	佐賀			

○第十四回卒業生 (明治四十五年七月五日卒業) 計百五十五名

一部甲 (二十九名)

東、法	池田乾治	岡山	東、法	平賀義典	岡山	東、法	河村二四郎	佐賀
東、法	岡崎和美	岡山	東、法	宮崎逸平	東京	東、法	森長	整東京
東、法	小西憲三	兵庫	東、法	岡田保太郎	岡山	東、法	田中一正	香川
東、法	澤田	巖手	東、法	×伊原木彌平	岡山	東、法	今泉	佐八
東、法	江川	武岡	東、法	上田四七二	岡山	東、法	田邊	綾夫
東、法	水上不二夫	東京	東、法	黒住正夫	岡山	東、法	田邊	綾夫
京、法	利岡喜久太郎	高知	東、法	河相悖一郎	廣島	東、法	田邊	綾夫
東、法	吉田侃一	岡山	東、法	安田幸一	岡山	京、法	源	豊雄
東、文	吉村信太郎	大阪	東、法	金子	徹東京	京、法	定象	料平
東、法	原	鴻太郎	山口	京、法	高橋榮雄	高知	京、法	滋賀

一部乙 (二十一名)

東、文	藤田喜作	廣島	京、文	×龜月聖憲	愛媛	東、文	石本音彦	長崎
-----	------	----	-----	-------	----	-----	------	----

一部丙 (二十八名)

京、文	内田律爾	岡山	東、文	根來泰信	和歌山	東、文	松岡慎一郎	和歌山
京、法	山田義人	岡山	東、文	吉田照呼	愛知	京、法	黒住隆雄	岡山
東、文	武智啓次郎	愛媛	京、法	辻佐五郎	三重	京、法	草間時光	東京
京、法	小泉卓藏	奈良	京、法	近藤國夫	愛媛	京、法	佐藤鐵威	靜岡
東、法	伊藤	赴廣島	京、法	馬場	讓北海道	東、文	×小西	日喜兵庫
東、文	梶原峰治	岡山	京、法	安樂	兼直鹿兒島	京、法	成見延龜	宮崎

東、法	神戶三郎	兵庫	東、法	×三村立人	岡山	東、法	平井出貞	三山梨
東、法	×太田	收岡山	東、法	佐上章一	廣島	東、法	松本	茂香川
東、法	松本	康廣島	東、法	石川正義	山口	京、法	對島桑太郎	青森
東、法	×松本三郎	靜岡	京、法	浦上轍郎	岡山	東、法	柳田太郎	兵庫
東、法	宮地憲三	廣島	東、法	佐藤五郎	岩手	京、法	山田榮一	山口
東、法	林田菊治	長崎	京、法	繩田國太郎	鳥取	京、法	兒玉	久鹿兒島
東、法	佐藤國一郎	三重	東、法	×柴野	廣廣島	京、法	淺賀信三	郎東京
東、法	森	昇之岡	東、法	花房職允	岡山	東、法	滋賀	房次滋賀

京、法 松尾定次 佐賀 東、法 星島二郎 岡山 京、法 林 讓治 高知
京、法 中崎 憲茨城

二部甲 (二十名)

東、工 角南 隆岡山 東、工 中野眞吾 香川 東、工 福見貞治 鳥取
東、工 伊藤 殿廣島 東、工 飯田 應島根 東、工 ×守屋信一 岡山
東、工 河野 滄一 廣島 東、工 河西恒太 岡山 京、工 ×(舊山幸) 吉岡山
九、工 太田 稔 岡山 東、工 波邊 甲 岡山 東、工 ×(舊幸左衛門) 義愛知
京、工 三宅廉太郎 岡山 東、工 金原桑次郎 廣島 東、工 三田村貞雄 廣島
京、工 芝 喜代二 廣島 京、工 小原知時 大阪 東、工 三田村貞雄 廣島
東、工 高木顯達 岐阜 京、工 山岸貞一 東京

二部乙 (十八名)

東、農 中村幸二郎 東京 東、林博(舊次田) 剛岡山 東、藥 三宅 豐岡山
東、農 大關竹三郎 東京 東、林(舊高橋) 中島卯三郎 埼玉 東、農 水河卓爾 岡山
東、法、水産 小杉錠造 東京 東、林 福永鴻介 山口 東、藥 高田龜太郎 京都

三部 (三十九名)

東、林 野間隆一 愛媛 東北、林 山崎義政 愛媛 東、農 横田小人大 廣島
×大久保 元次郎 徳島 東、林 矢野義治 愛媛 京、農 玉井則衛 愛媛
東、農 田部華吉 廣島 東、藥 吉國寅 吉徳島 東、藥 高橋省造 山形
東、醫博 田中堅輔 岡山 東、醫 森谷 豊岡山 東、醫 ×國廣寛一 廣島
東、醫博 春木秀次郎 島根 東、醫 高橋 謙東京 京、醫博 吉村良一 岡山
×宮下 保雅 神奈川 東、醫 石川正臣 山口 東、醫 進藤 憲廣島
東、醫博 小山武夫 岡山 京、醫博 ×尾形 弘石川 京、醫 後藤元彦 廣島
京、醫博 松原良一 香川 京、醫(舊島村) 井上金輔 岡山 京、醫 ×藤井 新廣島
東、醫博 岸 金城岡山 東、醫 香川三之助 廣島 京、醫(舊奥原) 花野敏雄 岡山
京、醫 尾城 誠東京 京、醫 池田 章 鹿兒島 京、醫 村上 豊愛媛
東、醫 吉川 英作 埼玉 京、醫(舊山本) 國久 廣島 東、醫(舊淺見) 持木丈次郎 埼玉
東、醫 ×金谷 材 吉岡山 京、醫(舊三浦) 寛二 廣島 京、醫 ×阪井 毅 兵庫
九、醫(舊須磨) 勝田 習之 廣島 九、醫(舊久田) 又三郎 栃木 九、醫 今井了五郎 香川
九、醫 ×福島 林平徳島 九、醫 池山 清愛知 九、醫 神崎 豊司 神奈川

九、醫 武山(舊上田定雄) 巖岐阜
 九、醫 土屋幸夫 鳥根
 九、醫 山上田 親一郎 高知
 九、醫 山田 珉岡山
 九、醫 三木利一 兵庫
 九、醫 陸山 巖愛媛

○第十一回卒業生 (大正二年七月一日卒業) 計百三十九名

一部甲 (二十五名)

東、法	小野六郎	岡山	東、法	下山元一	岡山	東、法	酒井五作	廣島
東、法	村上龍太郎	愛媛	東、法	黒瀬琢郎	香川	京、法	北村百千	岡山
京、法	田宮馨二郎	大阪	東、法	越智兵一	廣島	東、法	米澤彌次郎	兵庫
東、法	酒本四郎	岡山	東、法	守田種夫	岡山	東、法	大關龍雄	東京
京、法	武田國三	神奈川	東、法	沼本貞	岡山	京、法	高塚憲太郎	岡山
東、法	杉山藤治	岡山	東、法	長岐驚助	秋田	京、法	孝橋謙次郎	兵庫
京、法	金雨	英朝鮮	東、法	小崎半二郎	岡山	東、法	俞萬兼	朝鮮
東、法	小橋秀雄	岡山	東、法	×内藤多加志	岡山	東、法	阪本秀雄	山口
京、法	長谷部丈愛媛							

一部乙 (十九名)

東、文	中野義照	愛媛	東、文	千輪浩	岡山	東、文	佐竹哲雄	大分
京、法	坪田仁兵衛	福井	東、文	日野旭	兵庫	京、法	大西敏郎	香川
京、法	藤原基輔	岡山	京、法	板谷彌作	廣島	京、文	鳥越道眼	岡山
東、文	出隆	岡山	東、文	淺井綱雄	愛媛	京、法	佐々木良一	岡山
京、法	福田資利	岡山	東、法	中田謙二	岡山	東、文	益田勝次	東京
東、法	清水直福	岡山	東、法	×二宮止戈夫	東京	京、法	塚本覺太郎	宮城
京、法	新田松一	愛媛						

一部丙 (二十二名)

東、法	三宅發士	京都	東、法	勝部兵助	島根	東、法	河原收	岡山
東、法	田中慶治	大阪	東、法	田中寛	福岡	東、法	廣海寛一	香川
東、法	橋本能保利	德島	東、法	高木陞	千葉	東、法	藤井堅造	廣島
東、法	梶原善雄	香川	京、法	五井節藏	新潟	京、法	若林英治	岡山
東、法	木村清茂	香川	東、法	池崎忠孝	滋賀	東、法	有元剛	岡山

東、法 藤田 富宅 福井 東、法 千秋 直道 福井 東、法 出石 於菟 彦岡山
 京、法 安藤 祿三 愛知 東、法 磯貝 惟一 東京 京、法 長尾 廉岡山
 東、法 市川 亥三 雄 東京

二部甲 (二十七名)

九、工 三宅 三郎 岡山 京、工 三宅 豊岡山
 東、工 李 承 幹 支那 東、工 (舊天野) 寬 廣島
 九、工 石川 盛次 愛知 東、工 岡村 勇 岡山
 東、工 中西 甚作 山口 東、工 石川 鐵 彌 岡山
 東、工 小坂 豊三 岡山 東、工 (舊三宮) 昭 廣島
 東、工 永田 巖 岩手 京、工 近藤 安 吉 高知
 東、工 小野 美造 岡山 東、工 松谷 安治 奈良
 東、工 (舊石原) 圭五 廣島 東、工 伏見 信九 神奈川
 京、工 中西 讓平 岡山 京、工 梁 強 支那
 東、工 三宅 三郎 岡山 東、工 三宅 豊岡山
 東、工 李 承 幹 支那 東、工 (舊天野) 寬 廣島
 東、工 岡村 勇 岡山 東、工 石川 鐵 彌 岡山
 東、工 石川 鐵 彌 岡山 東、工 (舊三宮) 昭 廣島
 東、工 近藤 安 吉 高知 東、工 松谷 安治 奈良
 東、工 伏見 信九 神奈川 東、工 梁 強 支那
 東、工 三宅 三郎 岡山 東、工 三宅 豊岡山
 東、工 (舊天野) 寬 廣島 東、工 岡村 勇 岡山
 東、工 石川 鐵 彌 岡山 東、工 (舊三宮) 昭 廣島
 東、工 近藤 安 吉 高知 東、工 松谷 安治 奈良
 東、工 伏見 信九 神奈川 東、工 梁 強 支那
 東、工 三宅 三郎 岡山 東、工 三宅 豊岡山
 東、工 (舊天野) 寬 廣島 東、工 岡村 勇 岡山
 東、工 石川 鐵 彌 岡山 東、工 (舊三宮) 昭 廣島
 東、工 近藤 安 吉 高知 東、工 松谷 安治 奈良
 東、工 伏見 信九 神奈川 東、工 梁 強 支那

二部乙 (十七名)

東、林 南部 一男 廣島 ×定岡 寄近 岡山 東、林 原 (舊見常) 耕 大岡山
 東、藥 田 淵 善 衛 岡山 東、農 杉 弘道 愛媛 東、藥 今田 義一 山口
 東、農 杉山 久夫 靜岡 東、水産 博 橫屋 猶岡山 東、林 岡本 隆次 岡山
 東、林 太栗 利二 德島 東、藥 本城 奎三 鳥取 東、藥 山羽 貞夫 愛知
 東、林 藤井 正雄 廣島 東、林 佐藤 義胤 三重 東、農 井關 善一 德島
 東、藥 石福 覺治 千葉 東、藥 友成 國夫 兵庫

三部 (二十九名)

東、醫 (舊高田) 德山 武一 岡山 東、醫 中田 瑞穂 島根 東、醫 ×蘆田 元也 兵庫
 東、醫 ×宇上 英夫 岡山 東、醫 原田 從道 廣島 東、醫 大塚 脛三 岡山
 京、醫 博 金崎 周朔 愛媛 東、醫 伊藤 醇造 廣島 京、醫 博 星島 壽岡山
 京、醫 博 白井 敏 愛知 京、醫 (舊淺沼) 正太 岡山 京、醫 桑田 季範 廣島
 京、醫 博 富士 貞吉 東京 ×土居 (舊毛利) 通愛媛 京、醫 石川 信一 岡山
 京、醫 池田 龍一 廣島 京、醫 ×田伏辰次郎 和歌山 京、醫 ×川 鱈 豊文 愛媛
 九、醫 植村 英雄 廣島 京、醫 (舊久保) 堯天 鹿太郎 香川 京、醫 林 眞爾 新潟
 九、醫 宮副 貫之 長崎 九、醫 ×並木 正佐 賀 京、醫 重成 美高 岡山

九、醫 和田彪二郎 栃木 九、醫 大島悠二 兵庫 京、醫×鈴木主税 愛知
 九、醫 可知 千岐阜 九、醫 村山鎮夫 愛媛

○第十二回卒業生 (大正三年七月四日卒業) 計百六十九名

一部甲 (二十九名)

東、法 深井源治 岡山	東、法 (舊三谷) 狹岡 茂 廣島	東、法×大高正一 香川
東、法×桂 信次 德島	東、法 久留間鮫造 岡山	東、法 (舊竹内) 近澤千里 香川
東、法 (舊有馬) 竹内勇平 香川	京、法 經博石川興二 岡山	東、法 林桂二 岡山
京、法×山本芳徳 山口	東、法 原口 (舊片山) 強兵 兵庫	東、法 山崎源吉 廣島
東、法 (舊安田義文) 若林進 千葉	東、法 小幡敏男 岡山	東、法 劍持恭平 岡山
京、法 (藤澤彌三) 藤澤彌三 京都	東、法 荒川賢 廣島	東、法 廣池千英 東京
東、法 東村志章 高知	東、法 小泉英一 岡山	東、法 片岡省吾 岡山
東、法 太田雅夫 岡山	東、法 巖谷於菟 福岡	京、法 小松季吉 山形
東、法 練木格一郎 東京	東、法 中川兼雄 岡山	東、法×渡邊五朗 山口

東、法 木繪榮雄 群馬 東、法 長沼五郎 長野

一部乙 (三十一名)

京、法 元橋鳴太郎 奈良	東、法 高垣五一 和歌山	東、文 頼成 一 廣島
東、文 (阿部) 頼泉 千葉	東、文 (舊信藤) 御船 繁 北海道	京、法 楠見暉男 岡山
京、法 (舊渡邊) 阿部正己 岡山	京、法 三善清丸 岡山	京、法 中川明三 大阪
京、法 細倉重義 大阪	京、法 野田侃四郎 香川	東、文 (舊松田) 宮寺密道 廣島
東、法 橋高金四郎 岡山	京、法 久芳亨介 山口	東、法 阿部章治 新潟
東、法 石原剛平 岡山	京、法 蘆澤元秀 山梨	京、法 吉田隆一 廣島
京、法 (舊文太郎) 杉山岩三郎 岡山	京、法 華園信由 京都	京、法 大久保甚吉 德島
京、法 神原豊治 京都	京、法 野元卓 東京	京、法 枝松琢磨 岡山
京、法 山根宏鳥 取	京、法 湯川三郎 和歌山	京、法 安達士門 熊本
京、法 田村大造 愛知	東、文 河村實靜 岡	京、法 屋葺税郎 岡山
京、法 關根久一郎 三重		

一部丙 (二十五名)

東、法	山田龍雄	高知	東、法	打海輝	吉廣島	東、法	咲村快藏	廣島	
東、法	岡崎旭	岡山	東、法	佐々木義朗	靜岡	東、法	鈴木	司廣島	
東、法	林卓廣	島	東、法	赤木喬一	岡山	東、法	井澤省一	大分	
東、法	有安堅二	岡山	東、法	宮古精二	茨城	東、法	小山正生	熊本	
東、法	保持道信	愛媛	東、法	小杉重昌	新潟	東、文	舟木重信	東京	
東、法	田部顯穂	島根	東、法	×南	總平	岡山	東、法	津村康廣	島
東、法	橋本龍一	廣島	東、法	×丹羽公明	愛媛	東、法	星野宗治	新潟	
京、法	河西健福	島	東、法	宇野操一	廣島	東、法	松村徹二	東京	
東、法	×寺田三郎	長野							

二部甲

(二十三名)

東、工	博仁科芳雄	岡山	京、工	武居高四郎	岡山	東、工	山根集吉	島根
東、工	柳生義郎	高知	東、工	大野省三	岡山	東、工	村田磊爾	廣島
九、工	×安藤真雄	鳥取	九、工	田川淺次郎	廣島	東、工	川澤章明	高知
九、工	勝本清藏	香川	京、工	大塚徳雄	島	九、工	四方田貞	島根
九、工	國道敏一	山口	京、工	住田秀廣	島	京、工	日高淳一	宮崎

東、工	戸田貫岡	山	京、理	高橋森藏	群馬	京、工	高見祥平	岡山
九、工	能美正廣	島	東、工	×西垣章治	奈良	京、理	今井政二郎	兵庫
京、工	伊藤憲吉	愛媛	京、工	選胡光旭	支那(聽)			

二部乙

(二十三名)

東、農	川村一水	高知	東、農	能勢太三郎	大阪	東、藥	平松源一	三重
東、農	小合平良	岡山	東、農	福家豊香	川	東、農	禮上謙爾	廣島
東、農	蜂谷修誠	岡山	東、農	錦織重實	高知	東、理	内藤珍磨	岡山
東、農	丸山潤三	岡山	東、農	島山恭助	新潟	東、藥	佐々木元	東京
東、農	法堀(舊昇)	大分	東、農	長谷部半一	愛媛	東、農	丸尾新香	川
東、農	小川眞平	岡山	東、理	柳金田支那		東、藥	兒山宗十郎	岡山
東、農	本間賢介	新潟	東、農	後藤綾次郎	廣島	東、農	片山駿太郎	岡山
東、林	松尾茂熊	本	東、農	村上惠二	兵庫			

三部

(三十八名)

東、醫	石川久吉	香川	東、醫	進藤升	岡山	東、醫	大村幸一	山口
-----	------	----	-----	-----	----	-----	------	----